

前説を固執せば、一呼吸の間に之を決せんと短刀を懐にして意を淺野茂勳に告ぐ。茂勳之を止め、家臣辻將曹をして後藤象二郎に諷諭せしむ。象二郎意稍動き、遂に豊信・慶永を説きて之を服せしむ。是に於て再議を開くに及び、また議論なくして具視の説に決して直に勅裁を仰ぎ、慶喜の將軍職辭退を聽許し、慶永をして慶喜に通ぜしめ、退官・納地の事は慶永・慶勝をして慶喜を説かしむることとし、深更に至りて議事を終れり。世に之を小御所會議といふ。

### 第四章 鳥羽・伏見の戦 明治戊辰の役

慶喜大阪城に退く

【鳥羽・伏見の戦】 大政奉還の後前將軍慶喜は舊幕臣及び會津・桑名等の兵と共に京都の二條城に在りしが、營に王政復古の大改革に與らざりしのみならず、更に十二月十日には、徳川慶勝・松平慶永二條城に至りて、その内大臣を辭し封土を返上すべき内旨を傳へしかば、幕府の舊臣等は之を以て薩・長二藩の所爲とみなし、憤慨するこゝ甚しく殺氣京都に満ちて形勢頗る穩ならず。慶喜事變を生ぜんことを憂へ、人心の鎮靜を待ちて更に奏請せんことを求め、十二日の夜會津藩主松平容保・桑名藩主松平定敬以下を隨へ、密に二條城を出でて大阪城に退きたり。時に江戸の薩州藩邸には數多の浪士を養ひしが、偶十二月二十二日の夜江戸城西丸火災あり、幕府は薩邸浪士の

放火をなし、その引渡を命ぜしも薩邸之に應ぜず、加之、浪士等江戸警衛の任に當れる莊内藩の屯營を襲ひしかば、莊内藩士は前橋・松山等の諸藩及び幕府旗下の士と共に薩州藩邸を砲撃せり。

○鳥羽伏見の戦(陸士、明四〇)

○大政奉還より明治十年までの事  
○變を列記し、前單なる説明を加へよ  
○(海兵、大五) 航以後西南の役に至るまで我が國に起りたる大事件の年代表(神八) 高商、明三

その報大阪城に達するや、城中將士の激昂甚しく、慶喜遂に決する所あり、自ら上京して君側の姦を清めんとし、明治元年 紀元二五 二月 正月討薩の表を捧げ、會津・桑名等の兵を先鋒とし將に京都に入らんす。朝廷乃ち慶喜をして大阪に在りて後命を待たしめんとし給ひしが、時既に遅く、慶喜の前軍既に進みしかば、薩長二藩に命じて之を逆へ撃たしめ給ふ。二藩の兵、幕兵と鳥羽・伏見に戦ひて大に之を破りしかば、幕兵は大阪に退けり。四日朝廷更に嘉彰親王を征討大將軍に任じ錦旗・節刀を授け、薩・長・藝三藩の兵を率ゐて之を伐たしめ給ふ。是に於て慶喜は容保・定敬等を隨へ、六日夜に乗じて密に城を出て海路江戸に奔れり。

【慶喜の恭順】 朝廷乃ち征討の詔を發し、公卿・諸侯をして去就を決せしめ、慶喜以下の官爵を削り舊幕領を收めて朝廷の直隸となし給ひ、二月更に有栖川熾仁親王を東征大總督となし西郷隆盛等を參謀とし、諸藩の兵を發し、東海・東山・北陸の三道

○勝安芳  
八)東高商、六

○ペルリ來航以後西南の役に至るまで我國に起りたる大事件の年代表(神順、高商、明三)より大政奉還より明治十年までの事變を列記し、簡單なる説明を加へ、大(五)海兵、大

より江戸に向はしめ給ふ。三道の軍並び進みて江戸に迫り、大總督府は駿府に陣し、三月十五日を以て江戸城を總攻撃せんす。慶喜は大阪より歸りて後一旦江戸城に入りしが、二月退きて上野の寛永寺に屏居し一意恭順を表せしが、是に至りて勝安芳をして西郷隆盛につきて罪を謝せしむ。大總督宮乃ち諸軍に令して江戸の攻撃を止め、狀を朝廷に奏せられたれば、朝廷寛典を以て處するに決し、四月慶喜の死を宥して之を水戸に幽し、江戸城及び軍艦・兵器を收め、且家臣を郊外に退かしめ、ついで田安家達をして宗家を繼がしめ、駿河・遠江及び陸奥の地七十萬石を領せしめ給へり。

【奥羽戦争】然れども舊幕臣の中には慶喜の恭順を喜ばざるもの少からず。舊幕府の海事副總裁たりし、榎本武揚エノモトタケアキは軍艦を率ゐて安房の館山クニヤマに逃れ、新撰組の近藤勇コシドヨウ・土方歳三ヒヂカサトシザウ等は下總の流山ナガシヤマに據り、大島圭介等亦下總に走りて之と合し、總・野の間に轉戦して大に官軍を惱し、が、宇都宮・日光に敗れて遂に會津に走れり。彰義隊の徒は輪王寺宮公現親王リンワウジ 後の北川白宮コウケン 能久親王ノリヒサを奉じて上野に據る。西郷隆盛府下の騷擾を避けんとして之を攻めず、自ら之を解散せしめんせしが、大村益次郎來るに及び、急に攻めて之を破る。殘徒等親王を奉じてまた會津に走れり。會津藩主松平容保は大阪を逃れ

# 欠

# 欠

二十二年三府・四十三縣をなし以て今日に及べり。

航以後西南の役に於けるまで我が國に起りたる大事件の年(代)高(順)表(示)明(三)

外國公使の朝見

### 第三章 外交 使節派遣 歐米文物制度の採用 徴兵の制

【外國和親の布告】 王政復古の大業は主として尊王攘夷論者の企てし所なり。然れども攘夷論者の中には衷心攘夷を望むものも、世界の大勢を察して内心外國と修交の必要を認めながら、なほ過激なる攘夷論を唱へて幕府に迫り、早く幕府を倒さんとしたるものありしが、明治元年正月、朝廷上下一致して萬國公法に遵ひ外國と交誼を厚くすべきを布告し、外國事務取扱掛東久世通禧をして王政復古の事を各國公使に通告せしめ、ついで二月議定島津忠義・淺野長勳等の建議を用ひ、天皇始めて佛・蘭兩國公使を紫宸殿に引見し給ひ、以て外國と親交を結ぶの趣旨を知らしめ給へり。この時英國公使パークスも亦召されて入朝せんせしが、途暴徒の要撃にあひて果さず、翌三月に至りて朝見せり。これ實に外國公使朝見の始なり。是に於て頑迷なる舊説は次第に勢を失ひ、開港の必要を説くもの漸く多くなりしに雖も、なほ攘夷論を固執せるものあ

## 公使の派遣

り、外人との衝突殺傷等亦少からざりしかば、英・佛二國は兵を横濱に置き、自ら衛りしが、朝廷令して嚴に士民を戒め次第に靜肅に歸するに及び、同八年之を解けり。

【公使及び大使派遣】かくの如く朝廷にては外國和親の事に決したれば、明治三年閏十月始めて公使を英吉利・佛蘭西・普魯西・亞米利加合衆國等に遣して、各その國に駐割せしめたり。然るに江戸幕府の締結せし所謂安政の假條約は、倉卒の間に成りたるに、我が當局者が外交の事に暗かりしこの爲に、我にこりて不利益なる條項少からず、就中領事裁判權の規定に、海關稅率の不公平は其の最も甚しきものなりき。

而してこの條約は十四年の後更に協議改正すべき約あり、明治五年は恰も改正の期に相當するを以て、朝野共にその目的を達せんことを希望せり。是に於て政府はその準備としてまづ大使を締盟各國に派遣し、條約改正に關する彼我の意見を交換し、併せて彼の地の文物制度を視察せしめんとし、明治四年十月外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尙芳を副使として歐米に派遣せり。大使の一行はまづ米國に赴きて條約改正の事を謀りたれども彼應ぜざりければ、遂に改定の事を中止し、専ら文物・制度を視察せん

## 大使の派遣

とし、進みて歐洲に入り、英吉利・佛蘭西・白耳義・和蘭・普魯西・露西亞・丁抹・瑞典・伊太利・奧太利・瑞西等の諸國を巡歴し、六年九月に至りて歸朝せり。この行、其の主要の目的を達するに能はざりしに雖も、歐米の文物燦然たるを見て我が文化の大に後れたるを知り、内治を改良して國政を整ふるの急なるを悟り、爾後歐米の文化を輸入するに當りて利益を得たるに少からざりき。

【歐米文物・制度の採用】明治維新の後、從來の外交方針一變し開國進取の國是を定められ、歐米諸國との交通愈盛なるに従ひ、西洋思想は漸次輸入せられ、一般國民は靡然として之に傾き、百般の制度・文物より器具・衣食の末に至るまで悉く彼を模倣したり。即ち郵便の制は維新の初はなほ舊幕府時代の飛脚の制を襲用せしが、明治元年九月驛遞規則を定め、四年正月郵便制を東京・京都及び大阪間に行ひ、電信は明治二年十二月に始めて東京・横濱間に電線を架設せしが、八年には清國上海より長崎まで海底電線を架し、歐米諸國と通信するに至れり。明治五年九月には東京・横濱間に鐵道を通じたり。又幕府時代社會組織の基礎をなしたる階級制も大に緩和せられたり。即ち明治二年六月公卿諸侯を華族と改稱し、諸侯の臣隸を士族とし、農・工・商

## 郵便の制

## 電信

## 鐵道

## 階級制の緩和

散髪脱刀を許す

士族の商法

太陽曆

舊物打破の風

を悉く平民になし、三年九月には平民の一般に氏を稱するを許し、その必ず氏を稱せしめしは八年二月なり四年八月には華族・平民の婚嫁を通ずるを許し、また穢多・非人の稱を廢して平民に編入し、一般に散髪・脱刀を許し、帶刀を禁ぜしは九年三月なり同年十二月には華・士族の農・工・商業に従事するを許されければ、家祿を奉還して賜りたる金を以て商業を営みたる士族少からず、しかもその多くは失敗に終りて一時「士族の商法」といふ諺を生ずるに至れり。この年また天皇の行幸に馬車を用ひ給ひ、臣民の途上車駕を拜するには立禮を用ひしめ給へり。五年四月僧侶にも氏を稱せしめ、その肉食・妻帯・蓄髮するを許し、同年一月洋式に摸して大禮服・通常禮服の制を定め、また從來の大陰曆を廢して太陽曆を用ひ、明治五年十二月三日を以て同六年一月一日になし、つぎて舊來の五節供を廢して祝日・祭日の制を立てたり。西洋風の建築・飲食また漸く行はるゝに至れり。然れどもその摸倣急進の弊は徒に歐米の風に心酔して舊習を厭ひ、舊來の事物はその善惡美醜を問はず悉く之を打破せんとするの風を生じ、古美術・名勝・舊蹟等の頽廢に委せられ、或は破壊毀損せらるゝものあるに至れり。されば岩倉大使等歸朝の後には方めてこの弊を矯正し、心を内治の改良に用ひ、適宜に西洋の文物を輸入して國力の充實發展を謀れり。

●舊物打破の實例 諸侯の城郭の破壊せられしは勿論、諸社寺の寶物の類も争ひて之を破壊せり。彼の奈良興福寺の五重塔が僅に二十五圓を以て賣られんとせしも之を買ふものなく、遂に之を燒棄せんとせしに、火災の恐ありとて奈良市民の抗議によりて中止せられしが如き、白砂青松の勝地にして古來歌に名高き和泉の高石濱タカシノハマの松が官命によりて伐採せられんとせしを、偶大久保利通之を見て甚だ之を惜み「音にきく高石の濱の松が枝も世の仇浪はのがれざりけり」と詠じて時の堺縣令に送りて伐採を中止せしめしが如き、好箇の實例なり。

【徴兵の制】 維新以後政府は全國皆兵の主義を取り、明治三年十一月徴兵規則を定め、各藩・府・縣に令し一萬石毎に兵一人を出さしめ、士族・平民を論ぜず合格者を採るこゝしし、服役年限を四箇年とせり。四年二月薩・長・土三藩の兵を東京に徴して御親兵と稱し兵部省に直隸せしめ、また沿海漁夫の子弟を撰みて水兵たらしむる制を立て、同四年始めて鎮臺を東山・西海の二道に置きしが、八月に至り之を廢して更に東京・大阪・東北・鎮西の四鎮臺を置けり。明治五年二月兵部省を廢して陸軍省海軍省を置き、また徴兵令を定め、翌年一月之を發布し、封建の遺物たる兵・農の別を廢して、士庶・貴賤を問はず丁年に達すれば悉く兵役に就くべき義務あるものとし、

御親兵

陸海軍省を置く  
徴兵令

ついで東京・大阪・仙臺・熊本・名古屋・廣島の六鎮臺を置けり。徵兵令の發布は實に我が軍制上の著き改革にして軍備の振興・充實これによりて大にその歩を進むるに至れり。然れども當時國民なほ舊習を脱せざるもの多く、甚しきは太政官の發したる諭告中の「血税」の文字を、人民の生血を搾り取るものごなし爲に暴動を起したるものすらありき。

### 第四章 朝鮮との關係 征韓論

【朝鮮の無禮】 朝鮮は江戸時代に於て將軍の就職毎に慶賀使を送り國書・方物を進むる慣例なりしが、十一代將軍家齊の時以後、その事全く絶え、幕府亦國事多端にして之を顧る違なく、以て明治維新に及べり。明治元年朝廷對馬藩主宗重正初名義達に命じ王政復古の事を告げしめ、且舊好を修めんことを議せしむ。重正乃ちまづ書を朝鮮に送り、ついで使を彼の國に遣せり。時に朝鮮王李熙初名熙年なほ少く、生父李昉初名昉大院政權を握りしが、固く鎖國の政策を執りて聽かず、我が書式江戸時代のものご異なり、文中「皇」奉勅等の文字あるを難じて之を拒めり。明治三年二月我が政府は更に佐田伯

○徳川時代以來征韓論に及ぶまでの日韓の關係(専門檢、明四四)

○太古以來韓國併合に至るまでの日本と朝鮮との關係を述べよ(陸

士、大四)

○征韓論(海兵、明三八)

○明治維新後に於ける我國と朝鮮との關係(陸士、明四四。美術、明四四。海兵、海軍、大六)

○大院君李昉應(専門檢、大五)

○日韓合邦に至るまでに我國と朝鮮との間に起りたる重要事項を畧述せよ(海機、大三)

○徳川時代

茅等を朝鮮に遣して交渉せしもまた要領を得ざりき。伯茅は夙に時勢を察して朝鮮の無禮を責め、以て維新中興の大業を大成すべきを論ぜしが、是に至りて益征韓のやむべからざるを思ひ、朝鮮より歸るや直に意見書を草して政府に建白し、徒に使節を往復せしめんより寧ろこれを征伐するの速なるに如かざるを論ぜり。然れども政府はなほ平和の間に事を決せんとし、同年九月更に外務權少丞吉岡弘毅等を遣りしもまた要領を得ず、五年正月また宗重正をして周旋せしめしも彼應せず、新に我が新政府ご通好するを拒めり。是に於て朝野その無禮を憤り征韓を論ずるもの漸く多く、外務大丞丸山作樂ウラヤマの如きは、陰に黨を結びて兵を募り朝鮮を襲撃せんご謀り、事露れて罰せられたり。

【征韓論】 この年九月政府また外務大丞花房義質等ハナブサヨシセトを朝鮮に遣し、修好を議し且對馬の貿易船を罷むるを報じ漂民を送致せしに、彼は漂民を受け他は皆拒みて納れず。六年五月には彼の官吏書を草梁公館サウリヤクウコウワン釜山に於ける我の門柱に貼りて我が國を罵る等傲慢不遜禮を失ふご頗る大なりければ、世論益その亡狀を憤り征韓の論愈盛なり。時に西郷隆盛陸軍大將兼參議たり。常に力能く東亞細亞を威服して後始めて歐米ご對立

以來征韓論に及ぶまで、日韓の關係(專門檢、明四四)一六〇・三九四頁參照

○國史に表はれたる我邦と朝鮮及支那との關係中著しき事項を時代を附して順次列記せよ(小高商、大六)

○ペルリ來航以後西南の役に至るまで我國に起りたる大事事件の年代(神代、明三、高商、明三)

八) ○明治時代の大事事件を列記せよ(專門檢、大四)

○日支交通の史實を時代順に畧述せよ(山高商、大五)

○臺灣征伐(商船、大七)

○我國有史以來の主要なる對外戦争を年代順に列舉し併せて之が原因結果を畧述せよ(海)

するを得べしとせしが、是に至り大使を朝鮮に派遣してその政府に懇諭し、彼なほ頑強にして聽かずんば、その罪を世界に聲明して堂々問罪の師を發すべしと論じ、自らその任に當らんことを請へり。外務卿參議副島種臣・參議後藤象二郎・同板垣退助・同江藤新平等皆この議に贊し、廷議將に征韓に決せんせり。

【征韓論破る】 明治六年九月岩倉大使の一行歐洲より歸朝せしが、内治を改良して實力を養ふを以て刻下の急務となし、極力征韓の議を斥け、議論鼎沸して形勢頗る不穩なり。既にして太政大臣三條實美病み岩倉具視勅を受けて太政大臣の事を攝行するに及び十月御前會議を開き兩黨をして相議せしめしが、征韓論遂に敗れ、西郷・副島・後藤・板垣・江藤等諸參議を始め、陸軍少將桐野利秋・同篠原國幹等舊藩出身の武官等多く袂を連ねて職を辭せり。これ實に明治政府創立以來の大破裂にして人心恟々たり。

### 第五章 清國との修好 臺灣事件

【清國との修好】 江戸時代には我が國と清國とは未だ國交を訂し通商を約するに至らず、唯彼の商人の長崎に來りて貿易に従事するのみなりしが、維新後我が商民の彼の國に航するもの漸く多きに及びしかば、我が政府は清國と修好せんとし、明治三年六月外務權大丞柳原前光を清國に派して國書を贈り、ついで四年四月大藏卿伊達宗城を欽差全權大使となし清國に遣して修好及び通商に關する條約を結ばしめたり。これ我が國より外國に向ひて條約を締結したる始なり。

○通商章程 我が國は清國と修好條約を締結すると同時に通商章程を定め、我が國にて横濱・函館・大阪・神戸・新潟・長崎・夷港(佐渡)・築地(東京)を開き、清國にては上海・鎮江(江蘇省)・寧波(浙江省)・九江(江西省)・漢口(湖北省)・天津(直隸省)・牛莊(盛京省)・芝罘(山東省)・廣州・汕頭・瓊州(廣東省)・福州・廈門・臺灣・淡水(福建省)を開くこととせり。

【臺灣征伐の原因】 明治四年十一月、我が琉球藩に屬する宮古島の民六十六人臺灣に漂著し、生蕃の爲に殺害せらるゝもの五十四人に及び、生存者十二人辛うじて琉球に歸還し、狀を鹿兒島縣に具申したり。翌五年七月鹿兒島縣參事大山綱良上書して臺灣を征せんことを請ひ、陸軍將校の中にも亦同一の意見を懐けるものありて、征臺の議は遂に政府の一問題となれり。六年二月外務卿副島種臣さきに締結したる修好條約の批准交換の爲に清國に赴く。然るにこの年三月備中小田縣岡の民四人臺灣に漂著しました

○明治時代の大事業を列記せよ  
（專門檢、大四）

○ペルリ來航以後西南の役に至るまで我國に起りたる大事業の年代表示（神高商、明三八）  
○我國古來海外出兵の

年代及場所（陸經、明四五）  
○大政奉還より明治十年までの事變を列記し簡單なる説明を加へよ（海兵、大五）

○國史に表はれたる我が邦と朝鮮及支那との關係中著しき事項を時代を附して順

生蕃の爲に劫掠せられしかば、我が政府は種臣をして兼ねて臺灣の事件をも申理せしめたり。然るに清國政府は生蕃は化外の民なりと稱してその責に任せず、種臣歸朝するに及び、奏して臺灣を征せんことを請ふ。然れども廟議なほ決せざりき。

●生蕃 當時臺灣は東西の二部に分れ、西部は熟蕃と稱して清國に屬し、東部は生蕃と稱してその所屬なほ明ならざりき。而して生蕃の土人は頗る野蠻にしてその性極めて獐狂残忍にして十八の部落に分れたり。就中牡丹社蕃最も兇惡にして人を殺すを好み人肉を喰ふ。琉球の漂民を殺戮せしも亦この牡丹社蕃なり。

【臺灣征伐】 既にして十月征韓論の破裂あり、翌七年二月佐賀の亂（第七章参照）あり、是に於て政府は事端を構へて國民の耳目を外に轉ぜしめ、以て國內不平の徒を制せんことを遂に征臺の議を決し、七年四月陸軍中將西郷從道（ウツグチ）を臺灣事務都督とし、陸軍少將谷干城・海軍少將赤松則良（シロヤシ）を參軍とし、兵三千餘を率ゐて往いて討たしめ、臺灣蕃地事務局を置き參議大隈重信を長官となし、また陸軍少佐福島九成を廈門領事となし、蕃地の事を兼任せしむ。參議兼文部卿木戸孝允は、始より内治未だ整はざれば兵を外に用ふるの時にあらずとして征臺の舉に反對せしが、その議容れられざるを以て、書を太

政大臣三條實美に上り、治道の前夜・本末を誤れるを切論して職を辭せり。是に於て朝議稍躊躇の色あり。偶米國公使中立の義を執りて貸與の船舶の返還を求め、英國公使亦清國との争端を開かんことをいふ。政府愈困しむ將に再議する所あらんとし、遽に征討軍の出發を止めしが、都督はこれを肯ぜず、五月二日遂に長崎を發せり。

かくて征臺軍は臺灣の南部恆春に上陸し、進みて蕃族を討つ。諸酋長風を望みて多く軍門に降りしが、獨牡丹社蕃のみ頑強にして服せず、五月二十二日我が軍兵を分ちて竹社・風港・石門の三道より進撃し遂に大に之を破り、酋長阿祿父子を捕へて之を殺し、九月進みてその根據に迫りしかば、蕃人窘窮して出で降り南部生蕃の地畧平ぎたり。是に於て我が軍は本營を龜山に置き、都督府を始め病院その他の設備をなし、道路を修め橋梁を架し永久占領の計をなせり。

【清國との交渉】 然るに清國は俄にその態度を變じ、生蕃の地を以てその版圖なりと主張し、我が征臺の舉を以て不當の出兵なりとして我が政府に抗議し、且人を臺灣に派し西郷都督に向ひて撤兵を要求せり。都督これを斥けて納れず、全權公使柳原前光また往復辯論すれども議遂に調はず、殊に清國は長髮賊平定の後數年のことにして將



次列記せよ  
(小高商、  
大六)  
○我國有史  
以來の主要  
なる對外戰  
争を年代順  
に列擧し併  
せて之が原  
因結果を畧  
述せよ(海  
經、大四)

士の意氣大に昂りて容易に屈せず、征臺の舉は將に轉じて清國との衝突ならんことをしかば、我が政府は八月參議兼内務卿大久保利通を全權辦理大臣として清國に赴かしむ。九月利通北京に至り、彼の總理衙門大臣恭親王・軍機大臣文祥と會見して談判一箇月に互りしが、彼は生蕃はなほ清國の政教に従はざれどもその地は清國版圖の中なりと主張し、我は生蕃未だ清の王化に服せざるに於てはその地に清國政權の及べるを認めずと論争決せず、利通遂に自由行動をさるべきを明言して柳原前光と共に歸朝の途に就かんせり。時に北京駐劄の英國公使ウエード兩國平和の破るゝを憂へ間に居て調停せしかば、十月三十一日清國遂に我が出兵の義舉たることを認め、被害民撫恤銀十萬兩、道路修築及び兵營建設費等四十萬兩を支辨し、且生蕃をして永く害を我が國人に加へしめざることを約して事平けり。利通乃ち臺灣に至り和議の成立を從道に告げて十一月歸朝し、つぎて從道以下また東京に凱旋せり。

### 第六章 北海道の拓殖 千島・樺太の交換

【幕末に於ける蝦夷地の經營】 寛政以來北邊の警報連に至るに及び、幕府は蝦夷島

を収めてその直轄地とせしが、文政四年紀元二四 再び之を松前氏に還附せり。然るに幕末に至り内外の形勢急なるに及び、安政二年紀元二五 一五年 又之を収めて幕府の直轄とし十數箇所に本・支營を設け、仙臺・秋田・津輕・南部等諸藩の兵をしてこれを戍らしめ、且漸次屯田の制を設けて移住を奨勵し、土地の開拓土人の撫育に勉められたれども、未だその事業の見るべきものなく、僅に少數の移住者がアイヌ人の間に散在して漁獵に従事するのみなりき。第四編第九

【北海道の拓殖】 維新の後政府また蝦夷地開拓の議あり、明治元年四月箱館裁判所を置き、翌閏四月箱館府を置けり。二年五月五稜廓陥り蝦夷島平定するや、六月蝦夷地開拓總督を任じ、七月箱館府を廢して新に開拓使を置き、鍋島直大を開拓使長官に任じ、令して諸藩の士族及び衆庶の移住して開拓せんことを請ふ者には、分に應じて土地を貸與せり。つぎて八月蝦夷地を北海道と改稱し分ちて十一國となす。この月東久世通禧直大に代りて開拓長官となる、翌三年五月黒田清隆開拓次官同七年長 官となるに任ぜられてより新に十年計畫を立て、年々巨資を投じて施設する所あり。これより移住者益加はり土地愈開け農産物も漸く多からんことし、開拓の事業大に見るべきものありき。同八年

開拓使

北海道と改稱す

屯田兵  
北海道廳

屯田兵を置き東北地方の民を募りて之に充て國防に開墾を兼ねしめたり。同十五年二月開拓使を廢して札幌・箱館・根室の三縣を置きしが、同十九年一月また之を廢し、北海道廳を置きて全道を管せしめ、要地に支廳を設け、屯田兵を廢して師團を置き、以て今日に至れり。

開拓使官有物拂下事件 明治十四年は恰も北海道開拓十年計畫終了の年なりければ、長官黒田清隆は從來開拓使が創設したる幾多の事業と之に屬する官有物とを民間に拂ひ下げて其の業を繼がしめんとせり。時に薩州の人五代友厚、長州の人中野梧一等大阪に關西貿易會社を設立して、開拓使官有物中の主要部分を代價三十萬圓無利息三十箇年賦を以て拂ひ下げんことを請願せしが、政府は八月一日を以て之を許可せり。その所謂主要部分とは東京なる物產取扱所・教養東京及び大阪の藏所・箱館船場官有地・七重勸業試驗所・根室牧畜場・札幌牧畜場・大野養蠶所・製紙所・麥酒製造所・葡萄酒製造所・諸鐵詰製造所・製毛所・製網所・鹿虎獵場を始として、汽船・帆船並に其の工作所等にして、實に明治二年以後同十三年に至るまで一千四百餘萬圓の巨資を投じて創設したる事業及び物件なり。されば當時民權自由の説を唱へて國會の開設を政府に迫りし民間の有志は、この不當の拂下を以て薩長人士が國利・民福を犠牲として私利を營まんとするものとし、新聞に雜誌に演說會に猛烈に政府を攻撃し、政府部内に於ても亦參議大隈重信・大藏卿佐野常民等痛く拂下に反對せしかば、政府も之を斷行すること能はず、十月十一日明治天皇の東北より還幸し給ふや、即夜御前會議を開かせ給ひ、翌十二日開拓使官有物拂下の件を取り消し以て局を結べり。

○樺太及千島に關する我國とロシアとの交渉 (東高商、明四五)  
○樺太に關する日露兩國の交渉 (海經、明四三、馬門檢、大六)  
○日露兩國に於ける樺太領有に關する交渉 (頼末、陸士、大六)

【日露境界問題】

安政元年 紀元二五 幕府が露西亞に條約を結ぶや、千島は擇捉以南を我が國に屬し、得撫以北を露國領に定められたれども、樺太に於ける兩國の境界は之を定めず舊に依りて彼我の雜居地となせり。この後露人は益樺太の南部を侵掠して止まず、同六年 紀元二五 七月、露國の東部西伯利亞總督ムラビヨフは自ら軍艦を率ゐて品川に來り、樺太全島の露國領なることを主張し、宗谷海峽を以て兩國の境界となさんことを迫りしが幕府は之を拒絶せり。その後文久二年 紀元二五 七月幕府は外國奉行竹内保徳・同松平康直等を使節として露都に遣して樺太の境界を議せしむ。時に我は北緯五十度を以て兩國の境界となさんことを主張し、露國委員イグナチエフは全島領有の議を執り、反覆辯論容易に決せず、遂に明年八月兩國より委員を派遣し實地に就きて境界を査定すべきを約して歸朝せり。然るにその期に及び、幕府は内外多事の爲に委員を派遣せざりしを以て露國の委員は空しく歸れり。ついで慶應二年 紀元二五 十二月幕府は箱館奉行小出秀實等を露都に遣して商議せしめしが、彼は前年の食言を責め

○樺太及千島に關する我國とロシアとの交渉(東高商、明四五) 〇三頁參照 〇千島樺太の交換(海兵、明三九)

なほ全島を露領なりと主張し、代償として得撫近傍の三小島を我に譲らんといひしが、秀實聽かず。唯雜居の約を定めたるのみにして何等決する所なく、樺太は依然兩國人の雜居地として明治維新に及びり。

【千島・樺太の交換】 明治三年二月開拓使を分ちて樺太開拓使を置きこれが經營を計り、同五年外務卿副島種臣北緯五十度以北の地を買收して兩國の爭端を絶たんとせしも露國之に應ぜず。同六年開拓次官黒田清隆は、樺太の地氣候寒く土地礪确にして之を有するも國家に益なし、寧之が開拓に要するの資を移して北海道の經營に用ふるに如かずと建議せり。朝議之を採用するに決し、七年八月露國駐劄全權公使榎本武揚をして露國に交渉せしめ、八年五月我が國は千島群島全部を取り、樺太全島を露國に譲り、占守海峡を以て國境となすの條約を締結せり。この年八月東京に於て批准交換あり、樺太は九月、千島は十月を以て授受を了し、北邊問題始めて解決したり。

第七章 地方の騒亂

【佐賀の亂】 さきに征韓論の敗るゝや江藤新平は西郷隆盛等と共に官を辭して野に

○大政奉還より明治十年までの事變を列記し(海兵、大五)

○樺太以後西南航の役に至るまでの我國に起りたる大事(順事、明三八)

下りしが、明治七年一月板垣退助・後藤象二郎・副島種臣等と共に民選議院設立の建議を提出し(第一〇) 以て政府の大改革を行はんとせり。時に佐賀の征韓黨人を遣りて新平を其の首領に戴かんことを請ひ、新平諾して佐賀に歸れり。佐賀の士族中別に憂國黨と號し新政を喜ばず密に封建の舊に復せんことを謀るものあり、前秋田縣令島義勇その首領たりしが、此に至り兩黨相合し新平を以て首領とし、七年二月その徒二千五百餘人亂を作して縣廳を襲ふ。縣令岩村高俊熊本鎮臺の兵を以て防戦せしが、遂に敵するこゝ能はずして筑後に走れり。朝廷參議兼内務卿大久保利通に命じまづ往いて之を鎮撫せしめ、ついで嘉彰親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋(ヤマガタアヲトモ)を發して之を討たしむ。征討軍未だ著せざるに、利通博多に至りて諸軍を部署し、三道より進み撃ちて大に賊軍を破り遂に佐賀城を取れり。賊軍潰走し、三月義勇は鹿兒島にて捕へられ、新平は鹿兒島に奔り西郷隆盛に投ぜんとして容れられず、板垣退助に頼らんとして土佐に走り、四月遂に縛に就き各刑せられて亂平ぎたり。之を佐賀の亂といふ。

【熊本及び秋月の亂】 熊本縣の士族大野鐵平(時)太田黒(伴雄)と稱す加屋齊堅・上野謙吉等守舊の



## 熊本城包圍

せず、熊本縣の士族池邊吉十郎・友成正雄等數百人また賊に應じて城を攻撃せり。時に明治天皇京都に幸し給ひ、孝明天皇の祭を行はせられ、二月十一日大和に幸し神武天皇陵に参拜し給へり。偶鹿兒島の變報達せしかば駕を京都に駐め給ひ、有栖川宮熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋・海軍中將川村純義を參軍とし、陸軍少將野津鎮雄・同三好重臣・同三浦梧樓・同大山巖を各旅團司令長官とし、軍を率ゐて西征の途に上らしめ、ついで隆盛以下の官爵を削り給へり。

かくて親王は二月二十六日福岡に至り本營を福岡城に置き、近傍諸縣に告げて方向を誤ることなからしめ給へり。時に官軍既に高瀬口より進みて賊と砲火を交へしが、三月官軍大舉して賊軍の據れる山鹿・田原阪・吉次越の險を攻め激戦して賊將篠原國幹を磔し、ついで田原阪の險を抜き進みて植木・木留に戦ふ。然れども賊なほよく戦ひて屈せず。この時議官柳原前光・陸軍中將黒田清隆は命を奉じて鹿兒島に赴き、旨を島津久光父子に諭し、各所の砲臺を毀ち造船所を破壊し、賊の船舶・彈藥・糧食を收めてその後援を絶ち、また縣令大山綱良を捕縛せり。ついで清隆賊背掩撃の策を建議せしが朝議之を採り、清隆を征討參軍となし、自らその任に當らしむ。清隆乃ち長崎

## 田原阪の戦

を發して八代に上陸し、陸軍少將山田顯義等の別働旅團を督して賊背を衝かんし、四月進みて宇土に著せり。

【隆盛等の戦死】熊本城重圍の中に在るこゝ既に五旬、糧食・彈藥殆き盡き疊の藁を食ふに至り落城且夕に迫りしが、偶宇土方面に砲聲の起るを聞きて援軍の至れるを察し、四月八日陸軍少佐奥保章をして一大隊の兵を率ゐる圍を破りて狀を之に報ぜしむ。保章遂に宇土に達し八代口の官軍に合するを得たり。是に於て清隆始めて城中危急の狀を詳にし、急に部署を定めて進撃し、十四日陸軍中佐山川浩の一隊進みて熊本城に入り、始めて内外の連絡を通じ、翌日清隆等亦兵を率ゐて到り、高瀬口の官軍も亦此の日敵壘を破りて城に入れり。是に於て官軍の勢威大に振ひ賊兵遂に潰えて肥後・日向の間に遁走し、十七日熾仁親王本營を熊本城に移し給ふ。これより諸隊勢を合せて賊を追撃し、六月人吉を抜き、七月佐土原を陥れ、八月延岡を取りしかば賊勢益蹙り、隆盛・利秋等南走して鹿兒島に入り城山に據る。九月官軍大舉して城山を攻め、二十四日遂に之を陥れ、隆盛・利秋等自殺して亂全く平ぎたり。亂後大山綱良・池邊吉十郎等十餘人を斬り、薩軍に屬せしものを罰したり。之を西南の役といふ。

## 熊本の圍解

## 城山陥る

博愛社

【日本赤十字社の起り】 この役交戦二百餘日に互り、兩軍奮戦殺傷算なし。佐野常民・大給恆等總督官に請ひて博愛社を創立し、戦地に病院を設け、官軍に賊兵を問はず傷痍疾病を治せり。これ實に日本赤十字社の起りなり。

### 第八章 琉球の處分 朝鮮との修好

【琉球の處分】 琉球は慶長年中島津家久之を征討せし第四編第 三章參照より全くその隸屬となりしが、一方なほ支那にも通聘してその封冊を受くることを止めざりしかば恰も兩屬の如き姿なりき。然れども固より我が屬地たること明なれば、明治四年廢藩置縣に際し之を鹿兒島縣の管下となし、國王の入朝を促せり。是に於て國王尙泰シヤウタイは翌五年九月使を遣して入朝し新政を賀する表及び方物を獻ぜしむ。朝廷尙泰を封じて琉球藩王とし華族に列し、且幕末嘉永・安政の交琉球が米・佛・蘭の三國と結びたる條約を我が政府の條約となし、外務官を派して外交事務を管理せしめたり。ついで八年内務大丞松田道之ミチノブを琉球に遣し、尙泰に命じて明治の年號を奉じ、年中の儀禮悉く我が國の制に従はしめ、且嚴に清國と通聘しその封冊を受くるを禁じ大に藩制を改革せしむ。

琉球問題の沿革

○明治維新後に於ける我國と朝鮮との關係  
（陸士、明四、美術、明四、五。海兵、海機、海經、大六）

○江華島事件、海兵、大  
○大政奉還より明治十年までの事變を列記し、簡單なる説明を加へよ  
（海兵、大五）  
○國史に表はれたる我が邦と朝鮮及支那との關係中著しき事項を時次を附し順次

十二年三月遂に琉球藩を廢して沖繩縣を置き尙泰を東京に移住せしめたり。この時清國は我が處置を難じて異議を唱へ、紛議將に起らんせしが、恰も米國前大統領グラントの來遊するあり、清國は事情を告げてその調停を求めしかば、グラント來朝して我が政府に説く所あり、政府之を諾し、北京駐劄の公使をして彼の委員と商議せしめ、永く兩國の爭議を絶てり。

【江華島事件】 朝鮮には征韓論の後、明治八年更に使を遣して修好を促したれども亦要領を得ざりき。この年九月我が軍艦雲揚號朝鮮の南海岸を測量して將に清國牛莊ニウヂヤンに赴かんせしが薪水缺乏せしより、漢江口に投錨し端艇を出して之を江華島に求めんせしに、忽ち砲臺より發砲して我が水兵二名を傷けたり。艦長井上良馨ヨシカ大に怒り上陸して之を詰らんせしに、發砲益急なるを以て、遂に令して之に應戦し砲臺を陥れ、上陸して永宗城を抜き、大砲其の他の武器を奪ひ、歸朝して之を政府に報じたり。

【修好條約の締結】 我が政府變報を得て參議陸軍中將黒田清隆を特命全權辦理大臣カハラとなし、元老院議官井上馨カハラを副大臣とし、朝鮮に赴きてその不法を詰り、兼ねて修好の事を議せしめたり。然るに朝鮮政府は曠日彌久して容易に決する所なかりしかば清

列記せよ  
(小高商、大六)

○日韓合邦に至るまで我が國と朝鮮との間に起りたる重要事項を重述せよ(海權、大三)

○太古以來韓國併合に至るまでの日本と朝鮮との關係を述べよ(陸士、大五)

○明治維新後に於ける我國と朝鮮との關係(陸士、明四、美術、明四、五、海兵、海機、海經、大五)

大六)

○國史に表はれたる我が邦と朝鮮及支那との關係(支那著しき事項を時代を附して順次列記せよ(小高商、大六))

○日韓合邦に至るまで我が國と朝鮮との間に起りたる重要事項を重述せよ(海權、大三)

○太古以來韓國併合に至るまでの日本と朝鮮との關係を述べよ(陸士、大四)

隆等遂に日を限りて決答を求め、若し期を過ぎて答へざれば自由の行動を取るべきを告ぐ。是に於て彼遂に屈してその暴舉を謝し、且十二箇條より成る修好條約を締結し、釜山の外仁川・元山の二港を開けり、時に明治九年二月二十六日なり。文化八年幕府が朝鮮と交を絶ちてより六十餘年にして再び修好の事成り、維新以來の懸案始めて解決せり。

### 第九章 朝鮮京城の變 天津條約

【明治十五年の變】 我が國は他國に先だちて朝鮮の獨立を認め修好條約を締結し、翌十年九月外務大書記花房義質に代理公使を兼ねしめて朝鮮に派遣せしが、十三年四月京城に我が公使館を設け、義質を辦理公使として此の地に駐劄せしめたり。時に朝鮮政府は改革黨勢力を得進歩主義を採りて、我が陸軍より工兵中尉堀本禮造を聘して兵士をして新式の訓練を受けしめ、又金玉均・徐光範等を我が國に遣して制度・文物を視察せしめたり。金玉均等の歸國するや大に内政の改革を唱へ、王舅閔氏の一族之を結びて朝政を專にせり。大院君なほ守舊を好みて革新を喜ばず、機を見て閔氏を退け再

び政權を執らん。時に閔氏の一族は國王の寵を恃みて專横甚しく、兵部尙書閔謙鎬の如きは兵士の食糧を私して給與せざるに及べり。是に於て京城の守兵五千餘人憤りて亂を作さんことを謀る。大院君密に之を煽動せしかば守兵遂に意を決し、明治十五年七月二十三日夜に乗じて閔氏の第を圍み、閔謙鎬以下數人を殺し王宮に亂入し、又我が公使館を襲ひ火を放ちて之を焼き、堀本禮造以下數人を殺せり。我が辦理公使花房義質館員二十八人と共に圍を破りて王宮に赴きしが、宮門深く鎖して入ること能はず、乃ち仁川に奔れり。然るに府兵暴徒に應じて又之を襲撃せしかば、義質等難を月尾島に避け、舟を繋ぎて外洋に出で漂泊すること殆ど二日、偶英國測量船に救はれて長崎に歸り之を政府に報じぬ。之を朝鮮壬午の變といふ。

【濟物浦條約】 我が政府は軍艦數隻を遣して居留民を保護せしめ、外務卿井上馨を下關に遣し義質を召して旨を授け、陸軍少將高島勲之助・海軍少將仁禮景範をして兵を率ゐて朝鮮に赴かしむ。八月二十日義質國王に謁して要求の意を陳じ日を期して決答を求めしが、此の時既に大院君再び政權を握り、清國の後援を恃み依違して答へず。義質怒り二十三日決然京城を去りて濟物浦に至れり。この時清國はなほ朝鮮を屬邦視

○濟物浦條約(文檢珠、大七)

○朝鮮に於ける獨立黨と事大黨との争(海兵、大五)

せしかば、大院君が援兵を請ふを機こし直隸總督李鴻章は袁世凱・丁汝昌等をして海陸の兵を率ゐて京城に向はしめ、且本邦駐劄清國公使黎庶昌をして我が政府に對して居中調停の勞を執らんことを説かしめたり。然れども我が政府之を拒絶したるを以て、李鴻章は日韓隙を開くは清國に利あらざるを察し、朝鮮駐劄清國公使馬建忠に命じ大院君を拉し去らしめて之を天津に拘置せり。是に於て朝鮮政府の態度一變し、李裕元を全權大臣とし金宏集を副大臣として義質を商議せしめ、八月三十日、朝鮮は二十日を期して兇徒を處罰し、償金五十萬圓、被害者遺族撫恤金五萬圓を出し、我が公使館保護の爲に我が兵を京城に駐在せしむることを諾し、謝罪使を我が國に特派することを約せり。之を濟物浦條約といふ。この年十月・朝鮮は朴泳孝・金晩植を我が國に遣して謝罪せしめ、國書・方物を獻ぜり。ついで十六年一月我が政府は竹添進一郎を辨理公使として京城に駐劄せしめ、一大隊の兵を中隊となす。派遣して之を護衛せしめたり。

【獨立黨と事大黨】 朴泳孝・金晩植の謝罪使として我が邦に來りし時、徐光範・金玉均等もまた隨ひ來り、我が制度・文物を視察し、また我が朝野の名士と交り、大に我が國の依頼すべきを知り、歸國の後同志と共に國政を刷新し獨立を維持せんことを謀るに至れり。

【明治十七年の變】 朴泳孝・金玉均等は事大黨の企を聞きて安んぜず、先んじて勝を制せんとしてその機に至るを待てり。偶清國佛蘭西事端を開きて戰甚だ利あらす、事大黨頗る動搖せるを機とし、明治十七年十二月四日の夜京城郵政局開業の祝宴に乗じて事を舉げ、大臣閔泳翊を傷け進みて王宮に入り、閔臺鎬以下事大黨の大臣數名を殺し、國王を擁して大政一新の令を發せしめたり。この時我が公使竹添進一郎國王の依頼に應じ、一中隊の兵を率ゐて王宮を護衛せしが、袁世凱は閔氏一族の請を容れ、清兵二千を率ゐて王宮に迫り、朝鮮の兵亦之に應じて我が兵と戦ふ。戰酣にして國

○明治維新後に於ける其國と朝鮮との關係  
陸士、明四、美術、兵、海機、海經、大六  
○明治十七年の變(陸士、大七)  
○國史に表はれたる我邦と朝鮮及

明治及現代史 朝鮮京城の變 天津條約



支那との關係中著しき事件を時代を附して順次列記せよ(小高商、大六)

○日韓合邦に至るまでに我邦と朝鮮との間に起りし重要事項を畧述せよ(海樞、大三)

○太古以來韓國併合に至るまでの日本と朝鮮との關係を述べよ(陸士、大四)

王清軍に投ぜしを以て、進一郎は兵を率ゐて公使館に退きしに、清兵又我が公使館を襲ひ火を放ちて之を焼き、陸軍大尉磯林慎三等を殺せり。我が居留民の清兵に慘殺せられしもの亦少からず。進一郎乃ち仁川に退き急を政府に報ぜり。是に於て獨立黨の計畫全く破れ、朴泳孝・金玉均・徐光範等相率ゐて我が國に亡命せり。之を朝鮮甲申の變さいふといふ。

【京城條約】 我が政府は外務卿井上馨を特派全權大使みなし、陸軍少將高島勲之助・海軍少將樺山資紀カキヤマノリをして兵二大隊を率ゐて共に朝鮮に向はしむ。かくて大使の一行は翌十八年一月京城に入り彼の全權大臣金宏集キムウシクと會見し、朝鮮は國書を修めて謝罪の意を表し、公使館建築費二萬圓、被害者撫恤金十一萬圓を出し、兇徒を處罰すること等を約せしめたり。之を京城條約さいふといふ。

【天津條約】 この事變は表面朝鮮に於ける獨立・事大兩黨の争權に出づこと雖も、實は朝鮮における日・清兩國の衝突にして、清國との關係に至つては猶解決を要するものあり、我が政府は十八年二月參議兼宮内卿伊藤博文を特派全權大使みなし農商務卿西郷從道を副使みなしして清國に遣し、清兵の横暴殘虐を詰責し且將來の事端を防がんこと

欠

# 欠

○帝國議會  
開設の由來  
（高橋、明四  
五）〃四一  
七・四一・八  
四一九・四  
二〇頁參照

○我國立憲  
政體の創立  
（專門檢、大  
七）〃四二  
五頁參照〃  
○明治時代  
の大事件を  
列記せよ  
（專門檢、大  
四）

○新律綱領  
（海兵、大  
三）

の總選舉を行はしめ、十一月廿五日第一回の帝國議會を東京に召集し、天皇親臨して開院の式を挙げさせ給へり。この時伊藤博文は貴族院議長に任じ、中島信行は衆議院議長に當選せり。天皇登極の初五箇條の御誓文を發し、廣く會議を興し萬機公論に決すべしと告げ給ひしが、こゝに至りてその實全く備はり、立憲政體確立せり。

## 第三章 法典編纂 條約改正

【法典の編纂】 明治元年十月假に幕府の舊法を改めて稍之を寛にし、刑名を四等に分ちて笞・徒・流・死と定めたりしが同三年十二月大寶律を基礎とし明・清の刑律を參酌して新律綱領を編し之を頒布せり。同五年四月江藤新平司法卿なるに及び、力を刑法の改善に盡し、西洋諸國の法律を參酌して改定律例を制定し、六年六月を以て公布せり。ついで佛人ボアソナードをして佛國の法律に則りて刑法・治罪法を編せしめ、十三年七月之を發布し、十五年一月之を施行しさきの二法を廢し、また裁判所の制を定めて控訴院・始審裁判所・治安裁判所の三種とせり。

その後政府は條約改正及び帝國議會の開會に先ちて諸種の法典を編纂せんとし、法

法典取調局

典取調局を置きその編纂に著手せしめ、明治二十三年十月まづ治罪法を廢して刑事訴訟法を發布し、ついで民事訴訟法・行政裁判法・裁判所構成法・民法・商法等を發布せり。然るに民法・商法は我が國の民俗・習慣に適せざる點多く、理論の貫徹せざる點亦少からずこの非難あり、帝國議會の議決によりてその施行を延期し、二十六年三月新に法典調査會を起し、兩院議員・大學教授・司法官・辯護士・實業家等より委員を選任し、幾多の審議修正を経、議會の協賛を得て、民法は三十一年七月より、商法は三十二年六月より之を施行せり。刑法は更に改正の必要あり、政府は久しく研究を重ねてその修正案を作り、議會の協賛を経て四十一年十月より之を實施せり。是に於て我が法典完成せり。

法典調査會  
法典の完成

○我が國條約改正の沿革、陸士、明四〇

○本邦條約改正の類末、廣高師、大六

○本邦の條

【條約改正の沿革】 條約改正は我が國朝野の宿望にして彼の岩倉大使の歐米巡回もその主要の目的は全く之にありしも遂に不成功に終りしこは既に前に説けり。第三章參照 爾來國內頗る多事なりしに雖も、海外の事情漸く明なるに従ひ條約改正を望む聲は次第に高まり、明治十一年に至り外務卿寺島宗則は法權の對等を後に譲り、まづ税法を改正し從來の協定稅律を全廢して關稅律を引き上げんこし、米國政府と議して約定

約改正に就きて知られる所を述べよ、(專門檢、大八)

○明治時代の大事事件を列記せよ、(專門檢、大四)

書十條を作り、この年七月調印を了し、他の列國と改約成るの後之を實施するこを約せり。然るに英國公使パークスは我が輸入稅率の引上を以て最も自國に不利なりこしてこの案に反對し、列國また之に和せり。偶英人の阿片密輸入に關する訴訟事件起り、輿論大に沸騰し稅權・法權共に恢復すべきを論じて修正案を攻撃せしかば、十二年九月宗則遂に辭職して井上馨之に代り、米國との改正條約も無効なられり。井上馨外務卿なるや更に修正案を作り、十五年一月以來屢列國公使と會して豫備會議を開き、十九年之が本會議を開くに至り將に成らんこせしが、その改正を遂ぐる手段として採りたる極端なる歐化主義が國民の反感を招きし際、英國船ノルマントン號沈没事件起りて國民益憤激し、加ふるにその修正案も亦對等のものにあらず、治外法權を撤廢するかはりに、我が裁判所に外國法官を任用するが如き條項あるこ漏洩したれば、在野の諸政黨は極力之を攻撃し、政府部内に於ても農商務大臣谷干城は反對の意見書を閣下に捧呈して職を辭せり。爲に政府は二十年七月遂に之を中止し、同九月井上馨は辭職し、總理大臣伊藤博文外務を兼攝せり。然れども在野黨の攻撃なほやまず形勢頗る不穩なりければ、同十二月政府は新に保安條例を發布して數多の志士・

○明治二十年以後の條約改正を畧述せよ(海兵、大ニ)  
大隈重信の改正案  
青木周藏の改正案

論客を東京以外に放逐せり。

ついで二十一年二月大隈重信外務大臣なるや、外人をして不便に堪へざらしめ、彼より進みて改正を求めしめんこし現行條約を勵行するに共に、從來の列國會議の法によらず國別談判をなし、二十二年米・獨・英の三國に逐次改正條約を締結せしが、その條約案中依然として外國法官任用の件、その他我に不利益の點少からざること漏洩せしかば、重信の率ゐたる改進黨を除くの外、在野の政黨は猛烈に之に反對し、樞密院議長伊藤博文は改正案に反對して辭表を提出し、遞信大臣後藤象二郎亦大に反對論を唱へ、重信は朝野の反對を受け、この年十月遂に刺客に要撃せられ、ついで内閣總辭職して改正の事また蹉跌せり。

二十二年十二月青木周藏外務大臣となり、銳意改正の事に當り、二十四年には英國と對等條約を議定せしも、偶湖南事件起り、周藏責を引ききて辭職せしを以て復遂に成らざりき。

●阿片密輸入訴訟事件 英國人ハルトレーといふ者、貿易禁制品たる阿片の密輸入をなしたるが、我が税關吏之を發見し、横濱なる英國領事に引渡し裁決を求めたるに、英國領事はハ

ルトレーの所爲を正當なりとし無罪の宣告を與へたり。是に於て輿論大に沸騰して、法權恢復の急を論じたり。

●ノルマントン號沈没事件 明治十九年五月廿一日英國汽船ノルマントン號は横濱より神戸に向ひ航行中紀州沖に於て暗礁に觸れて沈没せり。時に船長以下二十六人悉く短艇に乗じて難を免れしに係らず、船客たりし本邦人二十三人は短艇に乗ることを得ず悉く海中に溺死したり。然るに神戸なる英國領事は之を審問して船長以下悉く無罪と決す。この報一たび傳はるや、全國民は非常に憤慨し、外國人の殘酷無情と領事裁判の不當とを非難し、各新聞紙は毎日攻撃の論説を掲ぐるに至りたれば、政府は兵庫縣知事をして神戸の英國領事館に交渉せしめしに、同領事館は之を横濱の英國領事館に移し、遂に船長を禁錮三箇月に處し、他は皆無罪とせり。

●湖南事件 一に大津事件ともいふ。明治二十四年五月、露國皇太子ニコラス親王東洋諸國を遊して我が國に來り京都に滞在し、この月十一日滋賀縣大津に遊びしが、その護衛の巡查津田三藏といふもの突然帶劔を抜きて太子に傷けたり。明治天皇深く宸襟を惱し給ひ翌十二日直に京都に行幸して親しく太子を慰問し給ひ、國民また委員を派し慰問の辭を述べ物を呈するもの多し。この際政府は警護怠慢の罪を責めて滋賀縣知事・同縣警部長の職を免じ、ついで内務大臣西郷從道・外務大臣青木周藏を退けたり。かくて太子は東京への來遊を中止し、直に神戸より自國の軍艦に搭して浦港に歸り、津田三藏はこの月二十七日を以て無期徒刑に處せられたり。

【條約改正の成功】 二十五年八月陸奥宗光新に外務大臣となり、多年の宿題たりし

○我が國條



至るまでの日本と朝鮮との關係を述べよ(陸士、大四)

○明治維新後に於ける我國と朝鮮との關係(陸士、明四、美術、明四、海軍、海兵、海機、海經、大六)

○我國古來海外出兵の年代及場所(陸經、明四、五)

○國史に表はれたる我邦と朝鮮及支那との關係中著しき事項を時代を附して順

次列記せよ(小高商、大六)

○日韓合邦に至るまでに我國と朝鮮との間に起りし重要事項を畧述せよ(海機、大三)

○我國有史以來の主要なる對外戦争を年代順に列記し併せて之が原因結果を畧述せよ(海經、大四)

○明治時代の大事業を列記せよ(專門檢、大四)

宣戰の大詔

宣戰の大詔

又二十七年三月朝鮮政府は我が國に客たりし金玉均を上海に誘ひ出して之を殺し、その屍を清國軍艦に載せて本國に運び極刑に處したれば、邦人の憤慨は益甚しかりき。

【東學黨の亂】 朝鮮にては王妃閔氏の一族政權を恣にし暴政日に甚しかりしかば、人民怨嗟し私に亂を思ふもの多かりしが、明治二十七年四月全羅道に東學黨東學とは西教に對する名にして朝鮮儒生の主張の徒蜂起し、暴官・汚吏を除きて弊政を改革するを名こし、官衙を毀ち吏民を殺し所在騷擾し、四方の暴民亦之に加はりて勢甚だ猖獗なり。朝鮮政府自ら之を平ぐる能はず、袁世凱の言に聽きて援を清國に請へり。清國乃ち屬邦の難を救ふに稱し、葉志超・聶士成をして兵を率ゐて牙山に上陸せしめ、之を我が國に通牒せり。是に於て我が政府も亦兵を出して居留民を保護せしめ、當時歸朝中なりし公使大島圭介をして急に歸任せしめ、陸軍少將大島義昌に混成旅團を率ゐて京城に進み、海軍中將伊東祐亨に常備艦隊を率ゐて仁川に向はしめ、之を清國に通知せり。既にして東學黨の亂は畧鎮定せしが、我が政府は朝鮮の内政を改革して獨立の實を舉げしめんこし清國に説くに兩國協同して事に當らんこきを以てせしも、清國之に應ぜざりければ、我が政府は獨力を以て朝鮮扶植の任に當り、その弊政を改革せしめんこし、旨

を大島圭介に傳ふ。圭介乃ち朝鮮政府に迫り、牙山の清兵を撤せしめ獨立の實を舉げしめんこせしも、彼は逡巡して決する能はず、圭介遂に國王に謁して説く所ありしに、國王之を嘉納し必ず内政を改革すべきを言明し、大院君を起して政務を執らしむ。時に清國は騷亂既に鎮定せり稱し、我に向ひて撤兵を要求して止まず、自らは水陸の大軍を朝鮮に送り以て我を威壓せんこせり。

【日清の開戦】 かくて七月二十五日我が吉野・浪速・秋津洲の三艦朝鮮に赴かんこし豊島沖に於て清艦に遇ひしに、彼は突然我を砲撃せるを以て直に之に應戦し、敵艦操江を捕獲し廣乙を破壊し、濟遠を走らし運送船高陞號を撃沈せり。ついで我が陸軍は朝鮮國王の依頼により清兵を國境に逐はんこし、同月二十九日大島混成旅團は清兵を成歡驛に戦つて之を破り、進みて牙山の本營を拔けり。是に於て兩國の戦開始せられ、八月一日宣戰の大詔下り、九月十五日大本營を廣島に進め、天皇親ら軍事を督し給ひしかば、國民皆踊躍して戦に赴かんこきを希ひ、或は金品を獻じて軍資を助くるもの多く、兵氣益振へり。

【戦況】 時に清兵平壤に在り、險を恃みて之に據り、漸次兵力を集中して將に南下

平壤包圍攻  
撃  
黄海の戦

せんミス。陸軍中將野津道貫は陸軍少將大島義昌・同立見尙文と共に兵を三道より進めて之を包圍し、九月十五日拂曉戦闘を開始し、翌十六日之を陥る。守將左寶貴ハクウ戦死し、殘兵義州方面に潰走して朝鮮國內また一人の清兵を見ざるに至れり。翌十七日聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨は旗艦松島以下十二隻を率ゐて清國北洋水師提督丁汝昌の率ゐる軍艦十二隻を黄海に戦ひ、その三艦を撃沈し諸艦を傷く。敗餘の敵艦皆走りて自國の港灣に入り、黄海の海上權全く我が手に歸せり。既にして陸軍大將山縣有朋第一軍司令官に任せられ、長驅鴨綠江を渡りて遼東に入り、十月二十六日九連城を陥れ進みて鳳凰城を抜く。この月陸軍大將大山巖は第二軍に將して花園口に上陸し十一月金州城を陥れ大連灣を占領し、また海軍を協力して二十二日旅順口を攻め、僅に一日にして其の堅塞を抜けり。この間第一軍は山縣有朋病を以て歸朝を命ぜられ、野津道貫代りて司令官となり、破竹の勢を以て大孤山・岫巖シウガンを占領し、轉じて柞木城・海城を陥れたり。ついで翌二十八年一月、第二軍の一部は轉じて蓋平ガイヘイを奪ひ、確實に第一軍との聯絡を通ぜり。

これより第二軍の大部は更に山東半島に渡りて萊城灣に上陸し、摩天嶺を陥れ、二

旅順口陥落

威海衛占領

北洋水師全滅

澎湖島占領

月二日遂に威海衛を占領して渤海の關門を破れり。時に丁汝昌は殘艦を率ゐて港内の劉公島を死守せしかば、伊東祐亨は履水雷艇を放ちて之を夜襲し定遠・來遠・威遠等の諸艦を轟沈し、ついで海陸より總攻撃を行へり。丁汝昌力竭き祐亨の勸告に従ひ、二月十二日降服の書を致し、鎮遠以下の殘艦・砲臺・兵器・彈藥等を我に納れ、部下の將卒の生命を助けんことを請ひ、自ら毒を仰ぎて死せり。是に於て北洋水師全滅し渤海灣の通路安全なるを得たり。ついで三月第一・第二の兩軍は相合して北京に向ひて進撃し牛莊・營口・田庄臺等を抜き、艦隊の主力は歩兵大佐比志島義輝の率ゐる混成支隊を協力して澎湖島を占領して支那南部に對する制海權を收めたり。この月小松宮彰仁親王征清大總督に任せられ、全軍將に長驅して北京に迫らんさせり。

【下關係約】 初清國の朝鮮に出兵するや、李鴻章・袁世凱等は當時我が帝國議會が常に政府を衝突せるを見て、國內の輿論到底力を外に用ふる能はざるべしとせしが、我は直に出兵したるのみならず、十月廣島に召集せられし臨時議會は政府提出の臨時軍事費一億五千萬圓の公債募集案を滿場一致を以て可決し、舉國一致して外敵に當り、開戦以來連戦連捷して向ふ所敵なきの概なりければ、清國政府は大に驚き、李鴻章時

○我國有史以來の主要なる對外戦争を年代順に列挙し、併せて之が原因結果を略述せよ  
 (四) 海經、大  
 ○明治二十七八年戦役後、に於ける我帝國の新

北洋大臣直隸 總督たり は列國に哀訴して仲裁を乞ひしも列國皆之に應ぜざりき。是に於て彼は明治二十七年十二月天津海關稅務司獨逸人デットリングを我が國に遣し、我が政府の意向を伺はしめしも、我はその全權使節たらざるを以て之を斥けたり。ついで二十八年一月清國は更に張蔭桓・邵友濂を欽差全權大臣チャウインクワン・セウイケンとなし廣島に派して和を講ぜしむ。我が政府乃ち内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辨理大臣シナシとなし之シナシ會商せしむ。博文等まづ清國全權の資格を檢せしに、其の全權の委任に缺くる所ありければ、直に談判を拒絶せり。是に於て清國政府は李鴻章を欽差頭等全權大臣シナシとなし、李經芳を欽差全權大臣シナシとなし、三月十九日下關に來らしむ。我が全權辨理大臣伊藤博文・陸奥宗光之シナシ下關に會して談判を開始す。時に李鴻章はまづ休戦を約せんシナシを請ひしが、我が休戦條件を見るに及びその議を撤回し、直に媾和の談判に移らんシナシせり。然るにこの月二十四日狂漢に狙撃せられ面部に負傷せしかば、天皇之を憐み醫を遣して之を療せしめ、且二十一日間の無條件休戦を許し給へり。既にして李鴻章の傷癒えしかば、直に談判を開始し、商議するシナシ十餘日、四月十七日に至り媾和條約成立し、清國は、(一)朝鮮の獨立を確認し、(二)遼東半島・臺灣・澎湖列島を日本に割讓し、

(三)軍費賠償金として銀二億兩を出し、(四)新に沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開くシナシを約せり。之を下關係約シナシいふ。

●下關 馬關又赤間關ともいふ。長門國の西南偏にあり。海を隔て、豊前の門司に對し、西海の咽喉たり。對外の要津たるを以て早くより開けたり。平氏の滅亡したる境の浦はこの近海なり。鎌倉時代の末長門探題を此處に置けり。文久三年五月長藩士米艦を此に砲撃し、英・米・佛蘭四國軍艦の攻撃を受けしが、やがて和成れり。明治二十八年三月清國媾和使李鴻章來り此處に媾和談判を開けり。西方六連島に砲臺あり。

領土租借地及現時に於ける占領地の位置を畧圖にて示し併せてその由來を簡單に記せ(高橋、大六)  
 ○馬關(海兵、明四一)  
 ○三國干涉(長高商、大二)  
 遼東半島還附

【三國干涉】 時に露國はクリム戰役後意を歐洲に得ず、中央亞細亞の南下もまた英國に妨げられ、専ら力を東亞の侵畧に用ひしかば、我が遼東半島を領有するを喜ばず、露佛同盟を利用し獨逸を誘ひしに、獨逸もまた東洋に活動するの野心あれば直に之に應じ、三國聯盟して、四月二十三日日本が遼東半島を領有するは東洋永遠の平和に害あれば速に之を放棄すべきシナシを我が政府に迫れり。我が政府は三國を敵とするの不利なるを知りて遂に之を納れ、五月十日詔してこれを臣民に告げ、深く時勢の大局に視て邦家の大計を誤るなからんシナシを諭し給へり。ついで遼東半島を清國に還附し代償金三千萬兩を收めたり。この事たる我が國上下の屈辱シナシせる所にして、世論は戰爭



○明治維新  
後に於ける  
我國と朝鮮  
との關係  
(陸士、明四  
四、美術、明  
四、五、海兵、  
海軍、海軍、  
大六)

○太古以來  
韓國併合に  
至るまでの  
日本と朝鮮  
との關係を  
述べて(陸  
士、大四)

第一次の日  
露協商

に捷ちて外交に敗れたりを稱し、これより臥薪嘗膽の語、徧く人口に上るに至れり。

【戦役後の朝鮮】 日・清開戦の始、明治二十七年八月二十六日我が國は朝鮮を攻守同盟を結びしが、我が軍連戦連捷するに及び、朝鮮は漸く我に信頼し、我も亦その實を挙げしめんとして力を盡し、改革の事稍その緒に就かんせり。殊に下關條約成り清國が朝鮮の獨立を承認するに及び、朝鮮は益我が勢威に服せんせしが、遼東半島還附の舉は頗る彼の國人が我に信頼するの念を薄うし、且露國の漸く朝鮮の内事に干渉するあり、王妃閔氏再び勢力を振ひしが、二十八年十月閔妃殺害事件起りて我が國は大に朝鮮人の怨を買ふに至りしかば、露國は之に乗じて益朝鮮王室の懐柔に力め、二十九年二月遂に國王及び世子をその公使館に移らしめ、勅を發して悉く親日派を斥け、親露黨を以て新内閣を組織せしめたり。これより朝鮮政府は全く露國の勢力の下に置かれ、我が國の勢力頓に衰へたり。是に於て我が政府はこの年六月露國政府と協商して、朝鮮に於ける兩國の關係を定め、共に朝鮮の財政・政治を指導・監督すべきことを約せしが、露國は之に甘んぜず、朝鮮より我が勢力を一掃せんとし、壓迫を加ふるに甚しかりしかば、三十一年四月、我が政府は更に露國と協商し、兩國共に韓

第二次の日  
露協商

國の獨立を確認し、その練兵教官若しくは財務顧問官の任命には兩國政府豫め協議を遂ぐべく、また露國は韓國に於ける我が商・工業の發達を妨害せざるべきを約せり。而して露國公使館にありたる朝鮮國王は三十年十月王宮に還り、ついで國號を韓と改め、新に皇帝の位に即き光武と改元し、獨立國たる體面を整へたり。

●閔妃殺害事件 朝鮮王妃閔氏が再び勢を振ふや、露國公使ウエベルと親み、頗る親日派を斥けんとし、明治二十八年七月我が朝鮮公使井上馨(二十七年十月大島圭介に代れり)が歸朝の虚に乗じ、馨が起用したる朴泳孝等の官職を剥ぎ之を逮捕せんとして再び我が國に亡命せしめ、九月三浦梧樓樓に代りて公使たるに及び、閔妃の勢力益盛にして日本式の軍隊を解散して新に親衛兵を設け、また親日派の大臣を殺さんとせり。親日派の人々之を探知し、先んじて反對派を制せんとし、十月八日の夜、大院君を奉じ、兵を率ゐて王宮に闖入し遂に閔妃を殺せり。之を閔妃殺害事件といふ。

【臺灣の經營】 下關條約の結果臺灣我が領有となりたれば、明治二十八年五月海軍大將樺山資紀を臺灣總督となして之を治めしむ。然れども土蠻のなほ服せざるものあり、加ふるに清國の守將劉永福等我に致すを肯んぜず、土民を煽動して我に抵抗せしかば、北白川宮能久親王軍を率ゐて之を征し、各所に轉戦し給ひしが、遂に病を得て

臺灣平定

十月二十八日臺南にて薨じ給へり。後幾もなくして劉永福その到底敵すべからざるを察し、密に海に航して廈門に走り、全島平定せり。ついで三十年五月島民をしてその去就を決せしめ、島内に止まりたる者は我が國籍に編入してこれを帝國の臣民となせり。されど土匪なほ各地に出没して容易に鎮定せざりしが、三十一年陸軍中將兒玉源太郎總督となりてより、力を島民の懐柔に盡し、施設する所また少からず、土匪の鎮定も漸次その功を奏し、統治の實著々擧がるに至れり。

第五章 明治三十三年清國事變 日英同盟

露西亞

【清國に對する列強の壓迫】 明治二十七八年戰役の結果、清國はその實力の微なることを中外に暴露したれば、列強は忽ち之に乗じて各その利權を獲得占有せんことを。即ち露國は夙に滿洲經營の志あり、西伯利亞鐵道の竣功を急ぎしが、媾和談判に干渉して遼東半島を還附せしめたる報酬として明治二十九年五月清國とカシニ條約を結び、滿洲に於ける鐵道布設權と鑛山探掘權を得新に露清銀行を設けてその經營に便し、東清鐵道會社を興し資を露清銀行に仰ぎて工事を開始せしめたり。獨逸は明治

獨逸

露西亞

英吉利

佛蘭西

三十年十一月、同國の宣教師二人が山東省に於て清國暴民の爲に殺害せられしを口實とし、軍艦二隻を派して膠州灣を占領し、翌年三月清國政府に迫りて、九十九年間同地の租借權と山東省内に於ける鐵道布設權・鑛山探掘權を得、且償金をも收めたり。露國は之を好機として旅順口を占領し、清國に迫りて三十一年三月遂に旅順口・大連及びその附近一帯の地を二十五年間租借し、又哈爾濱より旅順に至る鐵道の敷設權と其の地方の鑛山探掘權を得たり。英國は膠州灣事件の後、清國をして揚子江沿岸地方を今後何國にも貸與又は割讓せざることを誓はしめしが、是に至りて露國が旅順口を占領する間威海衛及びその附近の地方を租借するを約し、以て露・獨逸對峙して勢力の權衡を保てり。佛國は明治二十八年廣東・廣西・雲南三省の鑛山探掘權を得しが、三十二年更に九十九年間廣州灣を租借し且その地方の鐵道敷設權を得たり。我が國も亦三十一年四月清國をして福建省を他國に割讓・貸與せざることを約せしめ、以て新領土臺灣の防衛に備へたり。米國は清國に對する歐洲列強の壓迫日に甚しきを見て清國分割の機運を促すものとし、三十二年清國の領土保全・門戶開放を列強に提議しその同意を得たり。

○義和團  
（海兵、大  
四、高橋、大  
八）

○國史に表  
はれたる我  
邦と朝鮮及  
支那との關  
係中著しき  
事項を時代  
を附して順  
次列記せよ  
（小高商、大  
六）

【義和團匪の蜂起】 かくの如く歐洲列強の清國を壓迫すること甚しかりしかば、一方には志士の憤慨を生じ、一方には國民の排外心を高めたり。明治三十一年廣東の人康有爲は變法自強の策を上りて德宗に用ひられ、改革を謀りて成らず、德宗は幽せられ康有爲は米國に亡命せり。ついで三十二年基督教撲滅・外國人排斥を主義とする義和團と稱する暴徒山東省に蜂起し、扶清滅洋の旗を翻して、鐵道・教會堂を破壊し宣教師を殺し頗る暴戾を極む。時に清廷は西太后國政を執り、端郡王以下の守舊派の勢力盛なりしかば、之を鎮壓せざるのみならず、却つて義徒と稱して之を庇護する形迹あり、暴徒の勢力益猖獗を極め、翌三十三年四月直隸省に入り、五月天津に至り居留地を攻撃し、鐵道・橋梁を破壊し外國人を殺し、遂に北京・天津間の交通を遮断せり。是に於て北京駐在の各國公使等相議して、各國の軍艦を太沽タイクに集め、水兵を北京に入らしめて居留民を保護す。六月各國の海軍相議して聯合軍を組織し北京を救はんもせしも、遂に暴徒の爲に圍まれて目的を達せず、暴徒は進んで北京に入れり。時に端郡王益猛威を振ひ、官兵に命じて暴徒と合して外人を迫害せしめければ、我が公使館書記生杉山彬・獨逸公使ケツトレル等その兇刃に斃れ、北京の各國公使館また包圍せら

れ、清廷遂に上諭を發し、各國に對して開戦を布告せしかば、各國公使館員及び居留民等聯合して義勇兵を組織し、僅に自ら衛れり。

○我國古來  
海外出兵の  
年代及場所  
（陸經、明四  
五）

講和談判

【聯合軍の活動】 太沽なる列國海軍は相議して北京を救はんもしまづ太沽の砲臺を陥れしも、暴徒の勢熾にして北京に進む能はず。我が政府急報に接し、陸軍少將福島安正をして一隊の兵を率ゐて赴き援はしむ。安正英・米・佛等諸國の兵と共に天津城を攻め、七月十四日之を畧取せり。ついで政府は列國の請により、更に陸軍中將山口素臣モトをして第五師團を率ゐて出發せしむ。八月我が軍主力となり、英・米・獨・佛・露・伊等列國の軍と聯合して北京に進み、八月十四日我が軍先登して北京に入り、列國公使館を重圍の中に救ひたり。この時清國皇帝は十五日朝、西太后と共に城を出で、難を西安府陝西に避け、北京は全く無政府の状態なりしかば、列國は軍を駐めて北京を守り、公使等相會して善後の策を講じ、清國全權委員慶親王・李鴻章と交渉を重ねること數十回、翌三十四年九月七日に至りて條約調印を了し、清國は我が國及び獨逸に謝罪使を特派し、元兇を罰し、償金四億五千萬兩を三十九箇年賦に支拂ふことを約せしめて局を結べり。世に之を北清事變といふ。

露國の野心

【露國の滿洲占領】 露國は久しく滿・韓地方に野心を有せしが、北清事變の當時滿洲なる清兵が遙に義和團匪に應じて在留の露國人を襲撃せしかば、露國は之を好機とし名を鐵道の保護に藉りて大兵を出し滿洲の諸要地を占領せり。而して列國が清國に對して北清事變後の處置を急ける際、露國は一方には列國の清國に對する要求を輕減して清國の歡心を買ひ、他方には滿洲問題に關し、單獨に清國と交渉して滿洲獨占の宿望を達せんとし、明治三十三年十一月より翌年三月に於りて清國と密約を締結せんとするこゝ三回に及びしかば、我が國が英米兩國と共に清國に警告し、又露國に強硬なる抗議を提出したるにより、事遂に成らざりしと雖も、露國の野心は愈露れ、遂には韓國をも壓せんとするに至れり。

○日英同盟  
及その經過を記せ(高橋、大八)

○日英同盟  
(廣高師、大四、長高商、大八)

【日英同盟】 英國はその國情に於て露・獨と利害相容れざりしが、滿洲及び北清に於ける露・獨の行動に對して獨力之に對するの不可なるものあり、加ふるに當時南阿トランスバールと兵を交へて力を東洋に專にする能はず、而して東洋に於て我が國と利害關係を同じくせしかば、清國の領土保全を始め露清密約等に際し常に一致の行動を採りしが、明治三十五年一月遂に同盟を結び、清韓兩國の領土を保全し、且兩國の清韓二

○明治時代の  
の大事業を  
列記せよ  
(專門檢、大  
四)

國に於ける利益を確保し、兩國の中一國が他國と交戦す 場合には一國は中立を守り、併せて他の國が交戦に加はるを妨ぐべく、若し上記の場合に於て他の一國又は數國が、日英の中一國に對して交戦に加はる時は、同盟の一國は來りて援助を與へ、協同戰闘に従ふべきを約し、その効力を五箇年と定めたり。

第一六章 明治三十七八年戰役

○明治三十  
七八年の戰  
役の原因  
(陸士、明四  
三)

○日露戰爭  
の原因を説  
明せよ(高  
橋、大五)

○明治時代  
の大事業を  
列記せよ  
(專門檢、大  
四)

【戰役の起因】 露國は大兵を派して滿洲を占領し容易に撤兵せざりしが、日英同盟成立せし後、遂に讓歩し、明治三十五年四月清國と滿洲還附の約を結び、以來十八箇月を期限として三回に分ち、第一回は盛京省の西南部より、第二回は盛京省の殘部及び吉林省より、第三回は黑龍江省より撤兵すべきを約し、之を列國に宣言せり。然るに露國は第一期の撤兵は之を實行したれども、第二期に入りては毫も之を實行せざるのみならず、益遼東に新經營を施し、盛に旅順の要塞を修築し、瑯春・愛琿・哈爾濱・奉天等を占領して滿洲全土を席捲せんとし、又韓國に對しては鴨綠江上流の森林伐採事業を開始して恣にその兵士を韓國境内に侵入せしめ、又龍巖浦を租借して砲臺を營

○我國有史

以來の主要なる對外戦争を年代順に列擧し、併せて之が原因結果を略述せよ  
(海經、大國交斷絶)

○我國古來海外出兵の年代及場所  
(陸經、明四五)

み、安東縣に兵備を設くるに至りしかば、我が政府は之を默視する能はず、露國政府に通じてその反省を促し、前後凡そ十回の交渉を累ねたれども、彼は毫も誠意を以て之に應ぜず、徒に時日を遷延してひたすら海陸の軍備を充實し、以て我が國を壓服せんませしかば、我が政府も到底妥協の望なきを察し、明治三十七年二月六日遂に國交斷絶を露國に通告せり。是に於て八日聯合艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎は主力艦隊を率ゐて佐世保を發し、九日敵艦を旅順口外に襲撃してその戰艦一隻を撃沈し數隻を大破せしめ、海軍少將瓜生外吉の率ゐる分遣艦隊は陸軍運送船を擁護して仁川に向ひ、敵の二艦を仁川港外に戦ひてこれを轟沈せり。翌十日宣戰の大詔發せらる。

【遼陽・沙河の會戰】 三月陸軍大將黒木爲楨第一軍に將して韓國鎮南浦に上陸し、敵の先鋒を破りて進み、五月一日鴨綠江を渡りて九連城を陥れ、進みて鳳凰城を占領し、更に遼陽に向ひて北進す。第二軍は陸軍大將奥保鞏之を率ゐ、五月五日遼東半島の鹽大澳に上陸して普蘭店・貔子窩を取り、金州城を陥れ南山の險を奪ひて北進し、六月十五日旅順口救援の爲に南下せる敵軍を得利寺に戦ひて大に之を破り、進みて熊岳城・蓋平・大石橋・營口等を占領せり。陸軍中將川村景明は第十師團を率ゐて

遼陽の戰

沙河の會戰

旅順口閉塞  
黄海の戰

五月十九日大孤山に上陸し、六月第一軍と共に岫巖を占領し、第一・第二軍を聯絡せり。ついで川村軍に第五師團を加へて第四軍を編成し、陸軍大將野津道貫之を率ゐて柞木城を畧し、八月進みて海城・牛莊を占領し第一・第二の兩軍を三道並び進む。敵將クロバトキン形勢日に非なるを見て、我が軍を遼陽附近に逆撃するの策を定め、大に兵備を修む。我が滿洲軍總司令官元帥大山巖は總參謀長陸軍大將兒玉源太郎以下の幕僚を従へ、全軍を指揮して大舉遼陽を攻め激戰數日に互り、九月四日遂に之を占領してクロバトキンを奉天に走らせ、ついで十月九日更に南下し來れる敵軍を沙河に會戦してまた大捷を博せり。

【海上權の獲得】 また我が聯合艦隊は屢旅順口に迫りて敵艦を砲撃し、四月十三日敵艦を港外に誘ひて之を破れり。この日敵の旗艦ベトロバウロスクは我が水雷に觸れて轟沈し司令長官マカロフ戰死せしかば、敵の艦隊意氣銷沈し港内に潜伏してまた出でず。この前後我が艦隊は三たび港口閉塞の壯舉を企て、遂にその目的を達し、ついで、五月附近沿岸一帯の封鎖を宣言して敵の運輸通信の途を絶てり。八月十日敵艦封鎖を破りて港外に脱し浦鹽斯德艦隊に合せんさせしかば、我が艦隊追躡して大に之

浦鹽斯德艦隊屏息

を黄海に撃破せり。また敵の浦鹽斯德艦隊は屢出で、我が近海を騷がし、六月には對馬海峡に現れ、濃霧に乗じて我が運送船を砲撃し、七月には津輕海峡を過ぎて太平洋上を横行せしが、海軍中將上村彦之丞の率ゐる第二艦隊は瓜生艦隊と協力して、八月十四日これを蔚山沖に撃破しその一艦を撃沈し、殘艦をして浦鹽斯德に屏息せしめたり。是に於て東洋の海上權全く我が手に歸せり。

旅順攻圍軍の苦戦

【旅順の開城】 六月陸軍大將乃木希典は第三軍を率ゐて旅順攻圍の任に當り、八月以來海軍と協力して總攻撃を開始せしが、その要塞は露國が巨萬の資を抛ちて修築せし所にして世に難攻不落の名あり、敵將ステツセル亦克く防ぎければ、容易に抜くこと能はず、我が軍惡戦苦闘を重ねて次第に之を壓迫せり。時に露のバルチック艦隊東航の報あり、海軍は永く旅順の封鎖を續くる能はず、加ふるに敵の陸軍亦兵氣を恢復して遼東の野に迫らんとするの情報ありければ、我が軍は旅順の攻畧を急にせざるべからずとし、更に兵力を増して奮闘し、十二月六日遂に本防禦線の最要地點たる二〇三高地を占領して敵の死命を制し、之に據りて港内の敵艦を射撃して、之を全滅せしめ、ついで東鷄冠山・二龍山・松樹山等の諸砲臺を陥れしかば、旅順口の運命且夕に迫

二〇三高地占領

旅順開城

るに至り、守將ステツセル遂にその保ち難きを知り、三十八年一月一日の夜降を請ひ、堡壘・砲臺・軍用品を我に納れ、三日旅順要塞を開城せり。

奉天占領

【奉天の大戦】 沙河の會戦後、我が滿洲軍は銳を養ひて容易に動かす、徐に戰機の熟するを待ちしが、一月二十五日南下し來れる敵軍を黑溝臺附近に破り、ついで第三軍及び陸軍大將川村景明の率ゐる鴨綠江軍を併せ、二月下旬進みて奉天に迫れり。この役我が軍約四十萬敵軍約六十萬その戰線は約三十里の廣さに互り、我は敵に致命傷を與へんとし、敵は連敗の恥をこの一舉に雪がんとして、激戦奮闘十數日に互りしが、我が作戰計畫功を奏して、敵の全軍我が包圍の中に陥りて大敗し、三月十日我が軍遂に奉天を占領せり。これよりなほ敵の逃ぐるを追撃して鐵嶺・開原・昌圖を拔けり。

【日本の海戦】 これよりさき敵のバルチック艦隊は遠く東洋に回航して旅順口を救はんとし、三十七年十月本國を出發せしが、三十八年五月下旬を以て我が近海に至り、將に對馬海峡を突破して浦鹽斯德に入らんせり。その艦隊總べて三十八隻に上る。我が聯合艦隊は二十七日之を對馬海峡に邀撃し、對戰追撃翌二十八日に互り、敵の旗艦以下十九隻を撃沈し五隻を捕獲し殆ど之を殲滅せり。その他の敵艦二隻は逃走後破壊若しくは沈没し二隻は拘留せられ、

○日本海々戰の重要な決戦なりし所以を記せし海戦、大

○日露戰役の媾和會議

に就きて記  
せ(東高商、  
大八)

○我國有史  
以來の主要  
なる對外戰  
争を年代順  
に列擧し、  
併せて之が  
原因結果を  
畧述せよ  
四(海軍、大  
○ポーツマ  
ス講和條約  
(東女高師、  
明四〇)

六隻は武装を  
解除したり  
司令官ネボガトフは我に降れり。而して我は僅に水雷艇三隻を失ひしのみなりき。之  
を日本海々戦といふ。ついで七月七日陸軍中將原口兼濟は別軍を率ゐて樺太に上陸し  
敵の守備軍を追窮して之を降し、全島を占領せり。

【ポーツマス條約】我が軍が、北方の強國として世界に勇名を轟かしたる露國と戰  
ひて、海に陸に大捷を博したるは頗る列國の視聽を驚かしたるが、米國大統領ルーズ  
ベルトは日本海海戦後、戦局の大勢全く定れるを見、なほ戦争を繼續するは兩國の  
爲に不利益なりとし、この年六月兩國の間を調停して媾和の議を提出せしかば、兩國  
政府は之に應じ、我が政府は外務大臣小村壽太郎、米國駐在公使高平小五郎の二人を  
以て全權委員とし、露國全權委員ウイッテ・ローゼンの二人と米國ポーツマスに於て  
媾和會議を開かしめ、九月五日條約の調印を終れり。之をポーツマス條約といふ。其  
の結果露國は(一)韓國に於ける我が國の優越權を認め、(二)長春以南の鐵道並にその  
沿道の炭坑に關する特權を讓與し、(三)旅順・大連及び關東州一帯の租借權を我に讓  
與し、(四)樺太島北緯五十度以南の部分<sup>(1)</sup>を割讓し、(五)沿海州に於ける漁業權を割讓

せり。

### 第十七章 戦後の經營 韓國の保護

○明治二十  
七八年戦後  
に於ける我  
帝國の新領  
土租借地及  
び現時に於  
ける占領地  
の位置を畧  
圖にて示し  
併せてその  
由來を簡單  
に記せ(高  
校、大六)

關東都督府  
南滿洲鐵道  
株式會社  
大連の開放

【樺太の經營】ポーツマス條約の結果北緯五十度以南の地新に我が領土となりたれ  
ば、明治三十九年六月日露兩國は各委員を派遣し、北緯五十度の地點を測定して國境  
の標石を建て、翌四十年十月に至り、その業を完了せり。是より先我が政府は明治三  
十八年民政署を設けて同島を治めしが、四十年四月之を廢して樺太廳を置き、土地貸  
附の制を定め、大に内地人の移住を奨勵して産業の發達を計りしかば、漁業・林業・  
農業・製造工業・採礦業等漸次その緒に就くに至れり。

【租借地の經營】租借地たる關東州には初旅順に關東總督府を置きしが、明治三十  
九年八月之を廢し新に關東都督府を置きてその政務を統べしめ、また旅順を軍港とし  
鎮守府を設けて黃海方面の防備にあらしめぬ。又三十九年八月長春以南の鐵道を露  
國より受領するや、政府は官民合同の資本を以て南滿洲鐵道株式會社を設立してその  
經營に當らしめ且沿道の採礦・水運・電氣等の事業に従はしめ、また大連を開き門戶

開放の主義を實行せり。

大使交換

【戦後の國情】 日露戦役の結果、我が國は一躍して世界一等國の班に列するに至りしかば、ポーツマス條約の成るや、我が同盟國たる英國は率先して大使を我が國に駐劄せしめ、<sup>三十八年</sup>十一月 我が國もまた大使を英國に遣し、<sup>十一月</sup>が、その後米・獨・佛・露の諸國

鐵道國有

○太古以來 韓國併合に 至るまでの 日本と朝鮮 との關係を

も亦大使を交換せり。然れどもこの戦役の爲に要せし費用は莫大にして、開戦前五億六千餘萬圓なりし我が國債はポーツマス條約締結の際に於ては十八億七千餘萬圓に上れり。この巨額の國債の償却と國威の發揚に伴ふ軍備の擴張とは當面の急務なれば、政府は或は戦時特別税の期限を廢し、或は鐵道を國有とし、或は租税を増徴し、或は專賣法を設けて銳意國庫の増收を計れり。かくて戦後の歲計豫算は六億を超え、戦役以前に比して三倍以上に激増したり。されば國民たるもの互に相戒め勤儉を旨として善後の策を講ずべきに、却つて戦捷の餘弊たる奢侈・浮薄の風盛なりしかば、天皇は深く時勢に軫念し給ひ、明治四十一年十月十三日詔書を下して忠實・勤儉の風を奨め、信義・醇厚の俗を勵し、人心の荒怠を戒め、國運發展の大本を固くせしめ給へり。世に戊申詔書と稱するものこれなり。

戊申詔書

述べよ(陸士、大四)

日韓議定書 後、明治維新 我國と朝鮮 との關係 (陸士、明四、美術、明四、海兵、海機、海經、大六) 第一次協約 ○國史に表はれたる我 邦と朝鮮及 支那との關 係中著しき 事項を時代 次列記せよ (小高商、大 六) 第二次日韓 協約 ○韓合邦 に至るまで

【韓國の保護】

明治三十七年二月、我が國の露國と開戦せんとするや、韓國との友誼を厚うせんとし、この月二十二日、韓議定書を締結し、日本は韓國の獨立及び領土保全を保障し、他國の侵害又は内亂により韓國皇帝の安寧、領土の保全に危険ある時は、日本は速に臨機必要の處置を取るべく、而して韓國は日本の行動を容易ならしむる爲十分便宜を與ふべきことを定めたり。同年八月二十二日兩國は更に協約を定めて、韓國は我が政府の推薦する邦人を財務顧問とし、同じく外國人を外交顧問として財務・外交の要務を諮問・施行すること、及び外國との條約を始め、重要な外交事件の處理に關しては豫め我が政府と協議すべきことを約し、ついで我が政府は目賀田種太郎を推薦して韓國政府の財務顧問とし、米國人スチーヴンを推薦して外交顧問としたり。かくて韓國の内政改革は漸くその歩を進めたり。

三十八年九月ポーツマス條約成るに及び、我が國は韓國に對する優越權を認められしかば、同年十一月伊藤博文を韓國に遣して更に協約を結び、韓國を我が保護國とし、その外交權を我に移し、帝國政府の代表者として統監を京城に置き、外交の事務を管理せしめ、統監指揮の下に理事官を各開港場に置いて、從來日本領事に屬せる職



に我邦と朝鮮との間に起りし重要事項を畧述せよ(海峽、大三)

統監府

日韓協約の擴張

日韓覺書

權を執行せしむる事こそせり。是に於て諸外國の公使は相率るて京城を去り、在外の韓國公使は京城に還れり。十二月伊藤博文統監に任じ、翌年一月我が京城公使館を閉ぢ、二月京城に統監府を開き、また京城・仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山等に理事廳を置けり。かくて韓國は我が保護の下に國內の安寧を維持し、大に庶政の刷新を謀り、學校を開き、農事を改良し、道路を改修する等施設する所甚だ多かりき。

然るに四十年六月海峽(海峽)密使事件起り、爲に韓國皇帝は位を皇太子に讓るの止むなきに至りしかば、七月二十四日統監は韓國の總理大臣李完用と議して更に日韓協約を擴張し、韓國政府はその施政の改善に關して統監の指導を受け、法令の制定、重要な行政上の處分、及び官吏の任免等皆統監の承認を経べく、又統監の推薦する日本人を官吏に任用し、統監の同意なくして外國人を傭聘せざる事を約せり。是より韓國の内政その面目を一新せるの觀あり。この年十月我が皇太子嘉仁親王の親しく韓廷を訪はせらるゝあり、十二月には韓國皇太子英親王來りて我が國に留學せらるゝあり、兩國の關係日に親善を加へたり。ついで四十二年六月統監伊藤博文樞密院議長に轉じて歸朝し、曾根荒助代りて統監となりしが、七月十二日更に日韓覺書を交換し、韓國の

司法及び監獄事務を我が政府に委託することを定め、韓國統治の全權を收むるに至れり。この月韓國はまたその軍部及び武官學校を廢し、士官の養成を我が政府に委託せり。

參考

●海峽密使事件 明治四十年六月第二回萬國平和會議の和蘭國海峽に開かるゝや、英人一人・韓人三人は韓帝の密旨を奉じ、列強の力をかりて日本の保護を脱せんとし、その會議に參列せんと企てしも和蘭政府に届けられ、更に列國に哀願せしが列國亦之を顧みざりき。

【清國領土の保全】 ポーツマス條約は、その實行上清國の同意を要するものありしを以て、明治三十八年十二月外務大臣小村壽太郎は全權大使として北京に赴き、北京駐在の公使内田康哉と共に、清國の全權大使慶親王・瞿鴻禨・袁世凱と協議し、同月二十二日日清條約を締結し、清國は露國がポーツマス條約によりて、我が國に對して爲したる一切の讓渡を承認し、又附屬協約によりて清國は遼陽以下十六都市を開き、鴨綠江岸の森林伐採に従事するため、清國政府は日清合同材木會社を設立し、南滿洲鐵道に要する諸材料に對し各種の税金及び釐金を免除すべきことを承諾し、安東縣・奉天間の鐵道は商工用として日本の經營するを認め、我は滿洲の守備兵を撤去し、撤兵

日清條約と附屬協約

を了したる地方は漸次清國に還附すべきことを約せり。ついで露國も亦約によりて全く撤兵するに至りしかば、清國は新に滿洲總督を置きて自ら政令を滿洲に布けり。是に於て北清事件以來の難問題は自ら解決せられ、多年我が國の主張せる清國の領土保全の主義は全く貫徹せらるゝに至れり。

●間島問題 韓國咸鏡道の北部圖們江以北滿洲との間に間島とて古來所屬不明の地あり。土地肥沃にして農産に富むを以て清・韓兩國の民此處に雜居しその數十萬に上れり。さればその所屬問題に關して多年兩國間に紛争ありき。明治四十年八月統監府は官吏を遣りて住民を保護せしめしに清國亦吏を派し兵を遣りて之を守備せしめたり。かくて間島所屬問題再び起りて容易に決せざりしが、四十二年九月我が政府讓歩してその清國領土たることを認め、以てその局を結べり。

### 第一八章 歐米列國との關係

【日英同盟の擴張】 第一次日英同盟は露國の侵畧を防遏するの功なく、遂に日露戰役を惹起せしが、その戰爭中能く佛國が露國を救援することを牽制し、他國の干涉を防止するの功ありき。而してなほその期限に達せざるに英國は早く之を繼續するに共

○日英同盟  
及その經過  
を記せ(高  
校、大ニ)高  
四四六頁參  
照

○日英同盟  
(廣高師、大  
四。長高商、  
大八)四  
四六頁參照  
○第二回日  
英同盟の年  
代(海兵、明  
四四)  
日英攻守同  
盟

同盟條約の  
改訂

に更に之を擴張せんことを希望し我が國も亦露國をして我が滿・韓に於ける地位を承認せしむるには同盟を擴張するを得策せしかば、我が駐英大使林董と英の外務大臣ランスタウンとの間に交渉を進め、明治三十八年八月十二日ボーツマス會議の進行中新に攻守同盟を締結し、東亞及び印度に於ける全局の平和を確保し、日英兩國の領土權を保持し、その特殊の利益を防護し、又清國の獨立とその領土保全を圖り、兩締盟國の一方が挑發するに及ばずして他國より攻撃せられ、或は前記の領土權又は特殊利益を侵害せらるゝが故に戰爭を開始する時はその侵畧を蒙りたる地方の何れの地たるを問はず、他の一方の締盟國は直に來りて協同戰闘に従ひ講和にも與るべきを約し、又英國は韓國に於ける我が國の優越權を認め、この協約の有効期間を十箇年と定めた。是に於て東洋に於ける我が國の位置は益重きを加へ、我が國と英國との關係は愈親善を致し、翌三十九年一月英國皇帝エドワード七世はアーサー・オブ・コンノート親王を大使として我が國に遣し天皇にガーター勳章を捧けしめたり。明治四十四年に至り、英國は米國と總括的仲裁々判條約を締結せしめたため、日英同盟條約改訂の必要を生じ、同年七月十三日更に改訂を加へ、兩締盟國の一方が第三國と總括的仲裁々判條約

を締結したる場合には、本協約は第三國と交戦する義務をその締盟國に負はしむることなかるべき旨を追加したり。これ現行の日英同盟條約にして、その有効期限は大正十年七月なり。

## 佛國の戒心

【日佛協約の締結】 日露戦役の際佛國はその同盟國たるの故を以て露國に同情を表して諸種の援助を與へ、爲に我が政府の抗議を受け、我が國民の感情を害したるを以て、戦後、佛國はその領土たる印度支那の地が我が復讐的侵畧を蒙らんことを憂へ、我に對して大に戒心する所あり、「日本にては佛領印度支那を占領する計畫を立てたり」此の浮説さへ生じて、兩國間の和親を障害すること少からざりしかば、我が政府は明治四十年六月十日佛國と協約を締結し、相互の友誼を鞏固にし、全然將來誤解の原因を除去せんことを希望し、且清國の獨立とその領土の保全を尊重し、亞細亞大陸に於ける相互の地位と領土權とを保持せんが爲、兩國が主權・保護權・占有權を有する地方に近き清國の領土に對し、平和と安寧とを支持すべきことを約せり。

【日露協約の締結】 明治四十年七月三十日、我が國は又露國と協約を結び、兩國間に克復せられたる平和、及び善鄰の關係を鞏固ならしめ、將來兩國の關係に於ける一

## 第一次協約

## 米國の提議

切の誤解の原因を除去せんことを目的とし、兩國は相互に現存の領土保全を尊重し、ポーツマス條約によりて生じたる一切の權利を尊重し、又清國の獨立及び領土保全、並に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し、平和手段を以て現狀を維持存續すべきことを約せり。是に於て東洋の平和は一層鞏固を加へたり。後四十三年に至り、米國は日・露兩國が滿洲に於ける關係より軋轢を生じ、延いて世界の平和を破るに至らんことを辭し、兩國に屬する滿洲鐵道を列國の共同經營に移さんことを提議せり。然れども兩國共に之を拒絶せり。同年七月四日、兩國は更に協約を結び、前協約の主義を確保しその効果を擴張せんことを希望し、兩國は列國の交通を便ならしめ、その商業を發達せしむるが爲に、滿洲に於ける各自の鐵道を改善し、互に協力して連絡を計り、兩國間又は兩國と清國との間に成れる總ての條約又は約定に基く滿洲の現狀を維持すべく、若し之を障害する事件發生する時は、互に協力して之を除くべき事を約せり。かくて日・露の親交は益加はり、滿洲の地は兩國の保障によりて永遠に保全せられ、その商工業に於ける列國の機會均等主義は確實に行はるゝに至れり。

【米國との外交文書交換】 日露戦役の結果我が國は世界列強の間に伍するに至り、

## 第二次協約

米國の排日

東洋に於て最も注目すべき國となりたるを以て、米國にては、その國人中我が眞意を誤解する者あり、我が國が米國の領土たるフィリッピンを奪はんことを意ありこの誣言起りて頗る排日熱を高め、明治四十年には米國カリフォルニヤ州にて我が移住民學童の就學を禁するあり、又我が勞働者を排斥し、或は暴行を加ふるものあり、その風遂には英領加奈太に及び、バンクーバーにも日本人排斥の聲を聞くに至り、邦人の迫害せらるゝもの相續ぎ、遂に日・米開戦の風説を生ずるに至りしかば、我が政府は移民渡航に制限を加へて、この問題の跡を絶たしめんことを力め、四十一年十月米國の大西洋艦隊が横濱に入港せし時も、大に之を歡迎して偏に誤解ならんことを謀りしが、同年十一月十三日更に米國と外交文書を交換し、太平洋上に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を希望し、各自の領土を尊重し、太平洋方面の現狀を維持し、且清國の領土保全と清國に於ける商工業の機會均等主義を支持せんことを約せり。

第十九章 韓國併合

【併合の由來】 我が國が韓國を保護國となしてよりこゝに五年、その間我が政府は

○明治維新  
後に於ける  
我國と朝鮮  
との關係

(陸士、明四  
四。美術、明  
四。海兵、明  
海機、海經、  
大六) 三  
九。五。四。一  
一。四。一。二  
四。一。五。四  
三。三。四。三  
四。四。四。〇  
四。五。五。頁參  
照 〃  
○韓國併合  
の由來を記  
せ(高校、大  
四)

銳意その内政の改善に努め、その成績大に見るべきものありしと雖も、頑迷なる韓人の中には、わが保護政治の眞意を了解せずして、動もすれば不穩の舉に出づるものあり、外人の危難に遭ふもの絶えざりしが、たゞく明治四十二年十月前統監伊藤博文、滿洲視察の途次、露國大藏大臣と會見せんとし、同月二十六日哈爾濱に至りしに、韓人安重根の偽に停車場にて暗殺せられ、同年十二月韓國總理大臣李完用また兇徒の爲に傷けられたり。是に於て我が國は日・韓兩國の幸福を増進し、永遠に東洋の平和を確保せんが爲には、統監政治に一步を進めて、全然韓國を我が國に併合し、根本的改善を加ふるの必要なるを感じ、韓人中にもまた併合の兩國の利益なるを説くもの多く、十二月韓國有志の組織せる一進會の會長李容九は會員一萬餘名の連署を以て日・韓合邦の議を韓國皇帝に上奏し、同時に統監に請願せり。この上奏と請願とは共に却下せられたれども合邦の議は次第に動き根本的解決の急を説くもの漸く多かりき。

【韓國併合條約】 明治四十三年五月統監曾根荒助病を以て職を辭し、陸軍大臣寺内正毅統監を兼ねるに及び我が政府は對韓政策を確定し、外國政府の意向を確め之が斷行に必要な訓令を統監に與へ時局解決の任に當らしめたり。かくて正毅は七月下旬

五・五三・六  
 七・一一・一  
 一・二六・一  
 九・二五・九  
 三・二五・五  
 二・五七・三  
 〇・一三・九  
 四・三九・六  
 四・一一・四  
 一・二四・一  
 六・四三・三  
 四・四三・四  
 四・四三・四  
 四・四三・四  
 五頁参照  
 ○明治時代の  
 列記せよ  
 (専門檢、大  
 四)三八〇  
 三八一・三  
 八三・三八  
 七・三八八  
 三九五・三  
 九八・四〇  
 七・四二・四  
 四二六・四  
 二九・四三  
 五・四四七  
 四六三頁參  
 照

京城に赴任し、八月十六日韓國總理大臣李完用と相會して併合の議を開き、爾來數次の會見を重ね、兩國政府の意思全く一致せるを見、正毅は案を具して電請し、同月二十日天皇の御裁可を得、皇帝また同日李完用の奉呈せる同案を裁可し、茲に併合條約は成立せり。この條約は八箇條より成り、(一)韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を、完全に且永久に日本國皇帝陛下に讓與す。(二)日本國皇帝陛下はこの讓與を受諾し、且全然韓國を日本帝國に併合するこゝを受諾し、(三)日本國皇帝陛下は、韓國皇帝陛下・太皇帝陛下・皇太子殿下並に其の後妃後裔をして、各その地位に應じ、相當なる尊稱・威嚴及び名譽を享有せしめ、且之を支持するに十分なる歳費を供給するこゝ。その他韓國皇族及び其の後裔の待遇、勳功ある韓人の授爵及び恩金、韓人の身體及び財産の保護、韓人を帝國官吏に任用するこゝ、交布の日より施行する事等を規定せり。二十九日天皇詔を下して之を宣布し給ひ、同日舊韓國皇帝はその舊臣民に向ひて、東洋の平和を鞏固にし、八域の民生を保全せんが爲韓國の統治權を大日本皇帝陛下に讓與するを告げ、且、日本帝國の文明新政に服從して幸福を享受すべきを諭され韓半島全く我が領土に歸せり。天智天皇の半島を放棄し給ひてより、こゝに

至りて凡そ千二百五十年なり。

大赦減租の詔

同日大赦・減租の詔を下し、韓國舊刑諸般の罪囚中情狀の憫諒すべきものに對して特に大赦を行ひ、また積年の逋税と今年の租税五分の一を免じ、國幣一千七百萬圓を出して、韓國全國に配布し、人民の授産、教育の補助、及び凶年の救濟等に充てしめ給へり。八道の人民この優渥なる天恩に浴して感泣せざるものなかりき。

李王家優遇の詔  
 朝鮮貴族令

【朝鮮王室と官制】 この日韓國の號を朝鮮と改稱し、李王家優遇の詔を下し、前韓國皇帝を冊して昌德宮李王とし、皇太子を王世子、太皇帝を德壽宮李太王とし、共に待つに皇族の禮を以てし、特に殿下の敬稱を用ひしめ給へり。又之と同時に朝鮮貴族令を制定し、公・侯・伯・子・男の五爵を定めて貴族に授け、華族と同一の禮遇を與へたり。

朝鮮の新官制

ついで統監を廢し、朝鮮總督を置き、總督府官制・中樞院官制・地方官々制等を發布す。朝鮮總督は天皇の命を受けて、陸海軍を統率し一切の政務を統轄するこゝ臺灣總督に同じ。總督府には總務・内務・度支・農工商・司法の五部を置き、政務總監之を統べて總督の命を受けしむ。地方は全國を十三道に分ち、更に府・郡に分ち、道長官・府尹・

郡守等を置きて地方の行政を司らしめ、地方官には内地人・朝鮮人を交へ用ふることをせり。

【外國との關係】 韓國併合の件に關して我が政府は之を列國に宣言し、(一)韓國と列國との條約は當然無効に歸し、我が國と列國との現行條約はその適用し得る限り、之を朝鮮に適用すること。(二)朝鮮在留の諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限り日本内地に於ける同一の權利及び特典を享有し、且その適法なる既得權の保護を受くること、(三)日本帝國は今後十年間、朝鮮より外國に輸出し、又は外國より朝鮮に輸入する貨物、及び朝鮮の開港場に入る外國船舶に對し、現在と同率の輸出入税及び噸税を課すること、(四)從來の開港場は馬山浦を除く外、舊によりて之を開き、更に新義州をも開きて貨物の輸出入を許すことを傳へたり。

## 第二十章 明治天皇の崩御 今上天皇の即位

【明治天皇の崩御】 明治四十五年七月天皇御病あり、日に重らせ給ひしかば國民憂懼措く所を知らず、朝野心を一にして只管御平癒を祈り奉り、宮城二重橋外には御平

明治天皇の崩御

御大喪儀

明治の聖世

癒の祈禱を捧げんため、四方より集り來るもの日に多きを加へしかども、その甲斐なくして、同月三十日遂に崩御あらせられたり。御年六十一にましくき。國民の悲歎言語に絶し、世界列國また偉大なる君主を失へりまじし悼惜し奉らざるはなかりき。八月二十四日御追號を上りて明治天皇と稱し奉り、九月十三日東京青山に御大喪の儀を行はせらる。歐米列國の君主名代又は使臣を派遣して之に會せしむ。十四日靈柩を山城伏見桃山陵に歛め奉り、十五日其の御儀終れり。御大喪儀の當日今上天皇恩赦の詔を發し給ひ、又内帑金一百万圓を下賜して慈惠・救濟の資に充てしめ給へり。

【天皇の御治世】 天皇國家多難の際に即位し給ひ、維新の大業を成し五箇條の御誓文を立て、百世の國是を定め給ひしを始とし、在位四十六年の間勵精治を圖り給ふこと一日の如く、廢藩置縣・憲法の制定・條約の改正・法典の編纂・産業の振興・軍備の整頓・文運の進歩・交通の發達等その御治績枚舉に遑あらず。殊に東洋の平和に大御心を注ぎ給ひ、或は同盟を結び、鄰交を修し、或は正義の戈を取つて、平和を破る者を膺懲し給へり。されば我が國運益進み、國威愈揚り、進んで世界一等國の伍に入り、列國の畏敬を受くるに至りしもの、一に天皇の御盛徳によらざるはなし。天皇ま

今上天皇の踐祚

た萬民を愛し給ふこと深く、儉素自ら下を率ゐ、荒を救ひ窮を恤み給ひしかば、億兆感泣せざるはなく、内外等しく聖帝を仰ぎ奉れり。

【今上天皇の踐祚】 明治天皇崩御の日今上天皇踐祚し給ひ、まづ掌典長をして賢所に祭典を行はしめ、皇靈殿・神殿に奉告せしめ給ひ、同時に天皇は正殿に出御あり、劍璽渡御の式を行はせ給ひぬ。同日改元して大正といひ、七月三十日以後を大正元年と改め給へり。翌三十一日文武百官を宮中正殿に召して朝見式を行はせられ、勅語を賜ひ、祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章に由り、先帝の遺業を紹述し給はんことを詔し給ふ。内閣總理大臣西園寺公望乃ち之に奉答せり。

昭憲皇太后

御即位の大禮

【昭憲皇太后の崩御】 大正三年四月十一日皇太后崩じ給へり。諡して昭憲皇太后と申し奉り、五月二十四日伏見桃山東陵に葬り奉る。皇太后は先帝の偉業を助け給ひ、内助の御功績頗る多かりしのみならず、貞淑にして慈愛の御心深く、また文藻に富ませ給ひしかば、萬人、婦人の龜鑑・母儀の典型として仰ぎ奉れり。

【今上天皇の御即位】 今上天皇御踐祚の後、大正三年には御即位禮を挙げ給ふ御豫定なりしが昭憲皇太后の崩御によりて中止し給ひ、翌四年十一月御即位の大禮を京都

大嘗祭

に於て舉げさせ給へり。十一月六日天皇神器を奉じて京都に幸し給ひ、十日御即位の大禮を行はせ給ふ。この日まづ賢所大前の儀あり、天皇親しく天祖の靈前に於て即位の事を告げ給ひ、天祖の神祐を禱り給ふ。ついで紫宸殿高御座に昇御し、萬世一系の皇位に即き、四海に君臨し給ふ由を宣らせ給ひ、内閣總理大臣大隈重信七千萬國民に代りて壽詞を奏す、奏し終りて萬歳を三呼し、參列の諸員皆之に和す。時に午後三時三十分なり。陸海軍の祝砲・寺院の梵鐘・各工場の汽笛一齊に鳴り轟き、全國民皆唱和して萬歳を唱へたり。この日また恩赦に關する詔書を下し、減刑の敕令を發し、養老・賑恤の爲に内帑の金一百万圓を下賜し給へり。越えて十四日大嘗祭を行ひ、ついで文武の高官・有爵者及び外國使臣を召して大饗を賜へり。

### 第二章 學術の進歩 軍備の整頓 交通機關の發達 産業貿易の振興

【教育の隆盛】 教育は明治二年七月、舊幕府の昌平校を改めて大學校と稱し、開成所・醫學所等を監せしめしが、ついで大學校を大學と改稱し、開成所を大學南校とし

○徳川幕府末及維新以來學制の沿革(商船、明治)

明治及現代史

學術の進歩 軍備の整頓 交通機關の發達 産業貿易の振興

四〇）  
東京大學

帝國大學

高等學校

學制頒布

て主に洋學を授け、醫學所を大學東校として専ら醫學を授けしめ、三年貢進生の制を定め、諸藩に令し貢進生を選出してこれを大學の南・東二校に入學せしめ、四年大學を廢し、十年南校・東校を合併して東京大學と改稱し、法・理・醫・文の四科を設けた。十九年には帝國大學令を公布し、東京大學に工部大學・農林學校を合せ、法・理・醫・文・工・農の六科をなして帝國大學と稱せり。その後今の東京・京都・東北・九州・及び北海道の五帝國大學を設けられたり。大學の豫備校としては、初東京に東京大學豫備門を設けしが、十九年高等中學校と改め、後更に高等學校と稱し、東京の外仙臺・京都・金澤・熊本・岡山・鹿児島・名古屋等に之を置けり。最近學制の改正により、官立・私立の大學増設せられんこし、高等學校も亦既に松本・新潟・松山・山口に増設せられ、なほ各地に増設せられんこす。

これより先明治四年七月文部省を置き、大木喬任を以て文部卿となし、大に教育の普及を計り、五年八月學制を頒布し、義務教育の大方針を定め、全國を八大學區に分ち、每區に一大學校を設け、大學區を三十二の中學區に分ち、每區に一中學校を置き、中學區を更に二百十の小學區に分ち、每區に一小學校を置くこし、因りて上論を

小學校

中學校

師範學校

女學校

各專門學校

士官學校・  
兵學校

下して大に就學を獎勵し給へり。十二年學制を廢して教育令を發布し、小學校教育の大綱を定め、學齡・義務教育等を詳に規定せり。その後數回の改正あり。十九年帝國大學令・師範學校令・中學校令・小學校令・諸學校通則の頒布ありて、學制の面目大に改れり。二十三年更に小學校令を改正し、從來獨立の經濟なりしを改めて、各町村の經濟に移し、近年また義務教育を六箇年と定めたり。中學校は明治五年その制を定め、十九年中學校令の頒布ありてより漸次發達し、初は各府・縣に一校づゝなりしもの今は數校を有するに至れり。小・中學校の教員を養成する師範學校は明治五年始めて之を東京に設けしが、後之を高等師範學校と改めて中等教員の養成所とし、更に各府縣に尋常師範學校後師範學校と改むを置いて小學校教員を養成せしめ、又廣島に高等師範學校を設けたり。この他女子教育には各府縣に高等女學校・實科高等女學校あり。女教員を養成する爲には東京・奈良に女子高等師範學校、各府縣に女子師範學校あり。商業・工業・農林・醫學・美術・音樂等の各專門學校、商・工・農に關する中等程度の實業學校も續々設けられ、一方には華族の子弟を教育する學習院あり、陸海軍人を養成する士官學校・兵學校・幼年學校等あり。民間にも福澤諭吉の創めたる慶應義塾、大隈



私立學校  
教育勅語

重信の立てたる早稻田大學もと東京專門學校といへり、新島襄の設けたる同志社等を初とし、諸種の學校次第に興り、教育年を遂ひて進歩發達せり。かく教育機關の整頓するに共、明治天皇は明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を下賜し、國民道德の大本を示し給ひしかば、教育の方針確立せり。

【學術・技藝の進歩】 教育の振興するに従ひて各種の學術・技藝の進歩著しく、西洋の學術輸入の盛なるに共に、邦人の海外に留學し、彼の地に研究を積みて歸朝するもの多く、東洋學の研究、醫學・天文學上の發見、新式軍器・火藥の發明等往々歐米先進國を凌駕するものあるに至り、新聞・雜誌・圖書の發行も日に多く、諸般の美術・工藝もまた次第に發達し、我が國獨特の工藝品として世界の賞讃を博するもの少からず。

軍隊教育の  
大方針  
陸軍

【軍備の整頓】 明治十五年一月四日、明治天皇は勅諭を陸海軍人に賜ひて我が軍隊の由来を示し、軍人の遵守すべき五箇條一忠節を盡すを本分とすべきこと。二禮儀をたゞしんずべきこと。三武勇を尙ぶべきこと。四信義を重んずべきこと。五質素を諱し、以て軍隊教育の大方針を確立し給へり。ついで鎮臺を改めて師團を稱し、七師團をなせしが、明治二十七八年戦役の後更に之を増加して十三

海軍

師團をなし、明治三十七八年戦役後十九師團に擴張し、大正四年更に二十一師團に増加して軍備の充實を計れり。海軍は維新の初幕府の船艦を收め、各藩及び西洋より兵器を購入し、志願兵を募りて之を組織し、明治十七年横須賀・鹿兒島に提督府を置きしが、後之を廢して鎮守府を設け、その數も次第に増加し、今は横須賀・吳・佐世保・舞鶴及び旅順の五鎮守府をなれり。軍艦も年々にその數を増加し、現今に在りては既に七十萬噸に達せんとし、武力に於ても世界にその精銳を誇るに至れり。

郵便  
電信  
電話

【交通機關】 維新の初は姑く舊幕府時代に行はれたる飛脚の制を襲用せしが、明治元年九月驛遞規則を定め、四年三月には文書往復を以て政府の事業とし切手貼用の法を定め、東京・京都・大阪間に信書の配達を開始し、翌五年之を全國に行ひ六月五月距離の遠近に係らず重量によりて額を定め、均一の切手を貼用せしめ、ついで郵便爲替・郵便貯金等の制度を設け、十年十月には萬國郵便條約に加盟せり。その後小包郵便等の制また設けられたり。電信は明治二年十二月東京・横濱間に設けしに始まり、漸時普及して十二年十月萬國電信條約に加盟せり。近年また無線電信の發明あるや、直に之を採用して海上船舶と陸上との通信を交換するに至れり。電話は明治十年東京・横

明治及現代史 學術の進歩 軍備の整頓 交通機關の發達 産業貿易の振興

## 鐵道

濱間に試用したるを始し、二十三年電話交換規則發布せられ、爾來全國各地に普及して通信の便利愈加はれり。

鐵道は明治十五年二月始めて之を東京・横濱間に通じ、七年五月神戸・大阪間に通じ、二十二年十月東京・京都間の開通を見るに至れり。その後官設の外私設のもの起りて次第に延長し、三十八年には全延長五千哩に及びしが、三十九年政府は鐵道國有の議を決し、漸次會社を買收して之が整理を計り、最近にては七千數百哩に達せり。又短距離乗客の爲には輕便鐵道・電氣鐵道・馬車鐵道・人車鐵道等布設せられて陸運漸く完備の域に近く、道路は國道・縣道・里道に分たれ、漸次改修整理せられて頗る便利みなれり。

海運は幕末鎖港の令解かれてより、漸次洋式の大船を造りて遠洋航海をなす者現れ、明治二年より洋式の燈臺所々に設けられしが、四年土佐の人岩崎彌太郎三菱會社を起し、明治七年征臺の役に専ら戰地回漕の事に當りてより政府の保護を得て横濱・上海間の航路を開き、外國の汽船會社と競争して遂に近海の航權をその手に收めたり。十八年共同運輸會社と合併して日本郵船會社と改稱し遂に世界屈指の大汽船會社となり、

相ついで起りし大阪商船會社・東洋汽船會社等と共に内外國の航海に従事し、海運の業年と共に盛なり。

農 業  
工 業  
商 業  
外國貿易

【産業貿易】 殖産・工業は學術の應用と政府の保護獎勵とによりて著しく發達し、之に伴ひて貿易また大に振興するに至れり。農業は古來盛に行はれたれども、多く舊習を墨守して改良の運に向はざりしが、維新以來政府は厚く之に保護獎勵を加へ、殊に荒蕪地の開墾に力を盡し、かば、北海道の如きも漸次に開墾せられて頗る大仕掛の農業も行はるゝに至り、各府縣も亦農學校・農事試験場・農會・物産陳列場等を設けてその改良進歩を圖りしより、極めて著しき發達をなせり。工業は政府率先して印刷局・製鐵所等の大工場を建て洋式機關を使用したれば、民間亦之に倣ひて製絲・紡績・製紙・造船等を始め、大小の工業會社相ついで興れり。加ふるに交通・金融の機關もまた漸く整頓し、商業會議所・取引所・勸業博覽會・商品陳列所等も設けられ、商業また頗る發達してその面目を一新せり。外國貿易は從來横濱・神戸・新潟・箱館・長崎の五港にて行はれしが、その後漸次三十餘港を開くに至り、政府また大に之を獎勵したれば、年を逐うて盛なり、殊に條約改正以後は稅權・法權共に恢復せられて、



四四八頁參照

○明治二十七年に於ける後帝國の領土租借地及び現時に於ける位置を畧圖にて示し併せてその由來を簡單に記す(高橋、大六)四五三頁參照

日支條約

日露協約

露國の革命

り。陸軍は陸軍中將神尾光臣第十八師團の兵を率ゐて龍口灣に上陸し、英國軍と聯合して攻撃を開始せしが、十月三十一日を以て海軍と協力してその要塞地たる青島の總攻撃を開始し、善戰一週間十一月七日を以て之を陥落せしめ、以て獨逸が東洋に於ける唯一の根據地を覆せり。また我が第一艦隊は英國の濠洲艦隊と協力して南洋方面に獨艦を撃破し、また南洋に於ける獨逸領土なるマーシャル群島・マリアナ群島及びカロリン群島を占領し、進みて地中海方面に出動せり。

【日支條約と日露協約】 支那は明治四十四年十月革命の亂起り、翌年三月清國皇帝退位して共和國となり、袁世凱大統領に選ばれしが、その國なほ實力を缺きて歐洲戦後また禍亂の源たらん恐あれば、我が政府は豫め之を防止せんが爲、また新に占領せし膠州灣の處分につきて、支那政府に交渉して、大正四年五月條約を締結し、山東省・南滿洲及び東部内蒙古に對する我が國の利權を定め、旅順・大連の租借期限を、その露國設定の年より通算して九十九箇年間に延長する事等を約し、同時に我が政府は條件を附して膠州灣を支那に還附することを聲明し、支那政府は山東省内又は沿岸地島嶼を外國に貸與若しくは讓與せざるこゝ、及び福建省沿岸に外國の軍事設備をなすを

許さざる事等を聲明せり。ついで五年七月我が政府はまた露國と協約を結び、兩國は相對抗することなく、その互に承認せる領土權及び特種利益の擁護防衛の爲には相互に協定すべきこゝを定め、東洋の平和を確保せんこゝを計れり。

【西伯利亞出兵】 然るに歐洲の戰亂は益擴大して米國も遂に起ちて英・佛等の聯合軍に加はり、支那共和國また獨・嶼に對して宣戰するに至りしが、偶露國には革命起り過激派遂に政府を組織し、單獨に獨嶼と講和するに至り國內全く紛亂の状態に陥りしかば、西伯利亞方面も秩序全く紊亂し、獨嶼俘虜之に乗じて跋扈跳梁を極め、爲に獨立國家建設の志を抱き、終始聯合國と共同對敵せるチエック・スロヴァツク族軍もその迫害を蒙むること甚しかりしかば、之を救援せんが爲、米國の提議に應じ、大正七年八月我が國も亦西伯利亞に出兵して之を援護するに共に、西伯利亞各地に起れる反過激派の政府を援けて過激派討伐に従事するに至れり。

【平和の克復】 大正七年十一月獨逸遂に屈して休戰條約成り、大正八年一月佛國巴里に於て講和會議を開くに至りしかば我が國は西園寺公望・牧野伸顯・駐英大使珍田捨己・駐佛大使松井慶四郎・駐伊大使伊集院彦吉を全權委員として之に列せしめたり。

かくて六月廿八日講和條約は關係列國全權委員の調印行はれ、翌九年一月十日批准交換を了せり。この條約によりて、我が國は獨逸が支那より得たる膠洲灣租借その他の權利を讓與せられ、又我が軍の占領したる獨領南洋諸島の統治を委任せられたり。又この條約と共に主として戰爭防止を目的とする國際聯盟成立し、我が國は英・佛・米・伊と共に主なる聯盟國として世界の大大問題を處理するに至り、その地位益進むと共に責任愈重大きなれり。加ふるに米國民の間にはなほ我が誠意を解せざるもの多くして屢物議を起し、支那は民心尙動搖して徒に我を疑ひ、露國また混亂の中にありて過激思想の傳播底止する所を知らず、されば東洋平和の保障に任じ友好善隣の道を盡さんとする我が國民は、更に一段の覺悟と努力とをなかるべからざるなり。

附錄 歷代帝都表

附著名の離宮及び行宮

天皇	宮名	所在地現今地名
神武天皇	畝傍白橿原宮 <small>ウネビノシラカシハラ</small>	大和國高市郡白橿村畝傍(橿原神宮の地)
綏靖天皇	葛城高丘宮 <small>カツラギノタカラカ</small>	同 國南葛城郡吐田郷村森脇の邊
安寧天皇	片鹽浮穴宮 <small>カタシホウキアナ</small>	河內國中河内郡堅下村大字太平寺の邊(一説に大和國北葛城郡浮孔村三倉堂)
懿德天皇	輕曲峽宮 <small>カルノマガリヤ</small>	大和國高市郡白橿村大輕
孝昭天皇	掖上池心宮 <small>ウキガミノイケゴコロ</small>	同 國南葛城郡秋津村池内の邊
孝安天皇	室秋津島宮 <small>ムロノアキツシマ</small>	同 國同 郡同村室
孝靈天皇	黑田廬戸宮 <small>クロダノイホド</small>	同 國磯城郡都村黑田
孝元天皇	輕境原宮 <small>カルノサカヒハラ</small>	同 國高市郡白橿村大輕
開化天皇	春日率川宮 <small>カスガノイサカハ</small>	同 國奈良市内率川の邊
崇神天皇	磯城瑞籬宮 <small>シキノミヅガキ</small>	同 國磯城郡三輪町金屋

歷代帝都表

垂仁 天皇  
景行 天皇  
成務 天皇  
仲哀 天皇  
同  
同  
應神 天皇  
應神天皇(神功皇后攝政の間)  
同  
仁德 天皇  
履中 天皇  
反正 天皇  
允恭 天皇  
同

纏向珠城宮  
纏向日代宮  
志賀高穴穗宮  
穴門豐浦宮  
筑紫香椎宮  
角鹿筒飯宮(行宮)  
磐余若櫻宮  
輕島豐明宮  
難波大隅宮(行宮)  
難波高津宮  
磐余稚櫻宮  
丹比柴籬宮  
遠飛鳥宮  
藤原宮(離宮)

大和國磯城郡纏向村穴師の西部  
同 國同 郡同 村穴師の北部  
近江國滋賀郡阪本村穴太  
長門國豐浦郡長府村豐浦  
筑前國糟屋郡香椎村香椎  
越前國敦賀郡敦賀町氣比神宮の地  
大和國十市郡池田村  
同 國高市郡白濱村大輕の邊  
攝津國西成郡大道村の邊  
同 國大阪市東區上町の地  
大和國十市郡池田村  
河内國南河内郡松原村上田  
大和國高市郡飛鳥村飛鳥  
大和國(持統天皇藤原宮同所か)

安閑 天皇  
同  
同  
同  
同  
繼體 天皇  
武烈 天皇  
仁賢 天皇  
顯宗 天皇  
(飯豐青尊)  
清寧 天皇  
同  
雄略 天皇  
安康 天皇

茅渟宮(離宮)  
石上穴穗宮  
泊瀬朝倉宮  
吉野宮(川上離宮)  
磐余斐栗宮  
忍海角刺宮  
近飛鳥八釣宮  
石上廣高宮  
泊瀬列城宮  
樟葉宮  
筒城宮  
弟國宮  
磐余玉穗宮  
勾金箸宮

和泉國泉南郡上之郷村中村か  
大和國山邊郡丹波市町田村  
同 國磯城郡朝倉村黑崎  
同 國吉野郡川上村大瀧か  
同 國磯城郡安倍村池の内の邊  
同 國南葛城郡忍海村忍海  
同 國高市郡飛鳥村八釣  
同 國山邊郡二階堂村嘉幡  
同 國磯城郡初瀬町出雲  
河内國北河内郡樟葉村樟葉  
山城國綴喜郡普賢寺村多多羅  
同 國乙訓郡乙訓村今里の東  
大和國磯城郡安倍村池の内の邊  
同 國高市郡金橋村曲川

宣化 天皇  
 欽明 天皇  
 同  
 同  
 敏達 天皇  
 用明 天皇  
 崇峻 天皇  
 推古 天皇  
 同  
 舒明 天皇  
 同  
 皇極 天皇  
 同  
 孝德 天皇

檜隈廬入野宮  
 磯城島金刺宮  
 難波祝津宮(離宮)  
 泊瀬柴籬宮(離宮)  
 他田幸玉宮  
 池邊雙槻宮  
 倉梯柴垣宮  
 豐浦宮  
 小墾田宮  
 飛鳥岡本宮  
 百濟宮  
 小治田宮  
 飛鳥板蓋宮  
 長柄豐崎宮

大和國高市郡阪合村檜前  
 同 國磯城郡三輪町金屋  
 攝津國西成郡難波村の邊  
 大和國磯城郡初瀬町の邊  
 同 國同 郡纏向村太田  
 同 國同 郡安倍村阿部  
 同 國同 郡多武峯村倉橋  
 同 國高市郡飛鳥村豐浦  
 同 國同 郡高市村岡  
 同 國北葛城郡百濟村  
 同 國高市郡高市村岡  
 同 上  
 攝津國西成郡豐崎村長柄

齊明 天皇  
 同  
 同  
 天智 天皇  
 弘文 天皇  
 天武 天皇  
 持統 天皇  
 文武 天皇  
 奈良 七朝  
 聖武 天皇  
 同  
 桓武 天皇  
 桓武天皇以後  
 安德 天皇

飛鳥板蓋宮  
 後飛鳥岡本宮  
 朝倉橘廣庭宮  
 淡海大津宮  
 同  
 飛鳥淨見原宮  
 藤原宮  
 同  
 平城宮  
 大養德恭仁宮  
 紫香樂宮  
 長岡宮  
 平安宮  
 福原

大和國高市郡高市村岡  
 同 上  
 筑前國朝倉郡野村須川  
 近江國滋賀郡大津市の北方  
 同 上  
 大和國高市郡高市村上居  
 同 國同 郡鴨公村高殿  
 同 上  
 同 國生駒郡都跡村  
 山城國相樂郡瓶原村例幣  
 近江國甲賀郡雲井村黃瀬  
 山城國乙訓郡向日町鷄冠井  
 山城國京都市  
 攝津國神戸市



後醍醐・後村  
上・後龜山三  
天皇行在所  
同  
同

吉野  
天野山金剛寺  
賀名生

大和國吉野郡吉野村吉野山  
河内國南河内郡天野村  
大和國吉野郡賀名生村賀名生

○神武天皇以後重なる皇都五(海兵、明三八)  
○仁德・天智・聖武・醍醐各天皇の都し給ひし地(長高商、大二)

歷代帝都表終

附錄  
皇室及び諸家系圖

○皇室御略系

○は女帝

天照大神—天忍穗耳尊—天津彦彦火瓊杵尊—彦火々出見尊—彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊—

手研耳命  
神八井耳命

神武天皇—神八井耳命—綏靖天皇—安寧天皇—懿德天皇—孝昭天皇—孝安天皇—孝靈天皇—吉備津彦命—孝元天皇—

吉備津彦命

大彦命—武渟川別命

豐城入彦命—彦狹島王—御諸別王

開化天皇—崇神天皇—垂仁天皇—倭姫命—景行天皇—成務天皇—日本武尊—仲哀天皇—應神天皇—仁德天皇—

倭姫命

彦坐王—丹波道主命

山代之大筒木真若王—迦邇米雷王—息長宿禰王—神功皇后

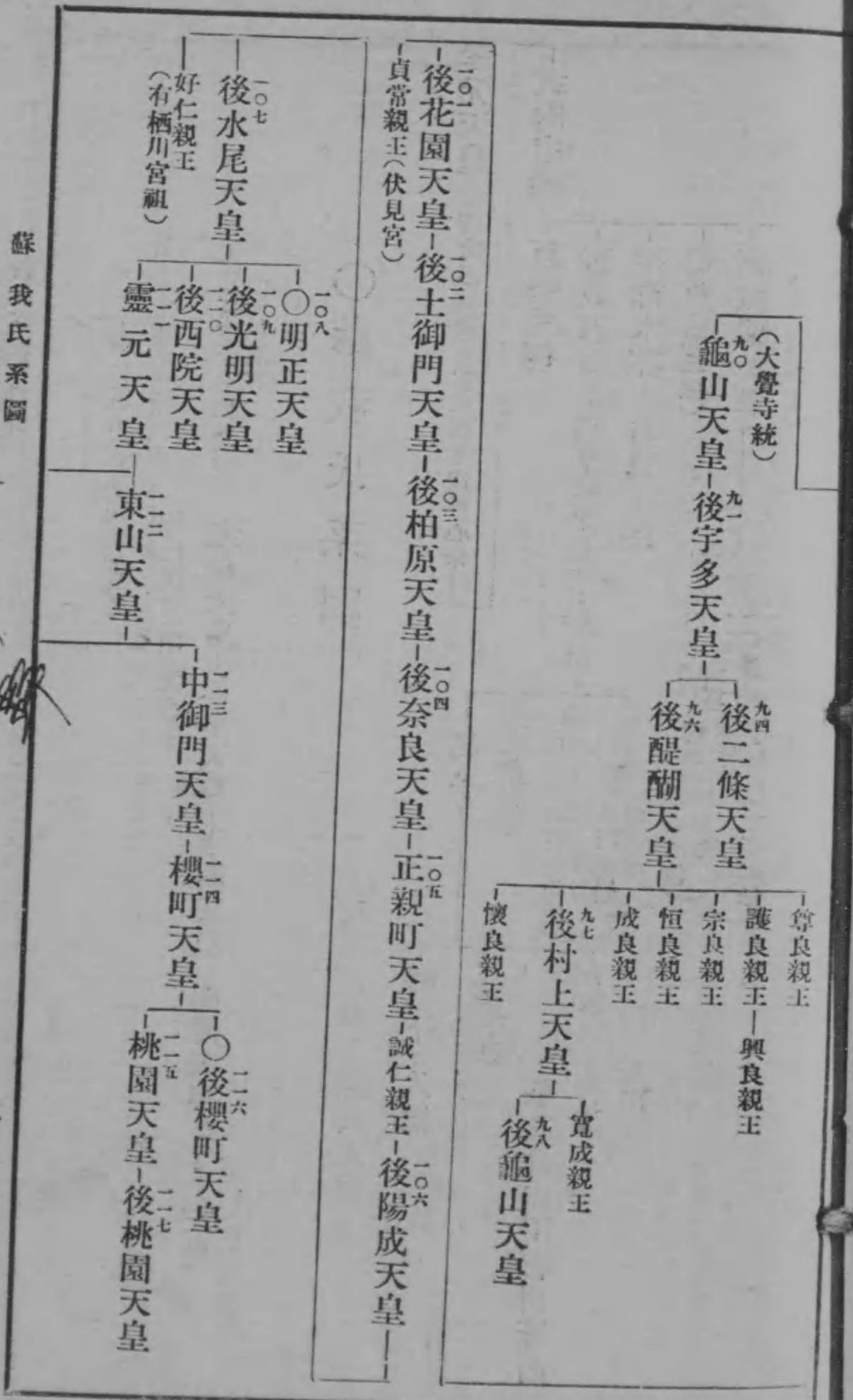
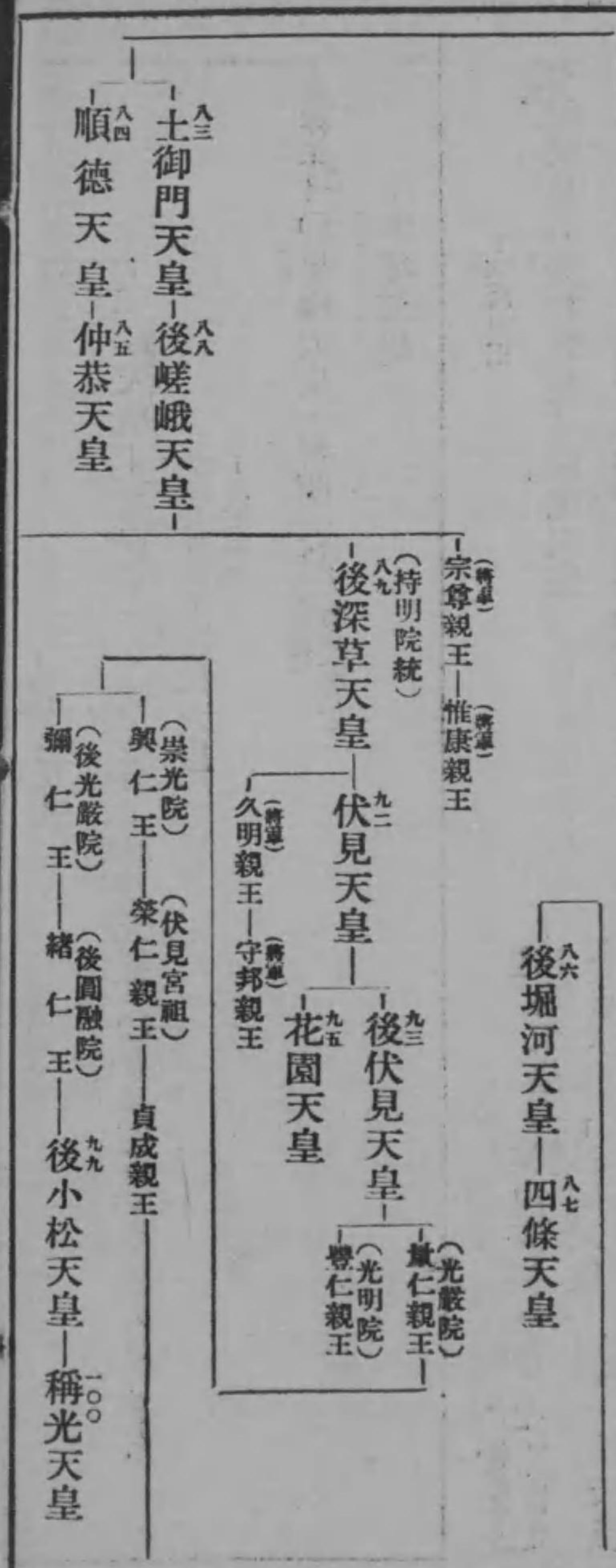
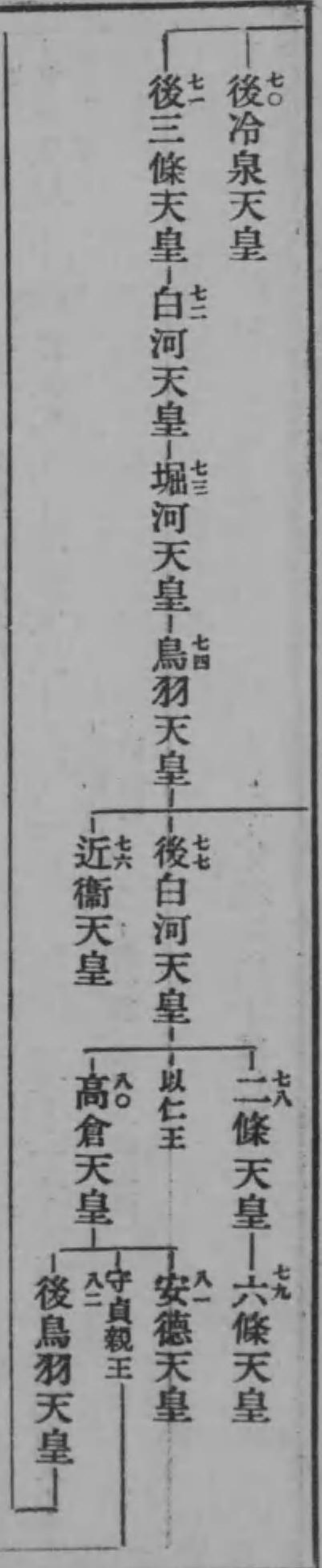
彦太忍信命—屋主忍男武雄心命—武内宿禰

飯豐青皇女

履中天皇—市邊押磐皇子—仁賢天皇—武烈天皇

皇室御略系

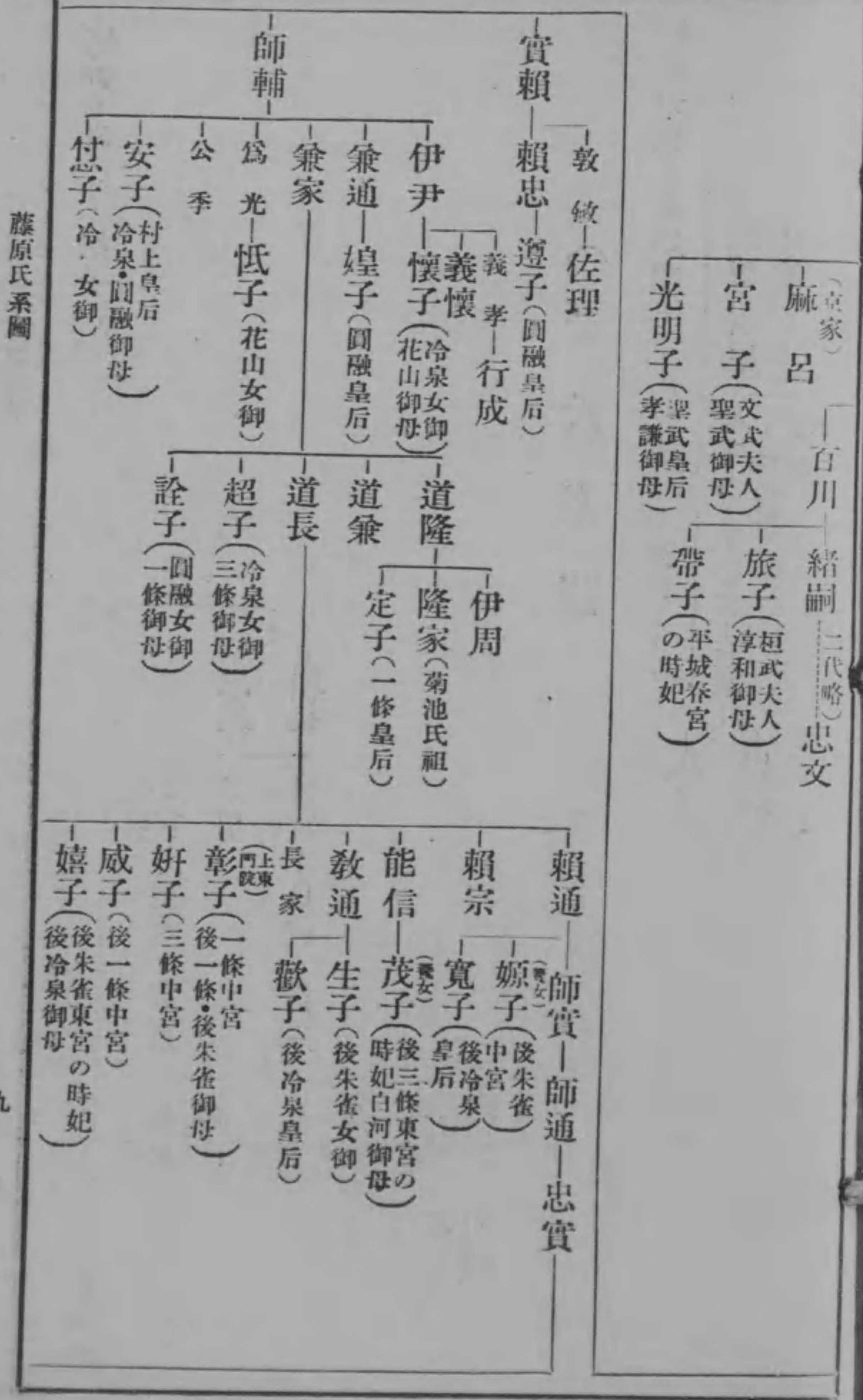
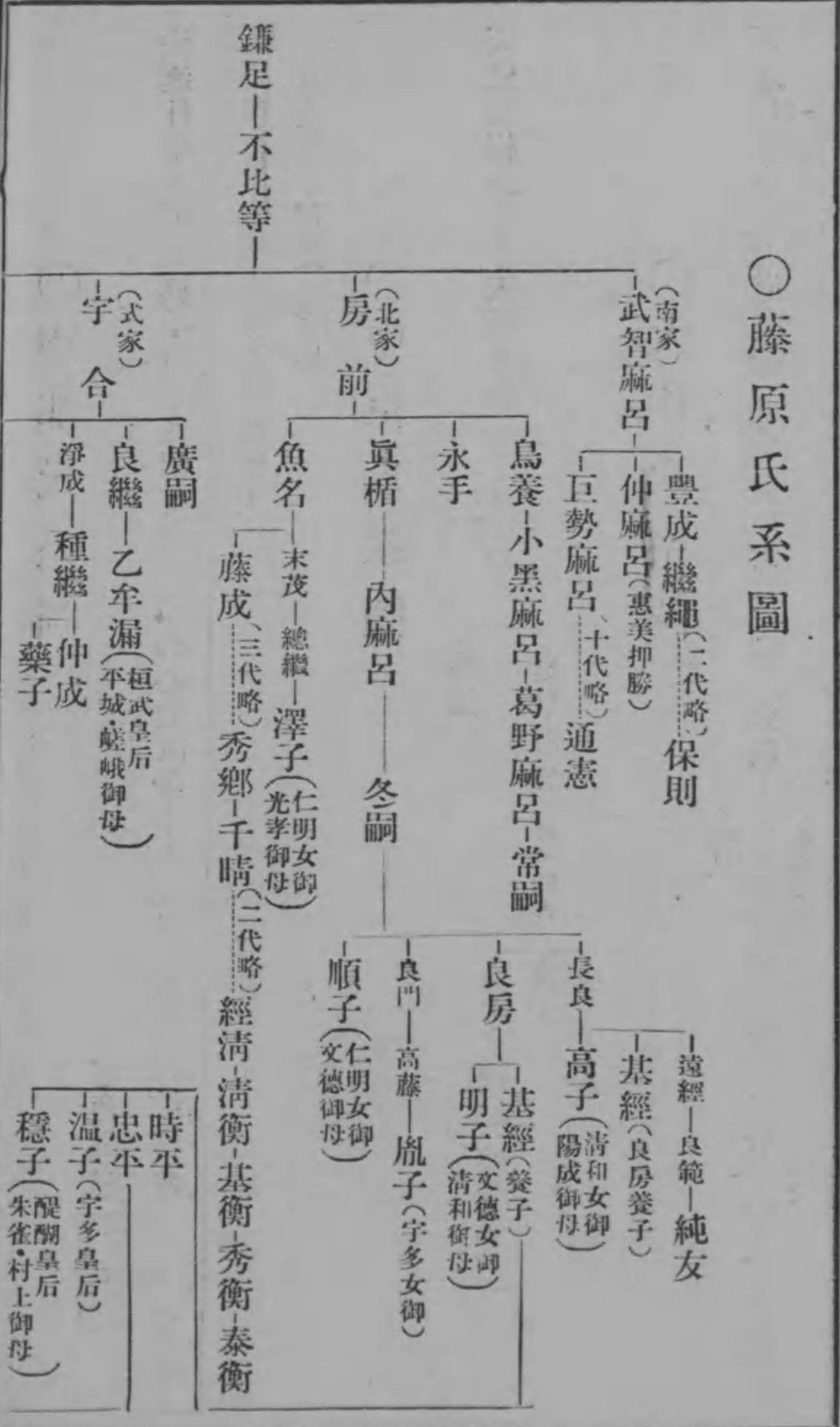




蘇我氏系圖



### ○藤原氏系圖

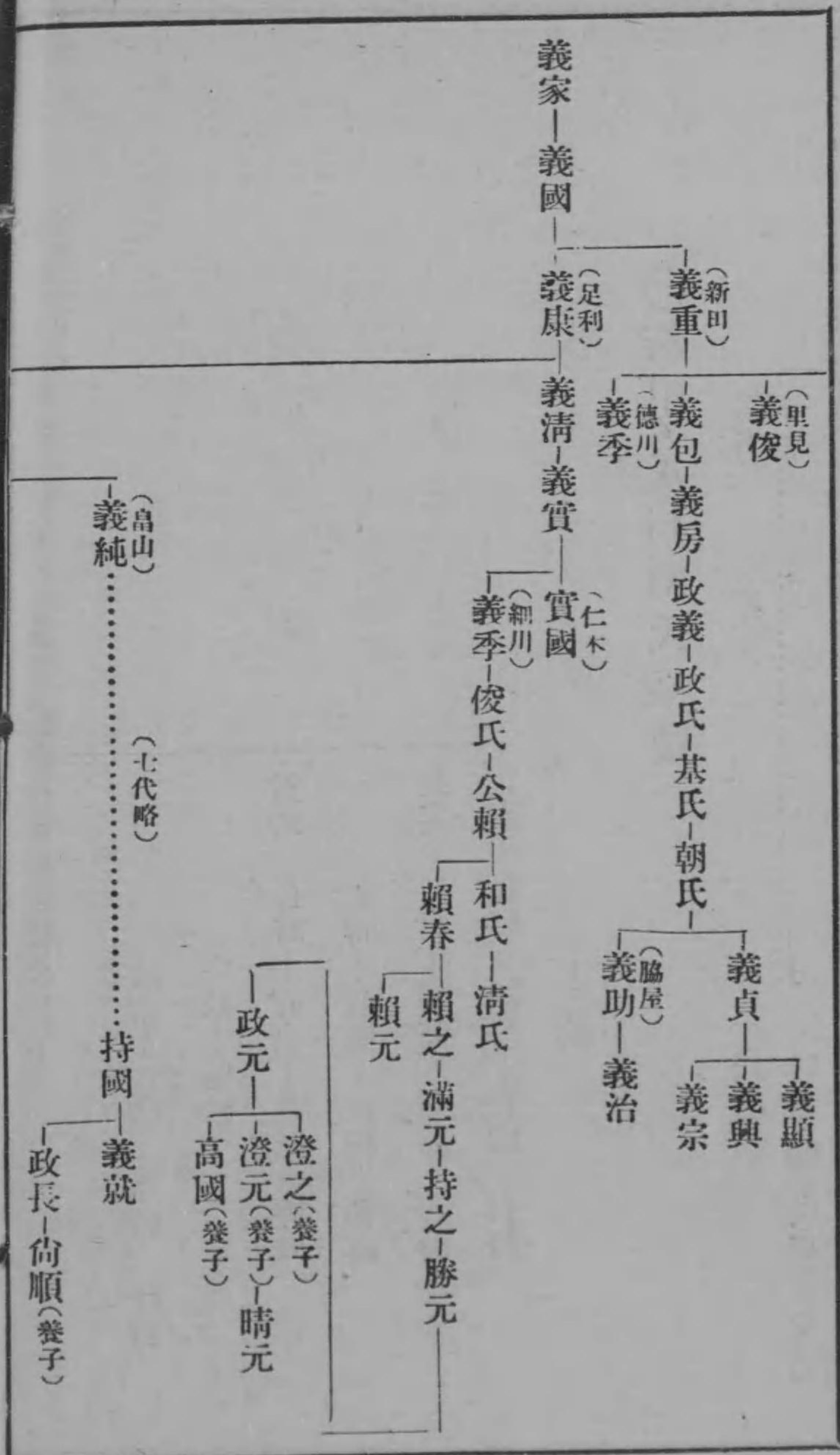


藤原氏系圖



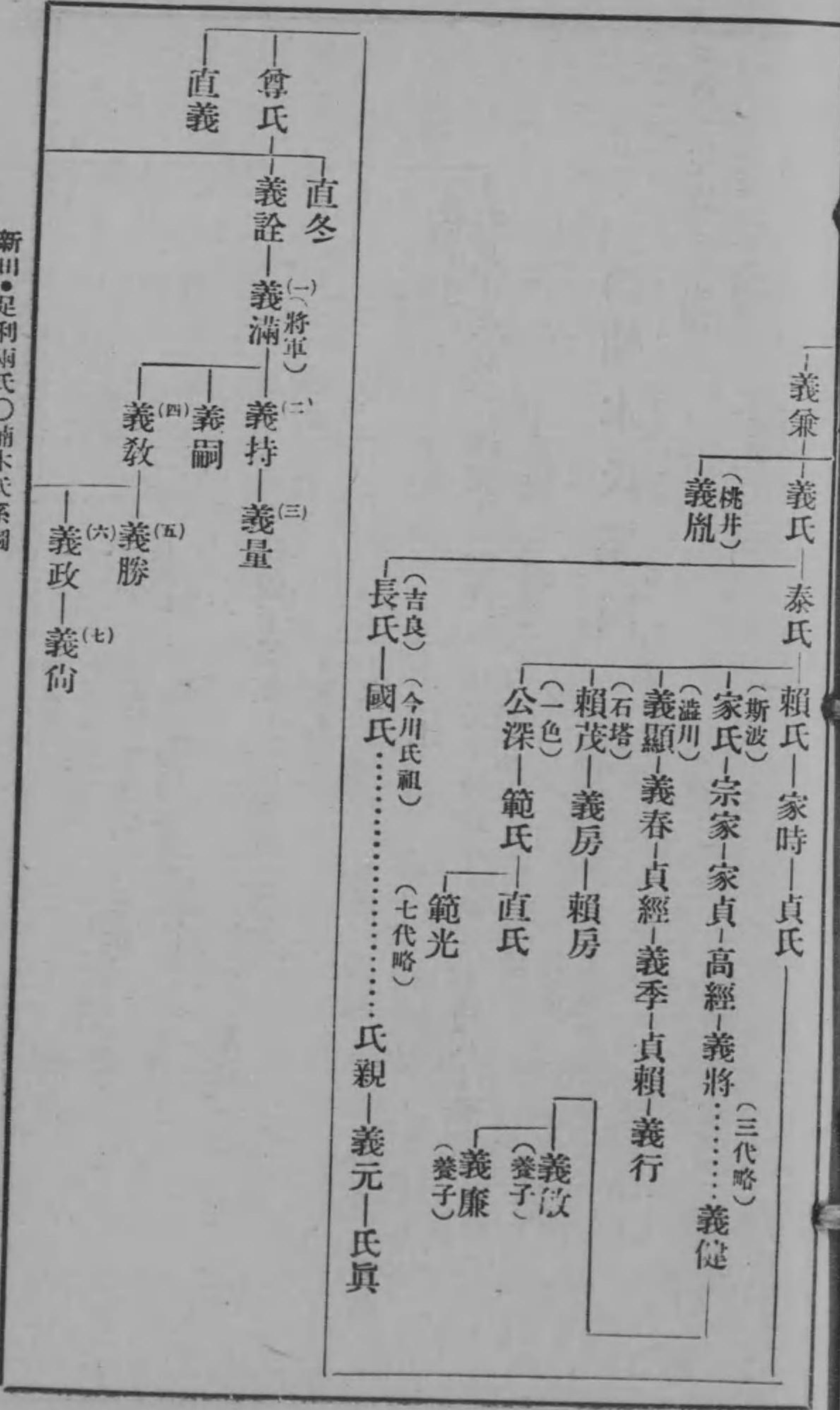




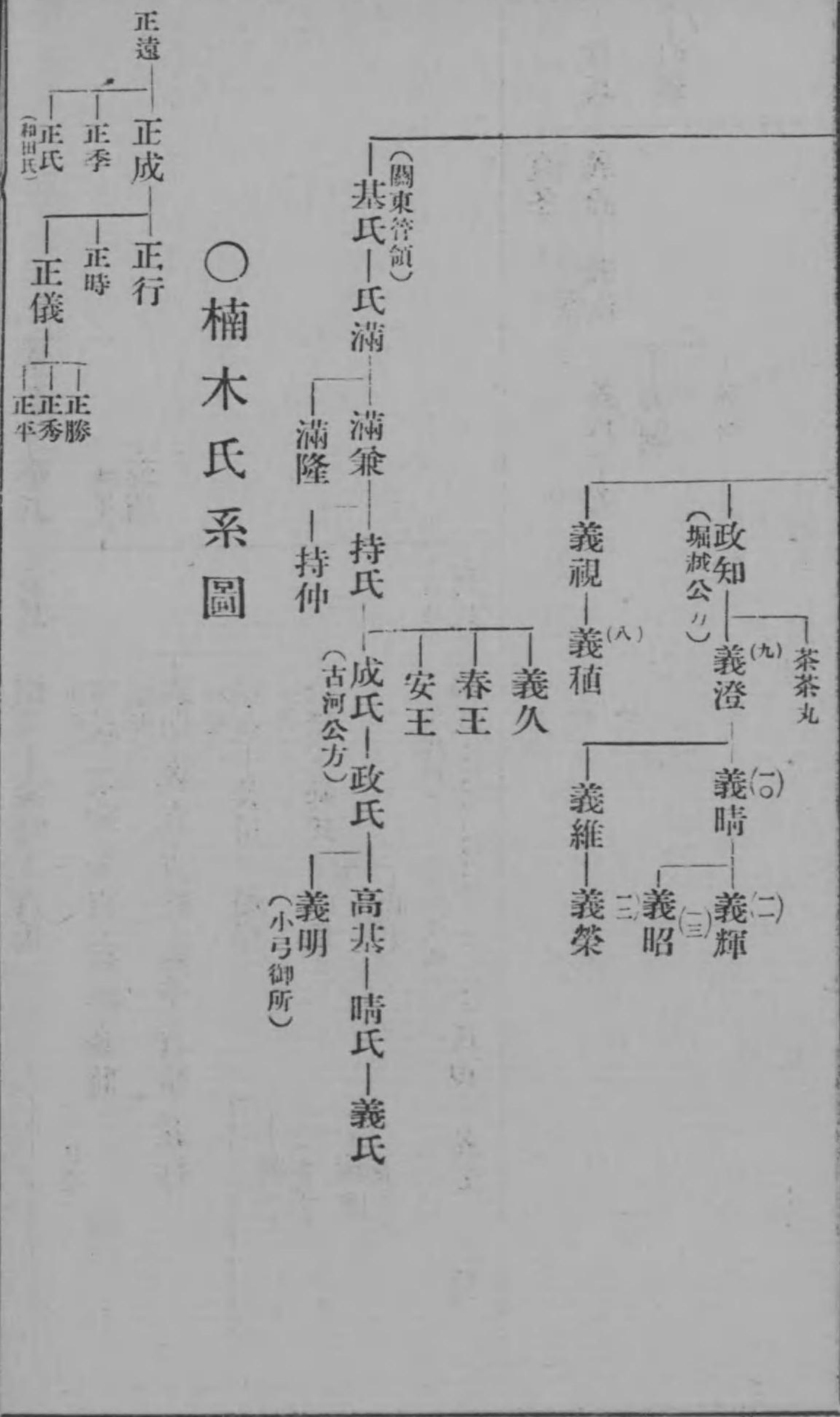


義純(畠山) ..... 持國—義就  
 ..... 政元—澄之(養子)—澄元(養子)—晴元  
 ..... 高國(養子)  
 ..... 政長—尙順(養子)

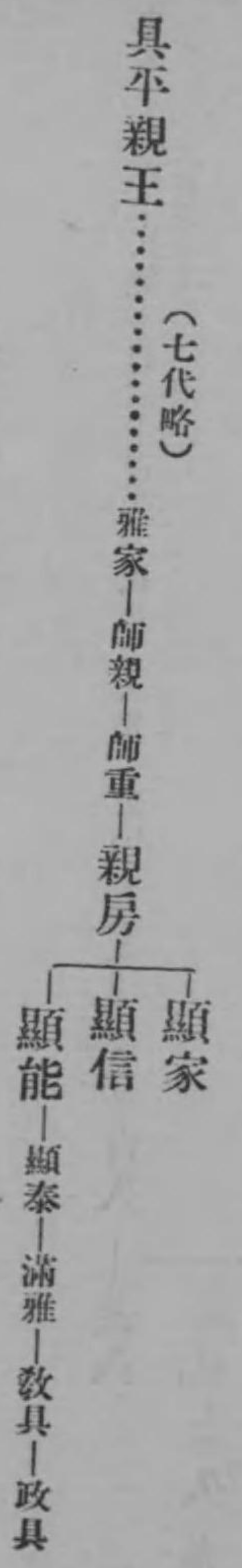
新田・足利兩氏○楠木氏系圖



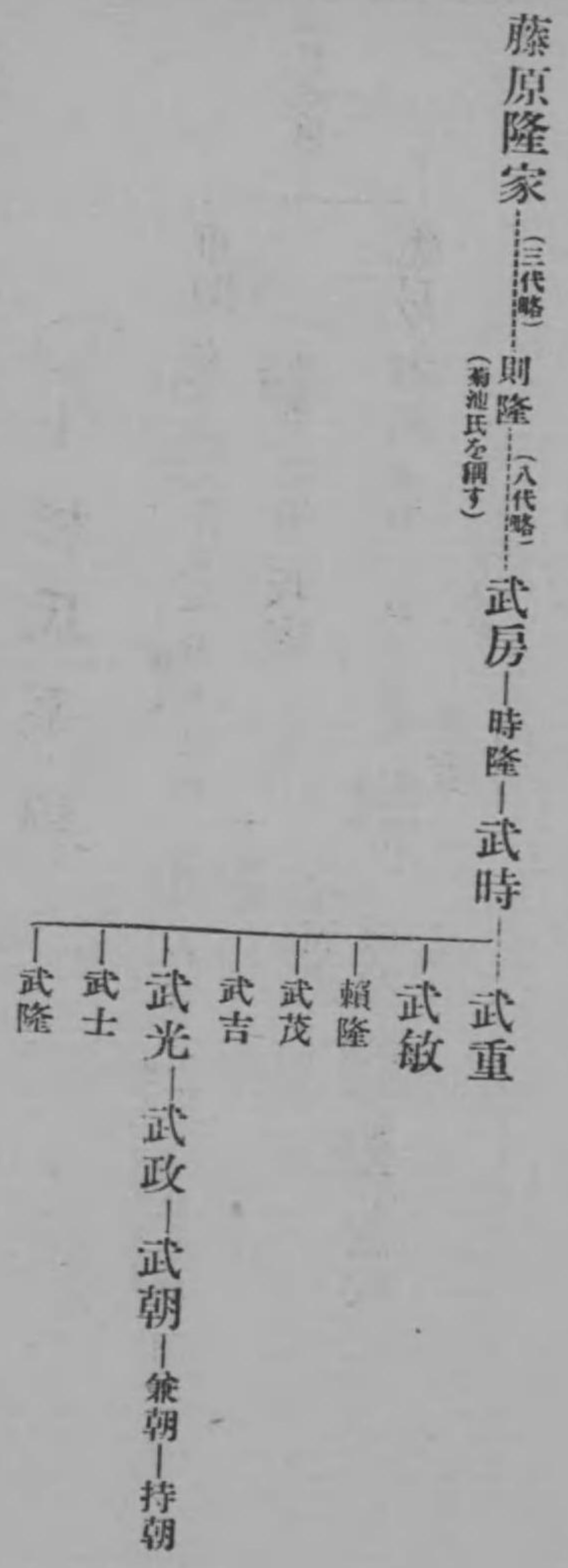
義兼—義氏—泰氏—賴氏—家時—貞氏  
(桃井) 義胤  
(斯波) 家氏—宗家—家貞—高經—義將 ..... 義健(三代略)  
(濫川) 義顯—義春—貞經—義季—貞賴—義行  
(石塔) 賴茂—義房—賴房  
(一色) 公深—範氏—直氏  
(吉良) 長氏—國氏 ..... 氏親—義元—氏貞  
(今川氏祖) ..... 範光(七代略)  
(養子) 義廉  
(養子) 義敏



○北畠氏系圖



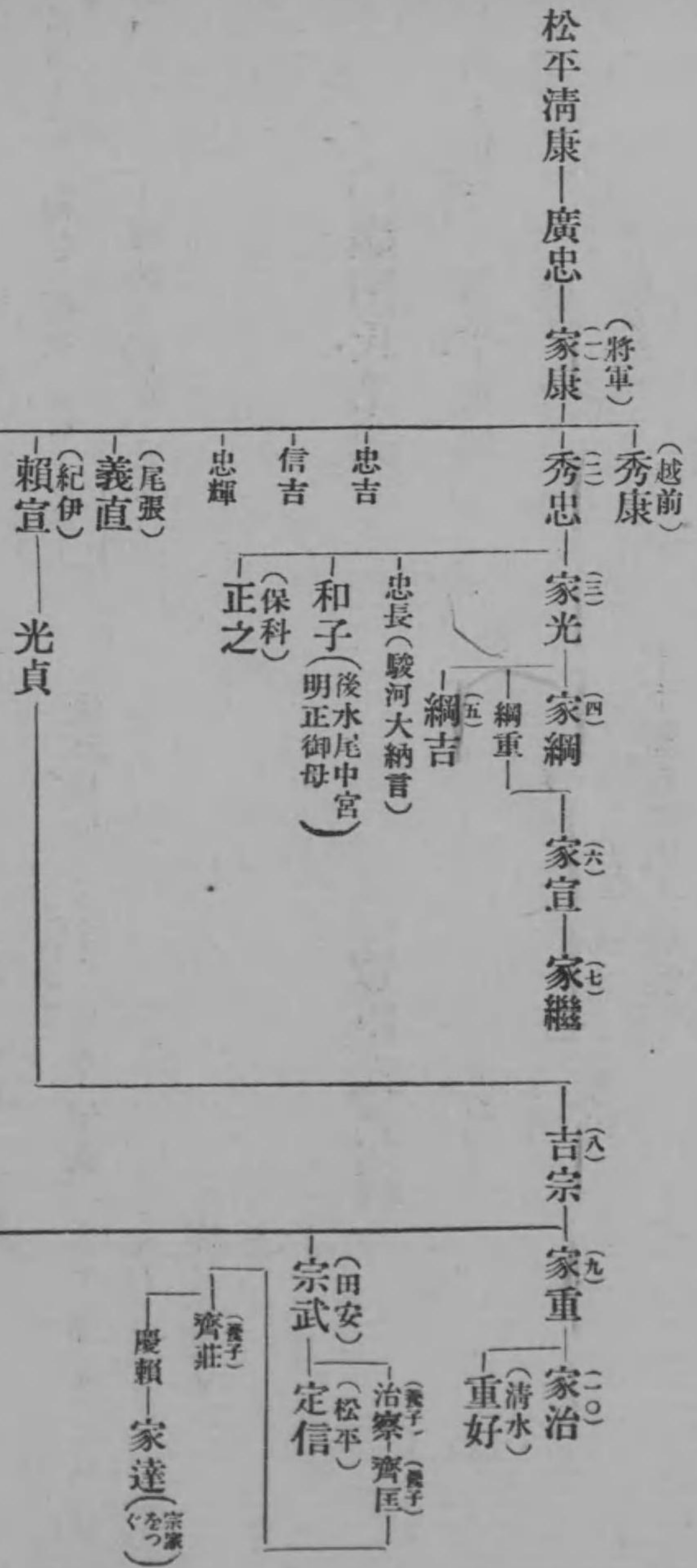
○菊池氏系圖



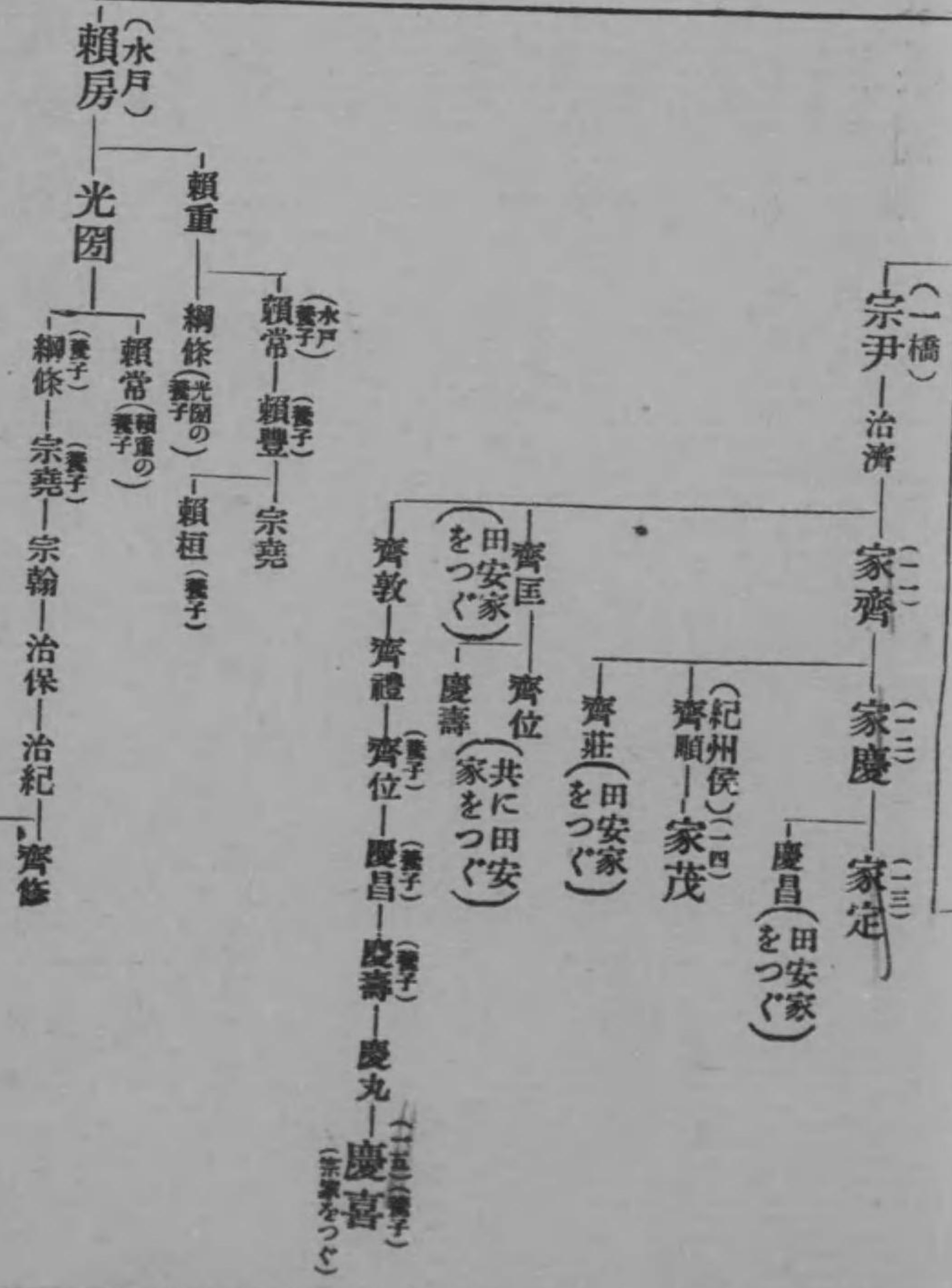
北畠氏 ○菊池氏 ○上杉氏 ○島津氏系圖

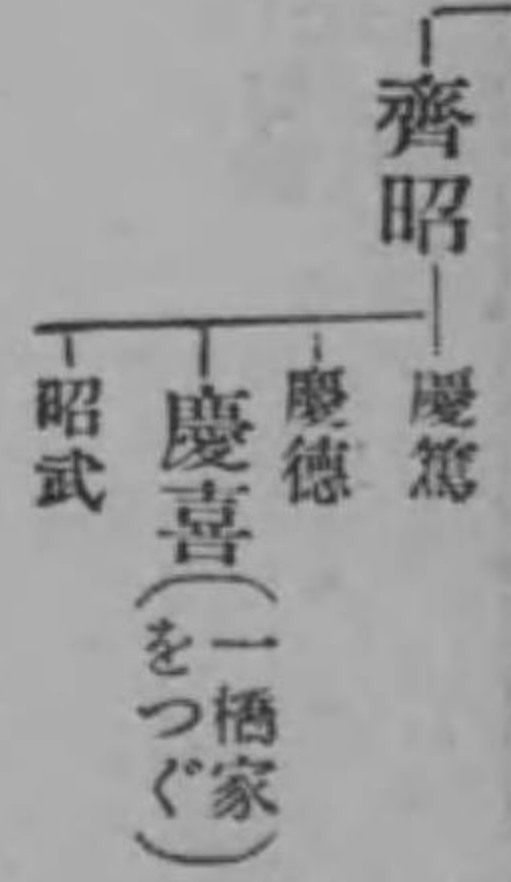


○德川氏系圖



德川氏系圖





附錄 皇室及び諸家系圖終







德	允恭	安康	雄略	清寧	顯宗	仁賢	繼
五五	四	三	七 二 二	三	三	一一	六 六 二
一〇二七	一〇七五	一一一六	一一二三 一一二八 一一三八	一一四二	一一四七	一一五八	一一七二 一一八二 一一八七
上毛野田道蝦夷を征す	九月盟神探湯を行ひ姓氏を正す	九月眉輪王天皇を弑す	任那國司吉備田狹叛す 使を吳に遣し給ふ 九月豐受大神を丹波より伊勢に遷す	億計王・弘計王を播磨より迎ふ	紀大磐任那に據りて叛す	十一月平群眞鳥父子誅せらる	十二月大伴金村任那の四縣を百濟に與ふ 南梁の人司馬達等來朝す 六月近江毛野に任那を討たしむ、筑紫國造磐井叛す

體	宣化	欽	明	用明	崇峻	推
二二	五	一三 一五 二三	二	二	五	元 〇 一 一 二 五 六
一一八八	一一九七	一一二二 一一二四 一一二二	一二四七	一二五二	一二五三 一二六二 一二六三 一二六四 一二六七 一二六八	一二五三 一二六二 一二六三 一二六四 一二六七 一二六八
十一月物部麤鹿火磐井を誅す	十月大伴狹手彦をして任那を援けしむ 十月百濟王佛像經論を獻す 二月百濟曆・醫・易の博士を貢す 正月新羅任那を滅す、任那日本府滅ぶ 七月紀男麿呂等新羅を伐つ	七月物部氏滅ぶ	十一月馬子天皇を弑す	四月麻戸皇子を皇太子とし攝政せしむ、四天王寺を造る 十月百濟僧觀勒來朝し曆本・天文・地理等の書を獻す 十二月冠位十二階を定む 正月始めて曆日を用ふ 四月憲法十七條成る 七月小野妹子を隋に遣す○法隆寺を造る 四月妹子歸朝隋使裴世清來る 九月妹子再び隋に使す、留學生八名從ふ		



智	弘文	天武	持統	文	武	元
七 八 九	元	一二	八	三 元 二	大 寶 元 二	和 銅 元 二
一三二八 一三二九 一三三〇	一三三二	一三四四	一三五四	一三五九 一三六一 一三六二	一三六八 一三六九 一三七〇	一三七三 一三七七 一三七九
九月(唐高麗を滅す) 十月藤原鎌足薨す 二月庚午年籍を作る	六月壬申の亂	十月八色の姓を定む	十二月藤原宮に遷る	七月多櫛・掖玖・奄美・度感等の來貢す 八月大寶律令成る 八月薩摩多櫛の隼人反す	正月武藏和銅を獻す 八月和銅開珎を鑄る 三月蝦夷を討つ 十月隼人入朝す 三月平城遷都 正月太安麻呂古事記を上る	五月諸國に詔して風土記を上らしむ○(大祚榮渤海國を建つ) 藤原不比等到大寶律令を修せしむ 七月始めて按察使を置く 二月隼人反す 五月日本書紀成る 八月藤原不比等薨す

明	元	正	聖	武	孝謙
同	養老	同	神龜	同	天平寶字元
六	二 三 四	四	元 四 元	同 同 同 同 同 天 同	同 同 同 同 同 同 同
一三七三	一三七八 一三七九 一三八〇	一三八〇	一三八四 一三八七 一三八九 一三九〇	一四〇〇 一四〇一 一四〇三 一四〇五 一四〇七	一四一七
			四月蝦夷を征す○多賀城を置く 十二月渤海の使來朝 八月藤原光明子を立て、皇后とす  藤原氏立後の始   四月施藥院悲田院を置く 九月藤原廣嗣反し十一月伏誅す 三月諸國に國分寺を建てしむ 東大寺建立 十一月僧玄昉を筑紫に流す 九月東大寺大佛を鑄る	七月橘奈良麻呂の亂	



和	陽	成	宇	多	醜	翻	朱
貞觀 一一	元慶 二	同 三	同 五	仁 三	延喜 元	同 五	承平 五
一五二九	一五三八	一五三九	一五四一	一五四七	一五六一	一五六五	一五九六
八月續日本後紀成る	三月藤原保則・小野春風蝦夷を平ぐ	十一月文德實錄成る	在原行平獎學院を建つ	十一月藤原基經關白となる 關白の始	九月遣唐使を停止す	正月菅原道眞の左遷 八月三代實錄成る	四月古今和歌集成る
						平將門伯父國香を殺す (新羅滅ぶ)	(高麗朝鮮半島を統一す)
						平將門・藤原純友叛す	二月將門誅せらる

雀	冷泉	一・條	後	後	後	後	後
同 四	安和 二	長德 二	寛仁 三	治安 二	長元 二	同 四	同 四
一六〇一	一六二九	一六五六	一六七九	一六八二	一六八八	一六九一	一七二九
七月純友誅せらる	三月安和の變	四月藤原伊周・隆家流さる	三月刀伊賊入寇	七月法成寺成る	六月平忠常反す	四月源賴信忠常を降す	安倍賴時陸奥を亂す
			三月鳳凰堂成る	九月賴時伏誅す	九月源賴義安倍貞任を誅す	二月新置の莊園を止む 閏十月記録所を置く	九月斗升の法を定む

白河	同 承保元	一七三四	六月延暦寺の僧園城寺を焼く 二月延暦寺の僧園城寺の僧と闘ふ
堀河	寛治元 嘉保二	一七四七 一七五五	十二月後三年の役平定○院政始る 北面の武士を置く
鳥羽	天仁元 永久元	一七六八 一七七三	三月延暦寺の僧徒神興を奉じて入京す 四月延暦・興福二寺兵を構ふ
崇徳	保延三 同 六	一七九七 一八〇〇	二月興福寺の僧徒入京嗷訴す 閏五月延暦・園城二寺闘ふ
後白河	保元元	一八一六	七月保元の亂
二條	平治元	一八一九	十二月平治の亂
六條	仁安二	一八二七	二月平清盛太政大臣となる
高倉	承安二	一八三二	二月清盛の女徳子中宮となる

近古期

安元	同 安元元	一八三五	僧源空淨土宗を開く
治承元	同 治承元元	一八三七	七月藤原成親等を捕ふ
養和元	同 養和元元	一八四〇	七月平重盛薨す
壽永元	同 壽永元元	一八四一	五月源頼朝政舉兵 六月福原遷都 八月源頼朝舉兵 九月源義仲舉兵
同 三	同 同 三	一八四三	十月富十川の戦
同 四	同 同 四	一八四四	閏二月清盛薨す
同 五	同 同 五	一八四五	五月礪波山の戦 七月平氏の都落
鳥羽	同 鳥羽元	一八四九	正月義仲敗死す 二月一の谷の戦 十月頼朝鎌倉に公文所問注所を置く 二月屋島ヶ戦 三月壇浦の戦 平氏滅亡 十一月守護・地頭を置く 十二月議奏を置く
後鳥羽	同 後鳥羽元	一八五一	
建久	同 建久元	一八五二	
文治	同 文治元	一八五三	
天皇	同 天皇元	一八五二	

重なる出来事

閏四月藤原泰衡義經を殺す 九月奥羽平定  
七月榮西宋より歸朝し臨濟宗を傳ふ○  
七月頼朝征夷大將軍に任ぜらる

河	堀	後	仲恭	德順	門御士	羽
貞永	安貞	同	同	承久	同	同
元	貞元	嘉祿	元仁	建保	元仁	正治
元	元	元	元	元	元	元
一八九二	一八八七	一八八六	一八八五	一八七三	一八六四	一八五九
八月泰時貞永式目を定む	道元宋より歸朝して曹洞宗を傳ふ	正月頼經將軍となる	七月評定衆を置く	五月和合田合戦	三月新古今集成る	正月頼朝薨す
		六月義時卒し泰時執權となる	六月藤原頼經を迎へて鎌倉の主とす		七月北條時政實朝を弑せんとして敗れ義時執權となる	九月頼家廢せられ實朝將軍となる
						八月範頼殺さる

後	山	龜	草	深	後	後嵯峨
同	同	同	同	同	同	同
一一	同	文永	康元	同	寶治	仁治
一一	同	應元	元	同	長治	治
一九三四	八	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同	元	五
	一	元	元	同	元	六
	九	元	元	同	元	七
	三	元	元	同	元	八
	一	元	元	同	元	九
	九	元	元	同	元	〇
	三	元	元	同	元	一
	一	元	元	同	元	二
	九	元	元	同	元	三
	三	元	元	同	元	四
	一	元	元	同	元	五
	九	元	元	同	元	六
	三	元	元	同	元	七
	一	元	元	同	元	八
	九	元	元	同	元	九
	三	元	元	同	元	〇
	一	元	元	同	元	一
	九	元	元	同	元	二
	三	元	元	同	元	三
	一	元	元	同	元	四
	九	元	元	同	元	五
	三	元	元	同	元	六
	一	元	元	同	元	七
	九	元	元	同	元	八
	三	元	元	同	元	九
	一	元	元	同	元	〇
	九	元	元	同	元	一
	三	元	元	同	元	二
	一	元	元	同	元	三
	九	元	元	同	元	四
	三	元	元	同		















明	後西院	靈	元	東	山
承應元	明曆三	寛文三	同	元祿二	同
二三一四	二三一七	二三二五	二三四七	二三四九	二三四九
一六五二	一六五七	一六六三	一六八七	一六八九	一六八九
九月承應の變	正月江戸大火、林道春歿す 墓に著手す 七月柳成功授を請ふ 明人朱之瑜等歸化す	五月殉死を禁す 七月證人の制を廢す 十二月保科正之卒す○光圀彰考館を開く 十月狩野探幽歿す 五月林春齋歿す、家綱薨す 七月綱吉將軍となる 十二月堀田正俊大老となる 四月朱之瑜歿す 九月山崎闇齋歿す 八月大老堀田正俊殺さる 六月下河邊長流歿す 九月山鹿素行歿す	正月生類憐の令を發す	十二月北村季吟父子幕府に召さる 十二月昌平阪聖堂成る 正月林信篤を大學頭となす 八月熊澤蕃山歿す 九月土佐光起歿す 八月徳川光圀湊川建碑 八月井原西鶴歿す 十月松尾芭蕉歿す 十一月柳澤吉保老中格となる 二月江戸大火 八月貨幣改鑄、護持院隆光太僧正となる 十一月江戸の犬を中野犬小屋に畜ふ 七月柳澤吉保老中首席となる 九月江戸大火 十二月木下順庵歿す 六月河村端軒歿す 十二月光圀薨す 正月僧契沖寂す 三月淺野長矩吉良義央を傷け除封 十二月赤穂義士の復讐 三月伊藤仁齋歿す 六月北村季吟歿す 正月綱吉薨す 四月家宣將軍となる	同

元	東	山
同	元祿二	同
二三四七	二三四九	二三四九
一六八七	一六八九	一六八九
十二月北村季吟父子幕府に召さる	十二月昌平阪聖堂成る	正月林信篤を大學頭となす 八月熊澤蕃山歿す 九月土佐光起歿す



町	同	二四三一	一七七七	杉田玄白等内景圖説を譯す 蘭書翻譯の始
後桃園	安永元	二四三二	一七七二	正月田沼意次老中となる
光	天明三	二四四三	一七八三	十一月田沼意知若年寄となる ○諸國飢饉
	同	二四四四	一七八四	三月佐野政言田沼意知を刺す
	同	二四四六	一七八六	八月田沼意次を退く 九月家治薨す
	同	二四四七	一七八七	三月家齊將軍となる 六月松平定信老中となる 八月
	同	二四四八	一七八八	正月京都大火皇居炎上
寛政	政	二四五〇	一七九〇	五月異學の禁 七月備荒儲蓄を命ず
	同	二四五二	一七九二	五月林子平罪せらる 九月露使松前に来る 十一月沿
	同	二四五三	一七九三	海諸侯に海防を戒む
	同	二四五五	一七九五	三月定信沿海巡視 六月高山彦九郎自殺、林子平歿す
	同	二四五八	一七九八	七月和學講談所を建つ、定信罷む
	同	二四六〇	一八〇〇	近藤守重擇捉に木標を建つ
	同	二四六一	一八〇一	正月東蝦夷を幕府の直轄とす
享和元	和	二四六一	一八〇一	四月伊能忠敬に蝦夷地測量を命ず
	同			正月羽田正養等を蝦夷地に遣す 九月本居宣長歿す

格	同	二四六二	一八〇二	二月蝦夷奉行 五月箱館奉行と改む 〓を置く
	同	二四六三	一八〇三	十月前野良澤歿す
	同	二四六四	一八〇四	九月露使レザノフ長崎に來り交易を求む
	同	二四六六	一八〇六	九月露人樺太に寇す
	同	二四六七	一八〇七	三月西蝦夷地を公取す 四月露人蝦夷地に寇す 十月
	同	二四六八	一八〇八	箱館奉行を松前奉行と改む 十二月柴野栗山歿す 十月
	同	二四六九	一八〇九	正月台津・仙臺の兵蝦夷地に向ふ 四月間宮林蔵樺太
	同	二四七一	一八一〇	探檢に赴く 八月英船長崎を掠む 十二月南部・津輕
	同	二四七二	一八一〇	兩氏に蝦夷地を分掌せしむ
	同	二四七三	一八一〇	九月間宮林蔵黒龍江地方を探検して歸る
	同	二四七四	一八一〇	二月村田春海歿す 六月露艦蝦夷地に來る、戌兵艦長
仁	同	二四七四	一八一〇	ゴロウインを捕ふ 七月朝鮮聘禮を對馬に受く
	同	二四七五	一八一〇	八月露艦高田屋嘉兵衛を捕へ去る
	同	二四七六	一八一〇	五月露艦高田屋嘉兵衛を送還す 七月蒲生君平歿す
	同	二四七七	一八一〇	九月ゴロウインを放還す ○尾藤二洲歿す
	同	二四七八	一八一〇	北地戌兵を撤す 伊能忠敬沿海實測全圖成る
文政	政	二四七八	一八一〇	四月杉田玄白歿す 五月古賀精里歿す 九月英船浦賀
	同	二四七九	一八一〇	に來る
	同	二四八〇	一八一〇	五月英船再び浦賀に來る
	同	二四八一	一八一〇	四月伊能忠敬歿す 九月塙保己一歿す 十二月松前奉
	同	二四八二	一八一〇	行を廢しその管地を松前氏に還附す



孝	孝
同 嘉 同	同 弘 同 同 同 同 同 天 同 同
同 永 三	同 化 一 一 一 一 一 一 保 一 一
二 元 三	二 元 四 三 二 〇 八 五 三 二 八
二五〇九	二五〇四 二五〇三 二五〇二 二五〇一 二四九九 二四九七 二四九四 二四九二 二四八九 二四八五
一八四八	一八四三 一八四二 一八四一 一八三九 一八三七 一八三四 一八三二 一八二九 一八二五
一八四九	一八四五
一八四六	二月外國船打拂令を發す 五月松平定信卒す 八月水戸齊昭諸臣に海防を議せしむ 九月頼山陽歿す 三月水野忠邦老中となる 二月大鹽平八郎の亂 四月家齊退隱 八月家慶將軍となる 十二月渡邊華山・高野長英罪せらる 閏正月家齊薨す 十月渡邊華山自殺す 七月天保の緩和令 九月水野忠邦罷む、平田篤胤歿す 六月水野忠邦再び老中となる 二月忠邦免ぜらる 七月英船長崎に来る 五月佛船琉球に來り交易を求む 閏五月米船浦賀に來り交易を求む 八月海防に就ての勅諭幕府に下る 十月幕府外國の事を上奏す 十一月曲亭馬琴歿す 蘭人始めて牛痘を傳ふ

同 同 同 同 同 同 安 同 同 同	文 萬 同 同 同 同 同 同 同 同
同 三 五 六 元 政 元 六 三	久 延 六 五 四 三 二 元 六 三
二五二〇	二五二〇 二五一九 二五一八 二五一七 二五一六 二五一五 二五一四 二五一三 二五一二
一八五〇	一八五九 一八五八 一八五七 一八五六 一八五五 一八五四 一八五三 一八五二
一八六一	一八六〇 一八五九 一八五八 一八五七 一八五六 一八五五 一八五四 一八五三 一八五二
一八五〇	十月高野長英自殺す 十一月海防に就いての勅諭再下 九月廿二日明治天皇御降誕 六月米使ペリリ浦賀に来る、幕府米艦來航の事を上奏す、家慶薨す 七月諸侯の意見を徵す、露使アーチャン長崎に來る 八月尙臺を品川灣に築く 十月家定將軍となる 正月ペリリ再び浦賀に來る 三月米と和親條約を結ぶ、吉田松陰捕へらる 四月佐久間象山捕へらる 八月英と十二月露と和親條約を結ぶ 二月蝦夷地を幕府直轄とす 十月江戸地震 藤田東湖歿す 二月蕃書調所を設く 七月米國總領事ハルリス下田に來る 十月ハルリス將軍に謁す 十一月米國との通商條約を議定す 正月老中堀田正睦上京條約勅許奏請 四月井伊直弼大老となる 六月日米條約に調印、家茂を將軍の繼嗣とす 七月慶應・齊昭・慶永等罰せらる、露・蘭・英との條約調印、家定薨す 九月日佛條約調印、安政の獄起る 六月神奈川・長崎・箱館を開く 十月橋本左内・頼三樹三郎・吉田松陰等罪せらる 正月安藤信正老中となる 三月櫻田の變 六月葡と十二月普と條約を結ぶ 五月東禪寺の變 十二月和宮降嫁

天皇年	明治及現代	西洋紀元	重なる出来事
明治元年	同	一八六八	正月鳥羽・伏見の戦。二月各國公使始めて朝見。三月慶喜退罪、五箇條の御誓文。四月江戸城を收む。七月江戸を東京と改む。八月即位の大禮。九月改元、一世一元の制を定む、會津降る。十月奥羽平定、東京行幸。正月薩長土肥版籍奉還を奏請す。三月東京奠都。五月箱館平定。六月版籍奉還允許。七月官制改革、開拓使を置く。八月蝦夷島を北海道と改む。九月賊大村益次郎を刺す。十二月東京・横濱間に電信を通す。
明治二年	同	一八六九	二月樺太開拓使を置く。九月平民に苗字を稱するを許す。閏十月英・佛・獨・米に公使を派遣す。十二月新律綱領を頒つ。
明治三年	同	一八七〇	正月賊廣澤眞臣を殺す、東京・京都・大阪間に郵便制施す。四月東山・西海兩鎮臺を設く。七月廢藩置縣、清國と修好條約締結。八月散髮脱刀許可。十月大使を歐米に派遣す。十一月府縣廢合琉球民臺灣生蕃に殺さる。二月東京・横濱間鐵道開通。八月學制頒布。九月琉球を藩とす。十一月曆制の改定、禮服の制を定む。
明治四年	同	一八七一	一月太陽曆實施、祝日を定む、六鎮臺を置く、徵兵令發布。七月改定律例實施、地租改正。九月岩倉大使等歸朝。十月征韓論破裂西郷隆盛等辭職。
明治五年	同	一八七二	一月民選議院設立の建白。二月佐賀の亂。四月臺灣征伐。五月阪神間鐵道開通。八月大久保利通を清國に遣す、海軍提督府設置。十月征臺價金收授を約す。
明治六年	同	一八七三	四月元老院・大審院を置く。五月千島・樺太交換の約成る。六月地方官會議を開く、新聞紙條例・讒謗律制定。九月江華島事件。
明治七年	同	一八七四	二月朝鮮との修好條約成る。三月士民の帶刀を禁ず。八月海軍提督府を廢し鎮守府を置く。十月蕪本神風連の亂、秋月の亂、萩の亂。
明治八年	同	一八七五	二月西南の役起る。三月萬國郵便聯合條約に加盟。五月佐野常民等博愛社を設く。八月始めて内國勸業博覽會を開く。九月西南の役平定。十一月始めて電話を試設す。
明治九年	同	一八七六	五月賊大久保利通を殺す。六月日米關稅改正條約調印、郡區町村編制法制定。十二月陸軍參謀本部設置。
明治一〇年	同	一八七七	
明治一一年	同	一八七八	

明治及現代	西洋紀元	重なる出来事
明治元年	一八六八	正月鳥羽・伏見の戦。二月各國公使始めて朝見。三月慶喜退罪、五箇條の御誓文。四月江戸城を收む。七月江戸を東京と改む。八月即位の大禮。九月改元、一世一元の制を定む、會津降る。十月奥羽平定、東京行幸。正月薩長土肥版籍奉還を奏請す。三月東京奠都。五月箱館平定。六月版籍奉還允許。七月官制改革、開拓使を置く。八月蝦夷島を北海道と改む。九月賊大村益次郎を刺す。十二月東京・横濱間に電信を通す。
明治二年	一八六九	二月樺太開拓使を置く。九月平民に苗字を稱するを許す。閏十月英・佛・獨・米に公使を派遣す。十二月新律綱領を頒つ。
明治三年	一八七〇	正月賊廣澤眞臣を殺す、東京・京都・大阪間に郵便制施す。四月東山・西海兩鎮臺を設く。七月廢藩置縣、清國と修好條約締結。八月散髮脱刀許可。十月大使を歐米に派遣す。十一月府縣廢合琉球民臺灣生蕃に殺さる。二月東京・横濱間鐵道開通。八月學制頒布。九月琉球を藩とす。十一月曆制の改定、禮服の制を定む。
明治四年	一八七一	一月太陽曆實施、祝日を定む、六鎮臺を置く、徵兵令發布。七月改定律例實施、地租改正。九月岩倉大使等歸朝。十月征韓論破裂西郷隆盛等辭職。
明治五年	一八七二	一月民選議院設立の建白。二月佐賀の亂。四月臺灣征伐。五月阪神間鐵道開通。八月大久保利通を清國に遣す、海軍提督府設置。十月征臺價金收授を約す。
明治六年	一八七三	四月元老院・大審院を置く。五月千島・樺太交換の約成る。六月地方官會議を開く、新聞紙條例・讒謗律制定。九月江華島事件。
明治七年	一八七四	二月朝鮮との修好條約成る。三月士民の帶刀を禁ず。八月海軍提督府を廢し鎮守府を置く。十月蕪本神風連の亂、秋月の亂、萩の亂。
明治八年	一八七五	二月西南の役起る。三月萬國郵便聯合條約に加盟。五月佐野常民等博愛社を設く。八月始めて内國勸業博覽會を開く。九月西南の役平定。十一月始めて電話を試設す。
明治九年	一八七六	五月賊大久保利通を殺す。六月日米關稅改正條約調印、郡區町村編制法制定。十二月陸軍參謀本部設置。
明治一〇年	一八七七	
明治一一年	一八七八	

明治	一二	二五三九	一八七九	三月始めて府縣官を開く 四月琉球藩を廢し沖繩縣を置く 八月今上天皇御降誕 九月教育令制定 十二月三備の有志國會開設を請願す
同	一三	二五四〇	一八八〇	四月集會條例發布 七月刑法・治罪法公布
同	一四	二五四一	一八八一	五月小學校教則綱領を定む 八月開拓使官有物拂下事件起る 十月國會開設の詔下る、自由黨起る
同	一五	二五四二	一八八二	一月軍人に勅諭下る 二月開拓使を廢し箱館・札幌・根室三縣を置く 三月伊藤博文を歐洲に遣す、立憲改進黨・九州改進黨・立憲帝政黨起る 七月朝鮮京城の變 八月濟物浦條約成る
同	一六	二五四三	一八八三	八月伊藤博文歸朝 十二月徵兵令改正
同	一七	二五四四	一八八四	三月地租條例制定、制度取調局設置 七月華族令を定む 十二月朝鮮京城の變
同	一八	二五四五	一八八五	一月京城條約成る 四月天津條約成る 十一月大阪事件起る 十二月内閣制度成る
同	一九	二五四六	一八八六	一月北海道廳を置く 三月帝國大學令公布 十月ノルマントン號沈没 十一月赤十字條約加盟
同	二〇	二五四七	一八八七	五月各國公使と條約改正會議を開く 七月條約改正中止 十二月保安條例を布く
同	二一	二五四八	一八八八	四月市制・町村制及び樞密院官制公布
同	二二	二五四九	一八八九	二月帝國憲法發布 十月東京・京都間鐵道開通この頃條約改正反對論盛なり、大隈重信傷けらる

同	二三	二五五〇	一八九〇	二月裁判所構成法公布 四月民事訴訟法公布 五月府縣制・郡制公布 十月元老院廢止、教育勅語下る 十一月第一回帝國議會召集
同	二四	二五五一	一八九一	四月府縣制・郡制實施 五月湖南事件
同	二七	二五五四	一八九四	五月朝鮮東學黨の亂 七月日英改正條約成る、豐島沖の海戰 八月宣戰の詔勅下る、朝鮮と同盟條約締結 九月大本營を廣島に進め給ふ、平壤陥落、黄海の戰 十一月旅順を陥る
同	二八	二五五五	一八九五	二月威海衛占領、清國北洋艦隊降る 三月牛莊・營口・澎湖島等占領 四月下關條約成る、三國干涉、遼東半島還附 九月日露改正條約公布
同	二九	二五五六	一八九六	六月日露協商成る 八月(カシニ)條約成る
同	三〇	二五五七	一八九七	一月英照皇太后崩す 十月(朝鮮國號を韓と改む) 十一月(獨逸膠洲灣占領)
同	三一	二五五八	一八九八	三月(獨逸膠洲灣租借、露國關東洲租借) 四月清國に福建省不割讓を約せしむ 七月(英國威海衛租借) 民法施行
同	三二	二五五九	一八九九	五月(義和團匪起る) 七月改正條約實施(佛國廣州灣租借)
同	三三	二五六〇	一九〇〇	八月北清事變
同	三四	二五六一	一九〇一	九月北清事變講和條約成る
同	三五	二五六二	一九〇二	一月日英同盟成る

今	治	明治
同	同	同
大正	同	三七
元	同	三八
三	同	三九
九	同	四〇
〇	同	四一
一	同	四二
二	同	四三
三	同	四四
四	同	四五
五	同	二五七二
六	同	二五六六
七	同	二五六七
八	同	二五六八
九	同	二五六九
〇	同	二五七〇
一	同	二五七一
二	同	二五七二
三	同	一九〇四
四	同	一九〇五
五	同	一九〇六
六	同	一九〇七
七	同	一九〇八
八	同	一九〇九
九	同	一九一〇
〇	同	一九一一
一	同	一九一二
二	同	一九一三
三	同	一九一四
四	同	一九一五
五	同	一九一六
六	同	一九一七
七	同	一九一八
八	同	一九一九
九	同	一九二〇

二月露國と國交斷絶、旅順・仁川の戦、宣戰の詔勅下る、日韓議定書成る。五月鴨綠江を渡り九連・鳳凰等の諸城を抜く、南山の戦。六月得利寺の戦、滿洲軍總司令部設置。八月黄海の戦、蔚山沖の戦、日韓協約成る。九月遼陽占領。十月沙河の會戰。十一月二〇高地占領。一月旅順開城、黑溝臺の戦。三月奉天占領。五月日本海海戦。七月コルサコフ占領。八月日英同盟擴張。九月ポーツマス條約成る。十一月日韓協約成る。十二月統監府・理事府設置。

八月關東都督府を置く。九月旅順鎮守府を置く。三月樺太廳を置く。四月改正刑法公布。六月日佛協約成る。七月日韓新協約・日露協約成る。

五月日米仲裁々判條約成る。十月戊申詔書下る。十一月米國と外交文書を交換す。

十月伊藤博文韓人に殺さる。

七月日露協約成る。八月韓國併合條約成る。

二月施藥救療の詔。七月日英同盟條約改訂。十月（清國革命軍起る）。

二月（清帝退位、袁世凱假政府を組織す）。七月明治天皇崩御。

七月大正と改元。九月御大喪儀。四月昭憲皇太后崩御。七月（歐洲大戰亂起る）。八月對獨宣戰詔勅下る。日埃國交斷絶。十月ヤルット島占領。十一月青島占領。

上	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
九	八	七	六	五	四	三
二五八〇	二五七九	二五七八	二五七七	二五七六	二五七五	二五七四
一九二〇	一九一九	一九一八	一九一七	一九一六	一九一五	一九一四

五月日支條約締結。十一月御即位の大禮。

七月日露協約締結。

三月（露國に革命起る）。十一月日米共同宣言。

八月西伯利亞出兵、クラスノヤールスキ占領。十一月歐洲大戰休戰條約成立す。

一月巴里にて講和會議を開く。六月講和條約成る。

一月講和條約批准交換了る、國際聯盟成る。

略年表終

*made in Japan*

附錄 人物小傳

アの部

**アカゾメエモン** 【赤染衛門】 歌人。平兼盛の女。赤染時用に養はる。初藤原道長の妻倫子に仕へしが、後大江匡衡に嫁す。家集あり。また榮華物語の作者と稱せらる。

**アカマツサダムラ** 【赤松貞村】 貞範の曾孫。伊豆守に任ず。將軍足利義教に仕へて寵せらる。嘉吉元年赤松滿祐の義教をその第に弑するや、貞村之に抗する能はず、又その難に殉せず、諸將に従つて滿祐を白旗城に攻めて功なし。世人の嘲笑を受け、慚愧疾をなして死す。

**アカマツノリムラ** 【赤松則村】 茂則の子。通稱次郎、後難髪して圓心と號す。元弘の亂護良親王の令旨を奉じて義兵を播磨に擧げ、六波羅を攻めて功勞あり。建武中興の後播磨守護に補せられしが、幾もなく奪はれ

僅に佐用莊を賜はる。是に於て則村心平ならず、遂に足利尊氏の叛に與し、一方の將として功少からず。正平五年歿す。年七十四。

**アカマツミツスケ** 【赤松滿祐】 義則の子。父に繼ぎて播磨を領し、又備前美作を併有す。將軍足利義教同族貞村を愛し、その領土を割きて之に與へんとするを聞き、大に之を恨み、嘉吉元年義教をその第に招きて襲讎し、兵を伏せて之を弑し、奔つて播磨に歸り、白旗城に據りしが、諸將來り伐つに及び勢支へずして自殺す。年六十一。

**アケチミツヒデ** 【明智光秀】 光綱の子。本姓土岐、通稱十兵衛、美濃の人。初朝倉義景に仕へ、又長岡藤孝に従ひしが、後織田信長に仕へて戰功あり、近江阪本十萬石を食み、天正三年丹波に移る。事を以て信長を恨み、天正十年六月信長を京都本能寺に襲ひて之を弑

し、自ら代りて天下に號令せんとせしが、幾もなく羽柴秀吉と山崎に戦ひて敗れ、近江阪本に奔らんとし、途小栗栖にて土民に殺さる。年五十七。

**アサカタンバク** 【安積清泊】 名は覺、字は子先、通稱覺兵衛、老圃・常山・老午居士の號あり。水戸の人。幼より朱舜水に學び、長ずるに及びて博學能文最も史學に長ず。光圀大日本史編修の舉あるや、彰考館に入りて之が總裁となる。元文二年十二月歿す。年八十二。著書多し。(文檢、明四四。文檢本、大二)

**アサクラヨシカゲ** 【朝倉義景】 越前の領主。孝景の子。初名は延景、通稱孫二郎。永祿五年足利義昭來り投じて恢復を託す。義景之ヲ諾して而も果す能はず。元龜元年淺井長政と謀り、織田信長に抗し、之と姉川に戦ひて敗れ、又一向宗徒の援を得て信長と戦ふ。既にして信長と和せしが、天正元年又信長と戦ひて連に敗れ、遂に一族景鏡に圍まれて自殺す。年四十一。

**アサノナガノリ** 【淺野長矩】 播磨赤穂の城主。内匠頭と稱す。長友の子。元祿十四年勅使江戸に至る。長矩

年三十八。

**アサミヤスマサ** 【淺見安正】 京都の儒者。通稱重次郎。翻齋と號す。近江高島の人。初醫を業とし高島順貞と稱せしが、後山崎闇齋の門に入りて儒を學び、遂に一家をなす。清貧苦學、母に事へて至孝なり。諸侯その風を聞きて見んと欲するもの多く、太上天皇亦之を召見すれども固辭して出でず。正徳元年十月歿す。年六十。(文檢本、大五)

**アサキナガマサ** 【淺井長政】 近江小谷の城主。久政の子。通稱新九郎。備前守と稱す。六角義賢を破り威を近隣に振ふ。織田信長と好を修めその妹を娶りしが、後事を以て信長と絶ち、六角・朝倉等と結ぶ。天正元年信長に攻められて自殺す。年二十九。

**アシカガウチミツ** 【足利氏滿】 基氏の子。正平廿二年九歳にして父に繼ぎて鎌倉第二代管領たり。弘和二年小山義政を討ちて之を滅す。將軍義滿より陸奥・出羽を授けらる。應永五年薨す。年四十。

**アシカカシゲウチ** 【足利成氏】 持氏の子。小字永壽。

人物小傳(アの部)

伊達宗春と共に之が接待たり。時に吉良義央舊儀に熟するを以て常にその儀に與り、頗る之を以て人に驕り賄賂を以て儀式を指授す。長矩硬直にして阿諛を快しとせず。義央之を含み、殿中に於て長矩の禮に嘲はざるを罵る。長矩憤怒に堪へず、刀を揮ひて之を傷つく。幕府因つて死を賜ひその封を收む。時に年三十五。

**アサノナガマサ** 【淺野長政】 尾張の人。通稱彌兵衛。豊臣秀吉に仕ふ。性剛直權貴を憚らず。天正十三年五奉行に列し、十五年若狹に封ぜらる。小田原の役軍功あり。征韓の役久しく功を見ず秀吉自ら渡海せんとするや、長政極諫して事漸く止む。文祿二年甲斐二十萬四千石に封ぜらる。關ヶ原の役東軍に屬す。慶長十五年卒す。年六十五。

**アサノヨシナガ** 【淺野幸長】 長政の子。小字長滿。幼より秀吉に近侍す。征韓の役に功あり。關ヶ原の役家康に屬し、池田輝政と共に南宮山を壓す。紀伊三十七萬石を食み、紀伊守と稱し、從四位下に叙せらる。常に心を盡して秀頼を庇護せり。慶長十八年八月卒す。

永享十一年持氏の執事上杉憲貞と争ひ敗れて自殺せし時大井氏に據りて纒に免ヌ。後迎へられて鎌倉管領となりしが、父の仇として上杉氏を恨み、憲貞の子憲忠を殺す。これより關東大に亂れ、成氏は下總古河に據りて上杉氏の奉ぜし足利政知と争へり。明應六年卒す。世に古河公方と稱す。(東高師、明四三)

**アシカガタカウチ** 【足利尊氏】 初名高氏、通稱又太郎。貞氏の子。元弘の亂東軍に従ひて西上し、歸順して六波羅を滅す。功を以て參議に任ぜられ、偏諱を賜りて尊氏と改む。夙に頼朝の後を襲ぎて幕府を開かん志あり、護良親王の英邁にして威望高きを羨み、讒して鎌倉に幽す。建武二年北條時行を鎌倉に伐ち、征夷將軍關東管領と稱し、鎌倉に據りて叛し西上せしが、敗れて九州に走り、光嚴院の院宣を請ひ、大軍を率ゐて京に入り光明院を擁立す。これより南北朝となる。ついで擅に幕府を室町に置き、鎌倉に管領を置けり。正平十三年薨す。年五十四。

**アシカガタカモト** 【足利高基】 政氏の子。古河公方の

三代。父政氏と善からず、國政日に衰へ、北條氏の勢盛なるを見之と婚を通じ國勢を墜らんとし、子晴氏に北條氏綱の女を娶る。天文四年卒す。

**アシカガタダフユ** 【足利直冬】 尊氏の庶長子。叔父直義に養はる。正平中中國探題となる。尊氏・直義相戦に及び、兵を擧げて直義に應じ、敗れて肥後に奔り、少貳頼尙の女を娶り、その勢威九州に振ひしが、直義殺さるゝに及びて勢衰へて長門に奔り、遂に吉野朝廷に降りて尊氏と攻伐せり。應永七年石見に卒す。

**アシカガタヨシ** 【足利直義】 尊氏の同母弟。元弘の亂兄と共に歸順し、建武中興の後成良親王を奉じて鎌倉を鎮す。北條時行の叛して鎌倉を攻むるや直義防ぎ戦うて克たず、即ち護良親王を弑し、成良親王を奉じて西走す。後兄と共に叛して京師を陥る。尊氏の幕府を開くや直義諸政を決し威權甚だ盛なり。後高師直・師泰を除かんとして成らず、吉野朝廷に降りて尊氏と戦ふ。一旦和したれども、幾もなく和破れて鎌倉に走り、正平七年敗れて出て降り、遂に尊氏に毒殺せらる。

**アシカガミツカネ** 【足利滿兼】 氏滿の子。鎌倉第三代の管領。應永五年襲職し左兵衛佐となる。六年大内義弘の叛するや、滿兼遙に之に應じ、軍を發して武藏に至り、將軍義滿を援くと聲言す。幾くもなく義弘破れしかば、滿兼兵をとどめて進まず。明年義滿下野足利莊を滿兼に與へてその謀を緩らす。滿兼乃ち鎌倉に還る。九年伊達政宗を討ちて之を平ぐ。十六年七月卒す。年三十三。

**アシカガミツタカ** 【足利滿隆】 氏滿の第三子。新御堂殿と稱す。管領持氏の弟持仲を養子とす。應永二十三年足利義嗣陰に兄將軍義持を除きて己之に代らんと圖るや、滿隆遙に之と計を通じ、十月上杉禪秀と共に兵を擧げ持氏を圍む。持氏遁れて駿河に走る。滿隆乃ち持仲・禪秀等と鎌倉に在り、自ら管領の事を行ひしが、明年持氏幕府の援を得て來り攻むるに及び軍敗れ、持仲・禪秀と共に自殺す。

**アシカガモチウヂ** 【足利持氏】 滿兼の長子。鎌倉第四代の管領。將軍義持と約して父子となる。正長元年義

年四十七。

**アシカガハルウチ** 【足利晴氏】 高基の子。河内守と稱す。古河公方の四代。北條氏綱の女を娶りて之と親みしが、後兩上杉氏と通じて北條氏を疎んじ、上杉氏と共に北條氏の屬城河越城を攻め、軍敗れて和を北條氏に請ふ。永祿三年五月卒す。

**アシカガマサウチ** 【足利政氏】 成氏の子。古河公方の二代。從四位下左馬頭たり。永正三年その子高基と協はず、接戰數回に及ぶ。上杉顯定・長尾景春をして和を行はしむ。政氏乃ち城を去りて閑居す。享祿四年七月卒す。

**アシカガマサトモ** 【足利政知】 將軍足利義教の三子。長祿元年成氏鎌倉を去り關東主なきに及び、兄義政の命により鎌倉の主となる。然れども路塞がりて鎌倉に入る能はず、乃ち伊豆の堀越に居る。世に堀越御所と稱す。政知長子茶々丸を疎んじ、後妻の出義通を嗣となさんとし、延徳三年四月、遂に茶々丸に弑せらる。時に年五十七。(東高師、明四四)

持薙じて嗣なし。持氏密に自ら將軍たらんことを希ひしに、義持の弟義教が天台座主より還俗して職を襲ぎしかば、心甚だ平ならず、「われ何ぞ還俗將軍に屈せんや」と稱し、幕府の命に従はざること多し。執事上杉憲實諫むれども聽かず、却りて之を殺さんとす。將軍義教乃ち兵を發し憲實を援けて之を攻む。持氏戰敗れて自殺す。年四十二。時に永享十一年二月なり。

**アシカガモチナカ** 【足利持仲】 滿兼の第二子。叔父滿隆の養子となる。應永二十三年滿隆及び上杉禪秀と兵を擧げて兄管領持氏を走らし、僭立して鎌倉の主と稱せしが、翌年正月持氏の爲に破られ、滿隆・禪秀と共に自殺す。

**アシカガモチウヂ** 【足利基氏】 尊氏の四子。鎌倉管領の初代。正平四年關東管領となる。新田義宗・義興等を滅し、頗る將士の心を得たり。正平二十二年薨す。年二十八。基氏よくその職に協ひ、將軍義詮をして東顧の憂なからしむ。室町十三代の覇業を開きしは基氏の力與りて頗る大なりとす。

**アシカガヨシアキ** 【足利義昭】 義晴の三子。足利三代の將軍。初僧となりて覺慶と號せしが、永祿八年兄義輝弑せらるゝに及び、還俗して名を義昭と改め、朝倉義景に依る。後織田信長に投じて恢復を托し、遂に信長の援によりて將軍となる。天正元年信長の威名を忌み之を除かんとして河内に逐はれ、三年漂泊して備後に至り毛利氏に依りて薙髮し、足利氏亡ぶ。後京師に歸り、慶長二年八月大阪に薨す。年六十一。

**アシカガヨシアキ** 【足利義明】 小弓御所。古河公方政氏の三子。兄高基と善からず、下總小弓に據り、里見氏等の援を得て高基と争ふ。天文八年十月里見義堯と房總二州の兵を率ゐ、北條氏綱と鴻臺に戦ひて敗死す。  
**アシカガヨシアキラ** 【足利義詮】 尊氏の第三子。正平十二年父につぎて擅に征夷大將軍と稱す。二十二年十二月病重きに及び嗣子義満なほ幼なるを以て、細川頼之にその輔佐を托し、ついで薨す。年三十八。  
**アシカガヨシカズ** 【足利義量】 義持の子。足利三代の將軍。酒を嗜みて暴飲度なく、應永三十二年二月遂に

病を發して薨す。年十九。  
**アシカガヨシカツ** 【足利義勝】 義教の長子。足利五代の將軍。嘉吉元年義教の赤松滿祐に弑せられし時、諸將相議して義勝を擁立す。二年十一月征夷大將軍に補せられ、翌年七月薨す。年僅に十歳。  
**アシカガヨシカネ** 【足利義兼】 義康の子、通稱三郎、遠江守たり。壽永三年源範頼に屬して平氏を討ち、文治五年源頼朝に従ひて藤原泰衡を征す。後薙髮して義勝と號す。正治元年三月卒す。

**アシカガヨシズミ** 【足利義澄】 足利九代の將軍。初名義通。堀越公方政知の子、將軍義政の養子となる。政知の害せられしとき、今川氏親に依り尋て細川勝元に頼る。明應二年政元に擁立せられて將軍となりしが、永正五年足利義種大内義興と共に京師に入るに及び、近江に奔り、八年岡山に薨す。年三十二。  
**アシカガヨシタネ** 【足利義種】 足利八代の將軍。初名義材。義視の子、義政の養子となる。延徳二年將軍職を襲ぐ。細川政元・畠山義豊と戦ひ、敗れて周防に奔り

官爵を削らる。永正四年大内義興と共に京師に上り、再び官職を復す。大永元年細川高國 亂を避けて阿波に赴き、三年薨す。年五十八。

**アシカガヨシツグ** 【足利義嗣】 義満の二子。義満之を鍾愛し義持を廢し義嗣を立てんの意あり。應永十五年正五位左馬頭となり、果進して正二位權大納言に至る。義満の薨後義持の意に従ひ、薙髮して世事に意なきを示し、竊に篡立の志を懷く。應永二十五年正月捕へられて殺さる。年二十五。

**アシカガヨシツナ** 【足利義維】 義澄の第二子。大永七年左馬頭に任ぜらる。後終る所を知らず。

**アシカガヨシテル** 【足利義輝】 足利十一代の將軍。本名義藤。義晴の長子。天文十五年將軍となる。三好長慶威を逞うするを以て近江阪本に奔り、後和して歸京す。永祿八年松永久秀廢立の意あるを知りて備ふる所ありしが、遂にその圍む所となりて自殺す。年三十。

**アシカガヨシノリ** 【足利義教】 足利四代の將軍。義満の子。初僧となり義圓と稱す。義持の死後諸將に推戴

せられて還俗し、永享元年將軍となる。十一年鎌倉管領持氏を滅す。善性剛毅にして諸將の強大なるものを抑へんとせしが、嘉吉元年赤松滿祐に弑せらる。年四十八。

**アシカガヨシハル** 【足利義晴】 足利十代の將軍。義澄の長子。大永元年細川高國に迎立せられて職を襲ぐ。三好長基京師を犯すや近江に奔り、後細川晴元に依り京師に歸る。天文十五年晴元反するや阪本に避け、職を子義藤に譲り十九年薨す。年四十。

**アシカガヨシヒサ** 【足利義尚】 足利七代の將軍。義政の子。初義政子なく、弟義視を嗣とす。義尚生るゝに及び、之を山名宗全に托す、因りて應仁の亂あり。文明五年襲職。長享元年佐々木高頼を近江に討ち、遂に陣中に薨す。年二十八。深く文學を好み、陣中なほ書を講ぜり。(文檢豫、大六)

**アシカガヨシヒデ** 【足利義榮】 足利十二代の將軍。義冬の子、義種の子。永祿八年將軍義輝弑せられし後、三好長祿に迎へられ、十一年襲職す。織田信長義昭を



奉じて京師に入るに及び松永久秀等と阿波に奔り、畿もなく薨す。年三十一。或はいふ久秀に毒殺せらる。アシカガヨシマサ【足利義政】足利六代の將軍。本名義成。義教の第二子。寶徳元年襲職、寛正元年左大臣となる。初子なく弟義視を嗣とし、細川勝元を後見となす。後子義尙生るゝに及び之を山名宗全に托す。時に宗全勝元と權を争ひて隙あり、乃ち之を奉じ黨を結びて遂に應仁の大亂を惹起せり。而も義政深く之を意とせず東山に銀閣を起し驕奢に耽り若讎を事とす。延徳二年薨す。年五十六。

アシカガヨシミ【足利義視】義教の第四子。初僧となりて義尋と號す。兄義政子なきを以て養はれて髪を蓄へ、今出川の館に居る。既にして義政の子義尙生るゝに及び、遂に應仁の大亂を生ず、後また剃髮して道存と號す。延徳三年正月薨す。年五十三。

アシカガヨシミツ【足利義滿】足利初代の將軍。義詮の子。天授元年新第を京師室町に造る、世に花御所といふ。元中九年大内義弘を吉野に遣し、後龜山天皇の

還幸を請ひ奉り天下始めて一統す。應永六年義弘の叛を平ぐ。金閣を北山に起して豪華を極め、又好を明に通じ、その封冊を受く。應永十五年五月薨す。年五十一。(東高師、明三八、海樓、大三)

アシカガヨシモチ【足利義持】足利二代の將軍。義滿の長子。應永二年襲職。九年從一位に昇り、十六年内大臣となる。三十年職を子義量に譲り、義量の歿後又政を聽く。正長元年正月薨す。年四十三。

アシカガヨシヤス【足利義康】足利氏の祖。新田義重の弟。通稱三郎。檢非違使尉となり陸奥判官と稱す。保元の亂に禁闕を衛り、功を以て藏人に補せらる。保元二年卒す。

アジマタテハキ【安島帶刀】勤王家。水戸藩の家老。名は信立。初彌次郎忠壽と稱す。戸田忠之の子、安島信順の養嗣となる。安政五年大番頭となる。この年藩主齊昭再び讎を蒙む。翌年八月職にありて愆重を缺き、公武の不和を醸す罪を以て切腹を命ぜらる。年四十八。明治に至り、正四位を贈らる。

アスカヒメ【安宿媛】クワウミヤウクワウゴウ【光明皇后】を尊よ。

アダチカゲモリ【安達景盛】彌九郎と稱す。盛長の子。源頼家に仕へ、父の故を以て重んぜらる。建保六年從五位出羽介となり、秋田城を管す。實朝弑せらるゝに及び剃髮して高野山に入り大蓮房と號す。常に鎌倉に往來し諮詢を受く。その女北條時頼の母たるに因り、時頼執權たるに及び尊重せらる。寶治二年五月卒す。(文檢豫、大二)

アチキ【阿直岐】百濟の人。阿直岐史の祖。應神天皇の十五年八月、百濟王の使として來朝し、良馬二匹を貢す。輕坂上の厩に置き、阿直岐をして飼養せしむ。阿直岐又經典に通ず、皇子菟道稚郎子師として漢籍を學び給へり。(海樓、明四五)

アチノオミ【阿知使主】漢の靈帝の曾孫。應神天皇二十年王化を慕ひ、子都加使主と共に十七縣の民を率ゐて歸化し、高市郡檜前邑に居る。三十七年勅によりて吳國にゆき、綾縫の女工を携へ來る。履仲天皇の太子

たりし時住吉仲皇子叛す。阿知使主平群木苑と共に變を告げ、太子を扶く。太子即位し給ふに及び擧げて藏人となし食邑を賜ふ。(文檢本、明四三)

アナホベノワウジ【穴穂部皇子】欽明天皇の皇子。母は蘇我稻目の女堅鹽媛。敏達天皇の崩後、物部守屋と謀り位に即かんとして成らず、用明天皇の崩後再び皇位を争はんとし、遂に蘇我馬子に殺さる。(文檢、明四五)

アネガコウチキントモ【姉小路公知】勤王家。右少將たり。攘夷を決行せんとし、詔を受けて近畿の海防を巡視す。偶幕臣勝安芳に兵庫に會し、海防の容易の業にあらざるを聞き歸りて復命す。之より時人に惡まれ文久三年五月猿が辻に刺されて薨す。年三十。明治三十九年正二位を贈らる。

アハタグチヨシミツ【粟田口吉光】山城の刀匠。藤四郎と稱す。則國の子。正元年間の人。或はいふ生國は越前、國吉の門。弘安頃の名人にて藥研徹しの美稱ありと。

アハダノマヒト 【粟田真人】 天武・持統・文武・元明の四朝に歴仕し、律令撰定に與りて功あり。大寶中遣唐使となりて入唐す。則天武后見てその儀容の溫雅を稱すといふ。慶雲二年正三位中納言に昇り、和銅の初太宰帥となり、養老三年薨す。

アブツニ 【阿佛尼】 平度繁の女。藤原爲家の室、冷泉爲相の母。歌文に巧なり。初安嘉門院に仕へ、四條又右衛門佐と稱せしが、後薙髮して阿佛といひ、世に北林禪尼と稱す。建治三年、實子爲相の領たる播磨細川莊を異母兄爲氏が横領せしを以て、鎌倉に至りて幕府に訴へしが、訴訟久しく決せず、弘安四年九月遂に鎌倉月影ヶ谷に歿す。十六夜日記・夜の鶴の著あり。

アフミノケヌ 【近江毛野】 繼體天皇の二十一年勅を奉じて任那に赴く。筑紫國造磐井が新羅と通じ、兵を擧げて之を遮るに會ひて行くを得ず。磐井誅せらるゝに及び漸く赴任するを得たり。然れども治體に通ぜずして、三韓の事益紛糾するに至り、遂に召還せられて歸朝の途次病に罹りて歿す。(文檢、明四〇)

の風評盛なり、老中亦之を疑ひ、密に將軍を城外に移し兵備をなさんことヲ議す。忠秋その不可ヲ力説して議漸く止む。茲に於て風説自ら滅し人心靜なるを得たり。延寶三年五月卒す。年七十四。忠秋人となり廉直敦厚にして人を愛し、又器識あり、弓馬の故實に通し政治の才に富み、信綱・忠勝・利勝等と並び稱せられて名臣の譽あり。

アベノクラハシマロ 【阿部倉梯麻呂】 又内麻呂ともいふ。孝徳天皇大化元年始めて三大臣を置かれし時左大臣となり、次で金策を賜はる。五年三月薨す。

アベノサダタフ 【安倍貞任】 頼時の長子。陸奥厨川邑に居り厨川二郎と稱す。容貌魁偉長身肥大、父頼時と共に陸奥を押領し勅命に従はず。天喜五年鎮守府將軍源頼義を烏海に破り、勢大に振ひしが、康平五年頼義・義家及び清原武則等に破られ、退いて衣川を保つ。又破れて烏海柵より厨川に據りて固守せしが、遂に敗れ奮闘して死す。年四十四。

アベノナカマロ 【阿部仲麻呂】 中務大輔アナモリ船守の子。靈

アフリノミフネ 【淡海三船】 葛野王の孫、池邊王の子。初諸王たり、後姓を賜はりて淡海真人と稱す。藤原仲麻呂の反せし時之を討ちて功あり。中務大輔兼侍從となり、累進して從四位下刑部卿に至り、延暦四年卒す。年六十四。性聰敏、和漢の典籍に精通し文を善くす。嘗て勅を奉じて神武天皇より持統天皇に至るまでの謚號を定む。また懷風藻もその編する所なりといふ。(文檢、明三六)

アベサダヨシ 【阿部定吉】 三河の人。大藏大輔と稱す。徳川清康に仕へ家政を執る。子正豐誤りて清康を弑す。定吉自殺せんとし諸人に止められて果さず。乃ち清康の子廣忠を擁立し心を竭して之を輔佐す。天文十八年十一月歿す。

アベタダアキ 【阿部忠秋】 武藏忍城主。豊後守と稱す。正吉の子。幼より家光に近侍し、累進して寛永十年若年寄となり、十二年老中となり、土井利勝・酒井忠勝・松平信綱等と共に大政に參與す。明暦三年江戸大火あり延いて江戸城に及ぶ、時に之を以て兇徒の所爲なりと

絶二年年十六にして遣唐留學生となる。唐に仕へ官秘書監に至り、名を朝衡と改め、詩文を以て王維・李白等と友たり。天平勝寶中、遣唐使藤原清河と共に歸朝せんとせしが、海上颶風にあひて果さず、再び唐に至り光祿大夫・御史中丞・北海郡開國公に至る。我が寶龜元年正月唐に卒す。年七十。

アベノヒラフ 【阿部比羅夫】 阿倍引田臣とも稱す。齊明天皇の朝越守となり、蝦夷を討ち、鰐田・津輕の郡領を定め、又渡島の蝦夷を從へ、後方羊蹄に政所を置く。又二回肅慎を伐ちて大に之を破る。天智天皇の朝阿曇比羅夫等と共に兵を率ゐて百濟を救ふ。累進して正三位大納言に至り、養老四年薨す。(一高、明三三。東高師、明三六。明四五。大三。東女高師、明四〇)

アベノムネタフ 【安倍宗任】 頼時の子。貞任の弟。鳥海三郎と稱し、驍勇を以て聞ゆ。康平中兄貞任と共に叛し、軍收れて出て降る。頗る源義家に親近せられしが、後僧となりて筑紫に居る。松浦黨はその後なりといふ。

アベノヨリトキ 【安倍頼時】 陸奥の俘囚長。初名頼良。陸奥大掾忠良の子。陸奥六郡を略し勢強大にして朝命に従はず。源頼義命を奉じて來り討つ。會大赦ありて免れしが、その子貞任私怨を以て藤原光貞の營を犯し、將に罪せられんとす。頼時怒り衣川關を閉ぢて叛す。天喜五年九月安倍富忠官軍に屬すと聞き、自ら行きて利害を説かんとし、兵二千を率ゐて發す。富忠伏を設けて邀撃す。頼時奮戦し遂に流矢に中りて死す。

アベマサヒロ 【阿部正弘】 伊勢守と稱す。正徳の子。天保十四年老中となり水野忠邦が改革の後を受け、苛政を除き大に民心の收攬に勉む。安政元年米國と和親條約を結びついで英・露・蘭の諸國と亦之を結ぶ。これより開港・攘夷の論沸騰す。正弘即ち堀田正睦を薦めて老中主座とし専ら外交の事に任せしめ、自ら内政に當る。安政四年六月病を以て辭職し、ついで卒す。年三十九。(文檢本、明三五)

アマクサシラウトキサダ 【天草四郎時貞】 天草一揆の巨魁。渡邊氏又増田氏ともいふ。天主教を奉じ夙に神

アメノウズメノミコト 【天鈿女命】 女神。天照大神の天岩月に匿れ給ふや諸神謀りて窟前に歌舞す。時に命異裝し槽をふせ、之を踏んで俳優をなし一座を哄笑せしめ大神を誘ひ出し奉り、天孫降臨の時猿田彦神を問責して嚮導たらしめ、後また猿田彦神を伊勢に送れり。その子孫を猿女サルメノメと稱す。

アメノオシヒノミコト 【天忍日命】 高皇產靈神の子。天孫降臨の時天津久米命と共に弓矢を執りて前驅警衛せり。大伴連等の祖。

アメノオシホミミノミコト 【天忍穗耳尊】 天照大神の皇子。大神の命により御子瓊々杵尊を降して大八洲國を統治せしめ給ふ。

アメノコヤネノミコト 【天兒屋根命】 神皇產靈神の子。天照大神に奉仕し、後天孫降臨に従ひて中國に降り、太玉命と共に天孫の爲に神籬を建て奉齋し、殿内に侍して防護す。中臣連・藤原氏の祖なり。

アメノタネコノミコト 【天種子命】 天兒屋根命の孫。神武天皇中國を平定し、靈時を鳥見山に設けて皇祖天

童の稱あり、耶蘇の再來として同教徒間に尊崇せられしが、寛永十四年十一月同教徒に推されて兵を擧げ、肥前島原なる原古城に據る。翌年幕軍に陥れられて死す。

アマコツネヒサ 【尼子經久】 出雲の人。鹽冶高貞六世の孫、清久の子。幼より氣節あり。その居城富田城鹽冶掃部に奪はれしが、文明十八年急に襲うて之を復す。之より國人の來り屬するもの多く遂に一國の主となり武威漸く盛にして隱岐・因幡・伯耆を蠶食し、周防の大内氏と争ふ。天文十一年十一月卒す。年八十四。(文檢本、明三三)

アマツクメノミコト 【天津久米命】 天孫降臨の時、天忍日命と共に武器を執りて前驅す。久米直等クメノフキの祖なり。アマノトホカゲ 【天野遠景】 伊豆の人。藤内景光の子。源頼朝の兵を起すに當りて之に従ひ、後伊東祐親を擒にす。壽永中源義仲に使してその子義高を鎌倉に質たらしむ。文治二年筑紫奉行となり、四年鬼界島を征す。比企能員の亂に功あり。(文檢豫、明三四)

神を祭り給ふ時、命は天津罪・國津罪を解除せり。又神祇の祭祀を掌り、朝政を輔佐す。

アメノトミノミコト 【天富命】 太玉命の孫。日鷲命を率ゐて阿波國に穀・麻の種を植ゑしめ、又阿波の齋部を率ゐて安房・上總・下總の地に至り、穀・麻を植ゑしむ。

アメノヒホコ 【天日槍】 新羅王の子。國を弟に譲り我が國に歸化せんとして播磨に來り、携ふる所の種々の寶物を獻じ、大國主命に請ひて近江に居り後但馬に移り、妻を娶りて但馬諸助を生む。

アメノホヒノミコト 【天穗日命】 天照大神、天忍穗耳尊を降し給はんとする時、この命を遣して大國主命に諭さしめ給ひしが、命は却て大國主命に媚び従ひて復命せず。後大國主命國土を獻上し、天日隅宮にかくれし時、この命をして祀の事を司らしむ。

アメモリハウシウ 【雨森芳洲】 對馬侯の儒臣。名は俊良又誠清。字は伯陽、通稱東五郎。京都の人。江戸に出で、木下順庵に學ぶ。才藻卓絶、順庵稱して後進の領袖となす。その薦によりて對馬侯に仕ふ。また韓語

に通ず。晩年和歌に志し古今集を讀むこと一千遍、歌を作ることに一萬首に及ぶ。寶永五年正月歿す。年八十八。著書甚だ多し。

**アメワカヒコ** 【天稚彦】 天津國玉神の子。天照大神、天忍孫耳尊を降さんとし、天稚彦を遣して大國主命を諭さしめ給ふ。天稚彦大國主命の女を娶り、自らその國を得んとし、復命せざること八年。大神雉女を遣して詰らしめ給ひしに、天稚彦之を射殺ししかば、大神怒りて天稚彦を殺し給ふ。

**アラタワケ** 【荒田別】 豊城入彦命四世の孫。神功皇后攝政の四十九年鹿我別と共に將軍となり、新羅を伐つて七國を收め、更に南蠻憚彌多禮を屠りて百濟に與へ官府を置いて歸る。應神天皇の十五年百濟に使し、王仁及び辰孫王を率ゐて歸る。

**アヲキハタセキ** 【新井白石】 名は君美、字は在中、通稱勘解由。江戸の人。正濟の子。穎敏にして大志あり。木下順庵に學び甲府侯徳川家宣の儒官となる。後家宣入りて將軍となるに及び、廟堂の議に參し、萩原重秀

**アリハラノニキヒラ** 【在原行平】 阿保親王の第二子。

天長中弟業平と共に在原姓を賜はる。清和・陽成・宇多の朝に歴仕し、正三位中納言兼民部卿たり。寛平五年薨す。年七十六。嘗て奨學院を創立し子弟研學の所とす。

**アリマハルノブ** 【有馬晴信】 肥前の人。原日野江兩城の主。關原の役東軍に應じ、子直純をして吉川・小西を水津城に攻む。我が商船嘗て亞媽港に漂著してその住民に殺されたるを以て、慶長十四年家康の命を受けて長崎の亞媽船を燒く。十七年罪ありて死に處せらる。天主教の信者。

**アヲキコンヤウ** 【青木昆陽】 名は敦書、字は原甫、通稱文藏。江戸の人。京師に伊藤東涯に師事し、後幕府に仕ふ。時に將軍吉宗銳意殖産の事を謀る。昆陽甘藷の利大なるを見、蕃藷考を著し、幕府に請ひ種子を添へて四方に配布し之を栽培せしむ。その他殖産經濟に資せしこと少からず。又始めて蘭學を研究す。明和六年十月歿す。年七十二。後八碑を建て、甘藷先生の墓

の姦を彈劾し、朝鮮使節の待遇を改め、長崎貿易を制限して金銀の流出を防ぐ等輔翼の功少からず。家宣・家繼相ついて薨じ、吉宗將軍となるに及び、致仕して著述に従ふ。詩文に長じ、史に精しく、又音韻の學に通ず。享保十年卒す。年六十九。著書三百餘種あり。(文檢本、明三五。東女高師、明四〇。山高商、明四五。廣高師、大二。神高商、大四。東高師、大七。)

**アリスガハノミヤタルヒトシンワウ** 【有栖川宮熾仁親王】 熾仁親王の長子。維新の初國事掛となり總裁職に補せらる。明治元年征東總督となり、東北を平定す。西南の役征討總督となり、ついで陸軍大將に拜せらる。二十二年參謀總長に任じ近衛都督を兼ね。二十七八年の役大譚に廣島に扈從し、二十八年一月廣島に薨す。年六十一。

**アリハラノナリヒラ** 【在原業平】 阿保親王の第五子。天長中兄行平と共に姓在原を賜はる。容姿閑雅最も和歌に長ず。右近衛中將たるを以て、世に在五中將と稱す。元慶四年五月卒す。年五十六。

といふ。著書多し。明治四十年正四位を贈らる。

**アンドウジセウ** 【安藤目笑】 八文字屋と號す。通稱八左衛門。京都の書肆。小説を江島屋其積に代作せしめ己の名を署して出版す。八文字屋物と稱して大に世に行はる。後其積と争を生じ、多田南嶺をして代作せしめしが、ついでまた其積と和解し、其積の作に己と連署して出版せり。延享二年十一月歿す。年八十餘。

**アンドウナホツク** 【安藤直次】 三河の人。徳川家康に仕へ戦功多し。慶長十年從五位下帶刀長となる。家康駿府に老するや、本多正純・成瀬正成と共にその老中となり、政務に與る。頼宣の遠江を領するや、請うて之が傳となる。頼宣紀伊に遷るに及び、直次田邊城五萬五千石に封ぜられ、その家老となる。寛永十二年五月卒す。年八十二。(文檢錄、明四一)

**アンドウノブマサ** 【安藤信正】 磐城平の城主。信由の子。對馬守と稱す。萬延元年老中となり、専ら外交の任に當る。當時尊王攘夷論盛にして信正等の外交政策を以て國家を誤るものとし、目して奸賊となし之を憎

むもの少からず。殊に信正が公武台體の手段として和宮の降嫁を奏請するに及びて益憎惡の情を高め、遂に文久二年八月暴徒のために阪下門外に要撃せられその脊を傷けらる。政務多事にして創を包みて事を執る。又露國と樺太事件起るや北緯五十度を以て境界として一步も譲らず。その他小笠原經營・軍艦購入・留學生派遣等その功績少からず。ついで老中を辭す。戊辰の役會津を助けし罪により禁錮せられしが、明治二年赦され、四年十月卒す。年五十三。

イの部

イガミツスエ 【伊賀光季】 佐藤朝光の長子。檢非違使尉となり、伊賀判官と稱す。北條義時の命を受けて京師を護衛せしが、承久の役官軍に攻められて自殺す。

イケタテルマサ 【池田輝政】 三左衛門と稱す。信輝の第二子。初織田信長に従ひ、後豊臣秀吉に屬し、九州征伐・小田原征伐に従ひて功あり。關原の役東軍に屬し南宮山の敵を破り功大なりしを以て、播磨五十二萬石に封ぜられ、後備前三十二萬石を加賜せらる。從三位

通稱秋平。九霞山樵・皇清釣聖・玉海・竹居・三岳道者・大雅堂・待賢堂等の號あり。京都の人。土佐光芳・祇園南海・柳澤里恭等に學び、又清人伊孚九の筆法に私淑し、遂に一家を成し、文人畫を以て海内に鳴る。性淡泊にして稚氣あり奇行に富む。且旅行を好み、高山峻嶺登らざるなし。その畫また飄逸奇變幻出沒窮なく、最も氣品に富む。安永五年四月歿す。年五十四。妻玉瀾亦名あり。

イケベキチジフラウ 【池邊吉十郎】 熊本藩士。名は重章、初條右衛門と稱す。明治十年西南の役賊軍に應じ、兵千餘人を率ゐ熊本右志隊と稱し、各地に轉戦して屢官軍を窘む。亂平きて後長崎に斬らる。年四十。

イコマチカマサ 【生駒親正】 尾張の人。通稱七郎右衛門。豊臣秀吉に仕へ、賤嶽・小牧・小田原・征韓の諸役皆功あり。從五位下雅樂頭に任ぜられ、讃岐高松六萬一千石を食む。慶長三年七月秀吉親正の貞忠にして才幹あるを愛し、擢てて中老となし、中村一氏・堀尾吉晴と共に國事を與り聞かしむ。八年二月卒す。年七十八。

參議に任ぜられ、慶長十八年五月薨す。年五十。

イケダノブテル 【池田信輝】 攝津の人。紀伊守と稱し晩年薨髮して勝人と號す。恒利の子。織田信長に仕へ攝津を領す。後秀吉に屬し、山崎の戦に功あり。天正十二年小牧山の役に秀吉の先鋒となり、長久手に戦死す。年四十九。

イケダハルマサ 【池田治政】 備前岡山の城主。光政四世の孫、宗政の子。性剛毅、深く民政に注意し名君の稱あり。晩年薨髮して一心齋と號す。文政元年十二月卒す。年六十九。

イケタミツマサ 【池田光政】 備前岡山の城主。通稱新太郎。輝政の孫、光隆の子。元和二年父卒し播磨を襲封し、翌年因幡伯耆に徙封、寛永九年又封を備前に徙さる。右近衛少將に任ぜらる。學を好み、深く心を民政に用ひ、賢君の名あり。又熊澤蕃山を任用して藩政を任す。天和二年五月卒す。年七十四。(文檢豫、明四二)

イケノダイガ 【池大雅】 畫家。名は無名、字は貸成、イサナキノミコト 【伊弉諾尊】 地神の初代。傳へいふ伊弉冉尊と共に高皇產靈神の命を奉じ天浮橋に立ち、天瓊矛を以て滄海を探り、破取廬島を得、殿を建て、之に住み給ひ、大八洲國を發見して我が國の基を開き又天照大神・月夜見尊・素盞鳴尊を生み給ふと。

イサナミノミコト 【伊弉冉尊】 前項を看よ。  
イシカハタダフサ 【石川忠房】 徳川幕府の旗本。左近將監又主水正と稱す。安永中二條城番・大阪城番等を歴、寛政三年目附に擢てらる。四年松前に赴き、漂流人を送り來れる露人を諭して歸らしむ。後作事奉行・勘定奉行・道中奉行・西丸留守等に歴任し、天保七年卒す。年八十二。性剛明質直にして勇斷あり。又和歌を善くす。

イシカハマサモチ 【石川雅望】 江戸の文學者。字は子相、通稱五郎兵衛、六樹園・五老齋・逆旅主人等と號す。旅宿を業とす。狂歌を蜀山人に學び宿屋飯盛と號し、又國文・和歌に長ず。後京都より法眼に叙し宗匠の號を賜ふ。文政十三年三月歿す。年七十八。雅言集覽・源注餘滴・北里十二時・飛驒匠物語・都の手ぶり等の著あり。

イシゴリドメノミコト 【石凝姥命】 天兒屋根命の孫、天楯戸神の子。始めて鏡を作る。三種の神器の一たる八咫鏡は命の作る所なり。天孫に従ひて中國に降る。鏡作連の祖。

イシダバイガン 【石田梅巖】 丹波の儒者。名は興長、通稱勘平。京都に住し、始めて心學を唱ふ。延享元年九月歿す。年六十。

イシダフヨシフサ 【石塔義房】 足利尊氏の族。少輔四郎と稱し、後薙髮して秀慶と號す。尊氏に屬し陸奥の鎮將たり。後直義に従ひしが、その歿後頼る所を失ひ、新田義興に應じ、共に攻めて鎌倉を取る。義興敗走するに及び逃れて駿河に匿れ、ついで勅を奉じて男山の官軍を援く。後終る所を知らず。

イシタミツナリ 【石田三成】 本名宗成、小字佐吉。近江の人。奇才あり。豊臣秀吉の知遇を受け、天正十三年従五位下治部少輔に叙任し、事大小となく委任せられ、頗る威權あり。佐和山十八萬石を領す。秀吉の歿後、家康の遂に豊臣氏に利ならざるを知りて之を除か

んとし、上杉景勝と謀り、宇喜多秀家・毛利輝元・島津義弘等と兵を擧げ、慶長五年九月大に家康と關原に戦ひ、遂に敗れて捕へられ京師に斬らる。

イシバシカスヨシ 【石橋利義】 足利尊氏の臣。初名氏義、尾張三郎と稱し、後薙髮して心勝といふ。終る所を知らず。

イセサダチカ 【伊勢貞親】 備中守と稱す。貞國の子。文明五年正月卒す。(文檢豫、明四〇)

イセノタイフ 【伊勢大輔】 歌人。伊勢祭主大中臣輔親の女。上東門院に仕へ、紫式部・和泉式部等と名を齊しらす。後越前守高階順に嫁す。家集あり。

イセナガウチ 【伊勢長氏】 ホウデウサウウン【北條早雲】を看よ。

イソノカミノヤカツグ 【石上宅嗣】 乙麻呂の子。寶龜中太宰帥式部卿となり、藤原永手等と光仁天皇を立つ。功を以て中納言に拜し、ついで大納言に進む。天應元年卒す。年五十三。博く經史に涉り文を善くす。嘗て芸亭を建て儒書を藏し、請ふ者をして閱覽せしむ。本

邦圖書館の始なり。(文檢豫、明三一明三五)

イタガキタイスケ 【板垣退助】 伯爵。舊高知藩士。戊辰の役征東總督參謀として功あり。明治四年參議に任じ、六年征韓論の爲に辭職し、七年民選議院の設立を建白す。爾來一意民權の擴張、議會の開設に盡し、自由黨を組織す。二十九年以後内務大臣たること二回、晩年政界を退隠し専ら社會事業に盡す。大正八年七月薨す。年八十三。常に一代華族論を主唱せしが、遺命して襲爵を願ふことなからしめ、その主唱を實行せり。

イタクラカツシゲ 【板倉勝重】 三河の人。四郎左衛門と稱す。好重の子。初僧となりしが、家康に召されて還俗し、駿河奉行、小田原及び關東代官・京都所司代等となり長吏の名高し。慶長八年従五位下伊賀守、元和九年従四位侍従を拜す。元和六年所司代の職を子重宗に譲りて致仕し、寛永元年四月卒す。年八十。(東高師、明三九)

イタクラシゲマサ 【板倉重昌】 勝重の第二子。内膳正と稱す。大阪冬の陣東西の和成るや使して秀頼の血書

を得て歸る。寛永十四年鳥原の亂起るや、重昌追討使として西國の諸軍を率ゐて攻むれども城兵固守し、軍屢利あらず。幕府更に松平信綱等を遣す。重昌之を聞き功の擧らざるを恥ぢ、信綱未だ到らざるに先だち、十五年正月元日、總攻撃を試み、遂に銃丸に中つて斃る。時に年五十一。(文檢本、明四〇)

イタクラシゲムネ 【板倉重宗】 周防守と稱す。勝重の長子。元和六年父に代つて京都所司代となり、在職三十餘年、人敬すること神明の如く、愛すること父母の如く、父子相ついて名臣の譽あり。正保二年従四位上左近衛少將に進み、明暦二年十二月卒す。年七十一。性愼密沈重、事苟もせず、その訴訟を聴くや障子を隔て、茶を碾き、自ら心の動靜を檢せりといふ。

イチカハベイアン 【市川米庵】 江戸の書家。名は三亥、字は孔陽、通稱小左衛門、小山林堂・金羽山人・百筆齋・樂齋等の別號あり。米元章を學び、殊に楷隸に巧なり。嘗て前田侯に客事す。安政五年七月歿す。年八十。著書多し。

イチザン 【一山】 イチネイ【一寧】を看よ。

イチデウカネサタ 【一條兼定】 房基の子。父に繼ぎて土佐の國司たり。天正元年その臣長曾我部元親に追はれ、遂に殺さる。年三十一。

イチデウカネヨシ 【一條兼良】 藤原氏。經嗣の第二子。文安三年太政大臣となり、四年關白氏長者となる。文明五年薨髮して覺惠といひ、十三年四月薨す。年八十。博學多聞、最も朝典に熟し、又神道・佛典に精しく和歌に巧なり。當時稱して才學絶倫となす。嘗て曰く我嘗丞相に勝れるもの三あり、曰く攝家、曰く太政大臣、曰く延喜以後の事を諳んずと。著書多し。

イチデウフユヨシ 【一條冬良】 兼良の子。後妙華寺と稱す。父に繼ぎて太政大臣・關白・氏長者たり。永正十一年三月薨す。年五十一。新苑玖波集・世説問答等の著あり。

イチネイ 【一寧】 高僧。一山と號す。宋の臺州の人。文永弘安の役後元なほ野心を絶たず、我が邦人佛法を尊ぶを聞き、一寧を間諜として來らしむ。正安元年一寧

建保中將軍源頼家の子千壽丸を奉じ、北條氏を亡さんと謀り事露はる。北條義時兵を遣して來り圍むに及び奮戦圍を潰して遁れ、往く所を知らず。

イトウジンサイ 【伊藤仁齋】 京都の儒者。名は維楨、字は原佐、古義堂・棠隱の別號あり。初程朱學を奉じ、後一派を樹て古學を唱ふ。人となり温厚寛和、門生に教ふるに、道術に明にして治亂に達し有用の材たるべきを以てす。その堀河塾に來り學ぶもの數千人に及び名聲天下に高し。寶永二年三月歿す。年七十九。私諡して古學先生といふ。著書甚だ多し。(高校、明三四)

イトウスケノリ 【伊東祐亨】 伯爵。海軍大將・元帥。舊鹿兒島藩士。勝安芳の海軍兵學校に學び、西南の役博多港を警備し、日清役には聯合艦隊司令長官となり敵艦隊を撃滅す。功を以て子爵を授けらる。日露の役海軍々令部長として功あり、伯爵を授けらる。大正三年一月薨す。年七十三。

イトウトウガイ 【伊藤東涯】 京都の儒者。名は長胤、字は原藏。仁齋の長子。業を父に受け、博學強記最も

太宰府に來るや、執權北條貞時捕へて之を伊豆に流す後その高德を慕ひ之を鎌倉に迎ふ。後宇多天皇亦その徳望を聞いて召見し、眷遇頗る厚し。文保元年十月寂す。年七十一。

イツセノミコト 【五瀬命】 顯頼草薙不合尊の皇子、神武天皇の皇兄。神武天皇と議し、日向を發して東征し孔舍衙坂の戦に流矢に中り給ふ。因て道を轉じて紀伊に向ひ給ひしが、創甚だしくして遂に龜山に薨じ給ふ。

イツベン 【一遍】 時宗の開祖。伊豫の國主河野道廣の子。十五歳にして出家し、名を隨縁といふ。後智眞と改め、建治元年更に一遍と改む。諸國を遊行して融通念佛を勸進す。正應二年八月攝津眞光寺に寂す。年六十一。世に遊行上人と稱す。

イツミシキブ 【和泉式部】 大江雅致の女。和泉守橘道貞に嫁し、小式部内侍を生む。道貞の歿後上東門院に仕へ、和歌を以て著はる。後藤原保昌に再嫁す。著に日記及び家集あり。

イツミノチカヒラ 【泉親衡】 小次郎と稱す。公衡の子、

經學に通ず。公卿・貴人その門に學ぶもの多し。平生他の嗜好なく間あれば書を著す。元文元年七月歿す。年六十九。私諡して紹述先生といふ。著書頗る多し。

イトウヒロブミ 【伊藤博文】 公爵。大勳位。舊山口藩士。十歳の子。初名俊介、春畝と號す。維新後參議・工部卿等に歴任し、明治十五年制度取調の爲歐洲に出張、翌年歸朝し、憲法の制定に従事す。十七年清國に使用て天津條約を締結し、明治十八年第一次の内閣總理大臣となり、二十一年樞密院議長、二十三年貴族院議長に任ず。二十五年以後内閣を組織すること三回、就中二十七八年には日清戦役に處して下關條約を締結す。三十八年統監となりて韓國に赴任す。後樞密院議長に轉じ、四十二年十月滿洲視察の途に上りしが、哈爾濱にて韓國の兇徒に狙撃せられて薨す。年六十九。

イナバイツテツ 【稻葉一鐵】 イナバミチトモ【稻葉通朝】を看よ。

イナバマサヤス 【稻葉正休】 徳川幕府の若年寄。大老堀田正俊の専横を憎み、貞享元年八月之を殿中に殺し、

衆に亂斫せらる。

**イナバミチトモ** 【稻葉通朝】 美濃の人。通明の子。伊豫守と稱し、長通又貞通ともいひ、後薙髮して一錢仙齋と號す。初齋藤氏に仕へ、氏家・安藤二氏と共に西美濃三人衆と稱せらる。永祿七年織田信長に屬し、屢戦功あり。信長の薨後秀吉に仕へ、三位法印に叙す。天正十六年十一月卒す。年七十三。

**イナムラサンバク** 【稻村三伯】 因幡侯の藩醫、後海上隨鸕と稱す。筑前の龜井道載に就き、後長崎に出てジ・ポルトに従ひて蘭學及び醫術を修む。文化八年正月歿す。年五十四。ハルマ和解の著あり。明治四十四年從四位を贈らる。

**イヌカミノミタスキ** 【犬上御田歙】 推古天皇の朝隋に使し、舒明天皇の朝唐に使す。これを遣唐使の始とす。**イノウタタヨシ** 【伊能忠敬】 字は子齋、三郎右衛門又勘解由と稱し、東河と號す。上總の人、神保貞恒の第三子。伊能氏に養はる。高橋東岡の門に入りて西洋曆法を學び、發明する所多く、殊に測量の術に精通し、

幕命によりて全國を測量す。文政四年九月歿す。年七十七。明治十六年正四位を贈らる。(文檢豫、明三八。東高師、明四二。東北農、明四三。海機、明四四。高校、大五)

**イハクラトモミ** 【岩倉具視】 堀河康親の第二子、岩倉具慶の養嗣となる。文久元年公武合體の説に賛し、勅勘を蒙りて岩倉村に閉居し、落髮して友山又對鶴と號す。然れども密に勤王の有志と計畫する所あり。慶應三年三月勅勘を免さる。これより明治維新の大業を翼賛して功績甚だ多し。明治四年外務卿右大臣に任ぜられ、特命全權大使となり歐米諸國に使し翌年歸朝す。七年一月赤阪喰<sup>クヒナガヒ</sup>違にて刺客の爲に負傷す。十一年大勳位に叙せられ、十六年七月薨す。年五十九。太政大臣を贈らる。

**イハサキヤタラウ** 【岩崎彌太郎】 土佐の人。名は寛、東山と號す。彌三郎の子。十四歳高知に遊び、岡本寧浦に學び、安政五年江戸に出て安積良齋の門に入る。慶應二年藩に仕へ、通商を掌る。後九十九商會を起し、

明治四年三菱商會を組織し、汽船運漕業を營み、七年政府の保護を得て郵便汽船三菱會社と稱し、大に海運業を振起し、巨萬の富を積む。十八年二月歿す。年五十二。

**イハサマタベエ** 【岩佐又兵衛】 浮世繪の始祖。名は勝重。荒木村重の子。村重の信長に叛きて自殺するや、乳母に抱かれて遁れ越前の岩佐氏に養はる。慶長中土佐光則に大和繪を學び遂に濃艶なる一家の畫風を創む。世に浮世又兵衛と稱す。慶安三年六月歿す。年七十三。

**イハセタダナリ** 【岩瀬忠震】 修理・肥後守又伊賀守と稱す。字は善鳴、鷗所・蟾洲と號す。目附より外國奉行となる。文久三年七月歿す。年六十一。

**イハノヒメ** 【磐之媛】 葛城製津彦の女。仁徳天皇の二年入つて皇后となり、履仲・反正・允恭の三天皇を生む。三十年天皇八田皇女を妃とするに及び、山城筒城岡の南に籠居し、屢召せども還らず。三十五年崩す。**イハサ** 【磐井】 筑紫の國造なり。繼體天皇の朝、新羅

と通じて叛し、近江毛野が百濟に赴くを遮る。物部麁鹿火勅を奉じて來り伐つに及び戦敗れて誅せらる。

**イヒトヨアラノウウチヨ** 【飯豐青皇女】 市邊押磐皇子の皇女。清寧天皇崩御の後、億計・弘計の二皇子互に位を譲りて帝位に即き給はず。茲に於て皇女忍海角刺宮の朝に臨み假に政を執らる。その年十一月薨す。年四十五。

**イマガハウチサネ** 【今川氏眞】 義元の長子。永祿三年從五位下治部大輔となる。性暗弱群小を近づけ荒淫度なく、國人畔き去るもの多し、元龜元年武田信玄に襲はれ遁れて北條氏康に依る。既にして氏康の子氏政と隙あり、又遁げて徳川家康に依る。後入道して宗關といひ、慶長十九年十月卒す。年七十七。子孫世々幕府に仕へて高家となる。

**イマガハサダヨ** 【今川貞世】 左京亮又伊豫守と稱し、薙髮して了俊と號す。範國の子。足利義詮に仕へ屢吉野を犯し、細川清氏に従ひて官軍を東寺に防ぐ。義満の時鎮西探題となり、菊池氏を攻めて克たず。後讒を



以て義滿に忌まれ遠江に歸る、應永二十七年八月卒す。年九十六。貞世文を好み和歌を善くし書畫に巧に故實に明なり。難太平記・今川壁書・今川雙紙・九州台戰記等の著あり。(文檢本、明三二)

**イマガハノリタダ** 【今川範忠】 範政の子。永享十一年將軍足利義教の命を受けて結城成朝を討ち、享徳四年また上杉氏を授け足利成氏を討ちて古河に走らす。

**イマガハヨシモト** 【今川義元】 氏親の第三子。初僧となりしが。兄氏輝子なきを以て後を嗣ぎ、從四位下治部大輔に任じ駿河守を兼ね。天文・弘治の際三河を略し、又北條氏康と戦ひて互に勝敗あり。永祿二年勢に乗じて尾張を侵し、鷲津・丸根の諸城を陥る。義元意驕り、營を桶狭間に張りて酣飲す。織田信長間道より之を襲ふ。義元遂に敗死す。年四十二。

**イマムラヒヤクハチラウ** 【今村百八郎】 筑前秋月の藩士。名は増賀。宮下丹下の第三子。明治九年十月、熊本の神風連に應じ、宮崎車之助等と共に兵を擧げ、敗れて捕斬せらる。年三十五。

進して左近衛中將參議從三位に至る。文祿征韓の役元帥となりて功あり。關ヶ原の役推されて西軍の元帥となり、遂に大敗して八丈島に流され、明暦元年十一月歿す。年八十三。

**ウダガハゲンシン** 【宇多川玄眞】 津山侯の藩醫。本姓は安岡、名は璣、榛齋と號す。伊勢の人。宇田川玄隨に學び、業成りてその家を繼ぎ江戸に居る。文化十年幕命によりて蘭書を翻譯す。天保五年十二月歿す。年六十六。醫範提綱・和蘭藥鏡・遠西名物考等の著あり。(海兵、明四四)

**ウダガハゲンスキ** 【宇田川玄隨】 津山の藩醫。名は晉、字は明卿、槐園と號す。道紀の子。江戸の人。桂川甫周・大槻玄澤に從ひて蘭學を學ぶ。天明元年驟然舊術を棄て、蘭法に志し、蘭書を譯して西説内科選要十八卷を著す。實に我が國蘭法内科譯書の嚆矢たり。寛政九年十二月歿す。年四十三。なほ東西病考・西洋醫言等の著あり。

**ウダガハトヨクニ** 【歌川豊國】 姓は倉橋、通稱熊吉、

**イムベノヒロナリ** 【齋部廣成】 天宮命の裔。從五位下に叙せらる。大同二年二月中臣氏獨勢威を專にするを慨し、古語拾遺を著はして、朝廷の大祀に與らんことを獻言す。(文檢本、明四〇)

**インゲン** 【隱元】 姓は林、名は隆琦、隱元はその字。明の福州の僧。承應三年將軍家綱の召に應じて歸化し、山城宇治に萬福寺を創建す。本邦黄檗宗の始祖なり。延寶元年四月寂す。年八十。(文檢本、明三七)

ウの部

**ウガヤフキアヘスノミコト** 【鶴鷗草葺不合尊】 彦火々出見尊の御子、御母は海神の女豐玉媛。初媛娠む、乃ち急に産舍を造り未だ屋を葺き終らざるに、尊生れ給ひしかば、かく名づけ給へりといふ。日向高千穂宮に居まし、海神の女玉依媛を娶り給ふ。神武天皇の御父なり。

**ウキタヒテイ** 【宇喜多秀家】 直家の子。通稱八郎。幼にして父を喪ふ。豊臣秀吉取つて子となし美作國を授く。四國・九州の軍に從ひて功あり。天正十五年累

一陽齋豊國と號す。江戸の人。父を五郎兵衛といふ。歌川豊春に就きて浮世繪を學び、出藍の譽あり。後英一蝶・岡田玉山・勝川春英の畫風を折衷して一家を成し、美人・俳優を描くに妙を得て名聲噴々たり。歌川派の畫風世に行はるゝに至れるは、實に豊國入神の妙筆による。文政八年正月歿す。年五十七。

**ウダガハヒロシゲ** 【歌川廣重】 姓は安藤、通稱徳兵衛、一立齋廣重と號す。世々幕府の小吏なり。歌川豊廣の門に入りて浮世繪を學び遂に廣重派を創め、名所の眞景を描くに妙を得たり。東海道五十三次・諸國百景・江戸百景等の錦繪の如き最も世に行はる。安政五年九月歿す。年六十二。

**ウチコナイシンワウ** 【有智子内親王】 嵯峨天皇の皇女。弘仁五年賀茂齋院となり、天長十年二品に叙せらる。承和十年十月薨す。年四十一。内親王資性貞淑、經史に涉り詩文に長じ、無雙の秀才と稱せらる。その詩載せて經國集にあり。

**ウチノワカイラツコ** 【菟道稚郎子】 應神天皇の皇子。

幼より阿直岐・王仁に學び博く經典に通ず。四十年立つて皇太子となる。應神天皇崩御の後、太子位を御兄大鷦鷯尊に譲り尊亦太子に譲り、皇位を空しうすること三年。太子遂に皇兄の志の奪ふべからざるを知りて自害し給ふ。

**ウヅヒコ** 【珍彦】 神武天皇東征の時速吸門に迎へて嚮導となり、名を椎根津彦と賜はる。大和平定に功あり、倭國造に任ぜらる。

**ウヘスギアキサダ** 【上杉顯定】 房定の第二子。房顯の養子。十四歳迎へられて山内家第七代の主となり、尋で關東管領となる。時に同族扇谷定正また管領と稱す。顯定之と戦ひ互に勝敗あり。永正七年越後の長尾爲景を討ちて敗れ奮戦して死す。時に年五十七。

**ウヘスギウチノリ** 【上杉氏憲】 **ウヘスギゼンシウ** 【上杉禪秀】 を看よ。

**ウヘスギカゲカツ** 【上杉景勝】 長尾政景の子。謙信に養はれ、常に之に従ひて軍功あり。謙信歿後事を謀し、越後・越中の半を景勝に與へ、養子景虎に能登・佐

康に逐はれ來りて恢復を托し管領職及び族稱・系圖を讓る。これより上杉氏を稱し、兵を出して連年北條氏と戦ふ。永祿四年上京して正親町天皇及び將軍義輝に謁し、將軍の偏諱を賜りて輝虎と改め、從四位下彈正大弼に任ぜらる。天正六年三月大舉西上して信長と決戦せんとして大兵を集め、將に發せんとするに臨み病みて卒す。年四十九。明治三十五年その祠を別格官幣社に列し、四十一年從二位を贈らる。

**ウヘスギサダマサ** 【上杉定正】 修理大夫と稱す。扇谷家第六代の主。持朝の第四子。同族顯定(山内家)と連年兵を構ふ。文明十八年顯定の反間を信じ、その老臣太田道灌を殺してより威望漸く衰ふ。明應二年十月北條早雲と兵を併せて顯定と戦ひ、落馬して卒す。年五十二。

**ウヘスギゼンシウ** 【上杉禪秀】 名は氏憲。後継髮して禪秀と號す。朝宗の子。持氏管領たる時執事となりしが、同族憲基と權を争ひ、持氏が憲基を助くるを憤りて應永十八年職を辭し、二十三年遂に持氏の叔父滿隆

渡を與へしが、謙信の歿後兩人相争ひ、景勝遂に景虎を殺してその邑を併す。織田信長と兵を交へしが、信長薨後、豐臣秀吉に従ひ屢戦功あり。文祿三年從三位權中納言となり、慶長二年大老に列し、三年會津百二十萬石に封ぜらる。秀吉の薨後石田三成と謀り徳川家康を倒さんとして成らず、後家康に降り、米澤三十萬石を食む。元和九年三月薨す。年六十九。

**ウヘスギキヨカタ** 【上杉清方】 兵庫頭と稱す。房方の第五子。永享十一年兄憲實に代つて管領家執事となる。翌年結城氏朝、持氏の遺子春王・安王を奉じて結城城に據るや、清方上杉持朝と共に之を圍み、翌嘉吉元年之を陥る。後京より歸國の途に殺さる。

**ウヘスギケンシン** 【上杉謙信】 名は輝虎、初名長尾景虎、後継髮して不識庵謙信といふ。爲景の第三子。兄晴景を辭せしめ、又姉夫長尾政景と戦ひ之を滅して越後を徇ふ。天文十六年村上義清の武田信玄に追はれ來りて援を請ふや兵を率ゐて信濃に入り信玄と戦ふ。これより抗戦二十餘年に及ぶ。二十年上杉憲政、北條氏

及びその養子持仲を擁して兵を擧げ持氏を走らす。翌年正月持氏來り攻むるに及びて敗れ、滿隆・持仲と共に自殺す。

**ウヘスギテルトラ** 【上杉輝虎】 **ウヘスギケンシン** 【上杉謙信】 を看よ。

**ウヘスギノリアキ** 【上杉憲顯】 憲房の子。足利尊氏の叛するや、兄重能と共に之に従ひ、屢戦功あり。正平四年足利基氏關東管領となるや、憲顯執事となりて之を輔く。直義歸順するに及び、兵を擧げて之に應じ、尊氏と薩埵山に戦ひて敗れ、後新田義宗に従ひ屢尊氏の兵と戦ふ。基氏その舊功を思ひ、憲顯を諭し、その罪を宥して再び執事となす。基氏の歿後その子氏滿を輔けて東國を鎮し、執事たること舊の如し。正平二十三年卒す。年六十三。

**ウヘスギノリサネ** 【上杉憲實】 房方の子。山内家四代の主。關東管領持氏に仕へて執事たり。才文武を兼ね士民悦服す。屢持氏を諫む。持氏諍はず、永享十年事に托して陰に之を殺さんとす。憲實變を京師に告げ、

上野に奔る。持氏將を遣して之を討たしむ。憲實分陪河原に防ぎて持氏の軍を破りしかば、持氏稱名寺に入りて髪を剃る。憲實之を永安寺に徙す。翌年京軍鎌倉に入る。憲實使を以て持氏の死を宥めんことを乞へども將軍義教聽かず。持氏自殺し、憲實東國を管せしが、幾もなく職を弟清方に譲り、剃髮して諸國を周遊し、文正元年三月長門大寧寺に卒す。嘗て足利學校を再興し、書籍・田園を寄す。(文檢豫、明四四。東高師、大八)

**ウヘスギノリタダ** 【上杉憲忠】 左京亮と稱す。憲實の子。山内家五代の主。管領成氏の執事たり。成氏父の故を以て憲忠を憎み、享徳三年十二月、兵を遣して之を襲ふ。憲忠禦ぐ能はずして戦死す。時に年二十二。

**ウヘスギノリトモ** 【上杉教朝】 禪秀の第四子。父の滅びし時逃れて京都に奔り、康正二年足利政知の執事となり、後發狂して自殺す。年五十四。

**ウヘスギノリハル** 【上杉憲春】 憲顯の第五子。刑部大輔と稱す。關東管領氏滿の執事となる。氏滿の異圖を諫めて、天授五年七月自殺す。

**ウヘスギノリマサ** 【上杉憲政】 民部大輔と稱す。憲房の子。山内家九代の主。上野平井城に居り、北條氏・武田氏と戦ふ、天文二十年北條氏康と戦ひて敗れ、越後に走りて長尾景虎(上杉謙信)に依り、管領職を譲り、猶子たるを約す。景虎乃ち憲政を春日山に迎へて優遇す。天正七年三月卒す。年五十七。

**ウヘスギノリモト** 【上杉憲基】 憲定の子。山内家三代の子。管領持氏の執事たり。應永二十三年禪秀の亂に敗れて越後に奔りしが、翌年佐竹義憲と兵を起して鎌倉に入り禪秀を滅す。二十五年卒す。年三十四。

**ウヘスギハルノリ** 【上杉治憲】 米澤の城主。彈正大弼と稱し、老後鷹山と號す。重宣の養嗣、實は秋月種美の二子なり。學を好み、紀平洲・瀧長愷・澁井老徳等を師として經史を講じ、藩學興讓館を建て、俊秀を養ひ、又講武場に武技を練習せしめ、農桑を勸め善行を旌表す。茲に於て庶民その徳に服し封内よく治る。文政五年三月卒す。年七十七。明治四十一年從三位を贈らる。(文檢豫、大二)

**ウヘスギフサアキ** 【上杉房顯】 憲實の子。山内家六代の主。兄憲忠の足利成氏に殺さるゝや、長尾昌景に立てられて關東管領となり、成氏征伐の御教書を請うて屢成氏と戦ふ。文正元年二月陣中に歿す。年三十二。

**ウヘダアキナリ** 【上田秋成】 通稱東作、餘齋。無腸公子また鶉の屋と號す。大阪の妓女の子。四歳にして孤となり上田氏に養はる。初醫を業とせしが、後加藤美樹に就て國學を修め遂に一家を成す。性狷介人と合はず、小澤蘆庵・伴蒿蹊等の友人あるのみ。晩年その著萬葉集訓點及び筆記八十卷を廢井に溼めて曰く、一時の漫筆未だつくさざるもの多し。されど今や老衰して刪修する能はず、遺して世を誤らんよりは井中に投ずるに如かずと。また好んで戯作に筆を染め、剪枝崎人と號す。よしやあしや・冠辭考續黏・靈語通・雨月物語・春雨物語・聞耳世間猿・疍癖物語等の著あり。文化七年十一月歿す。年七十八。

**ウヘノケンゴ** 【上野謙吾】 名は在方。舊熊本藩士。維新の後諸陵大允たり。明治九年神風連の亂にその帷幄

に參し、熊本鎮臺を襲ひ銃丸に中りて自殺す。

**ウマシマテノミコト** 【可美眞手命】 饒速日命の子、母は長髓彦の妹三炊屋姫。初長髓彦命を奉じて君となす。神武天皇東征の際、長髓彦兵を構へて服せず。命父饒速日命と長髓彦を殺して歸順す。天皇之を賞して宮門の守護を掌らしめ給ふ。物部氏の祖なり。

**ウメダゲンジラウ** 【梅田源次郎】 名は定明、又義質、雲濱又湖南と號す。若狭小濱の人。京都に出て儒を開く。安政以來外船類に武相の沿岸に出没し舉止頗る暴慢なり。朝廷屢幕府にその掃攘を命ずれども幕府優柔にして詔を奉ぜず。源次郎憤慨し、頼三樹三郎・橋本左内等と密に内勅を請ひ水戸齊昭を推して攘夷を實行せんとし、安政五年幕吏に捕へられ、翌六年九月獄中に歿す。年四十四。

**ウラベノケンカウ** 【卜部兼好】 京師吉田に住みしを以て又吉田兼好ともいふ。兼顯の四子。後宇多天皇に仕へて左兵衛尉となりしが、天皇崩御の後出家して専ら風月を友とす。和歌・文章に長じ、當時和歌の四天王の

一に數へらる。晩年伊賀國見山の麓に住し、正平五年二月その地に寂す。年六十九。徒然草の著あり。「手枕の野邊の草葉の霜枯に身はならはしの風の寒けさ」の歌によりて世に手枕の兼好と稱す。(商船、明四〇)

**ウリフギカン** 【瓜生義鑑】 越前の人。瓜生保の弟。延元元年新田義貞に應援し、保と共に金崎城を救ひて戦死す。

**ウリフタモツ** 【瓜生保】 越前の人。判官と稱す。柚山城に居る。建武二年官軍に屬し、名越時兼を攻めて功あり。延元元年藤屋義治を奉じて兵を擧げ、足利高經を越前新善光寺城に破る。翌年春諸弟を率ひ、金崎城を救はんとして賊將高師泰と戦ひて敗れ、弟義鑑と共に戦死す。

**ウキリヤムアダムス** ミウラアンジン 【三浦按針】 を看よ。(陸士、大六)

**ウンケイ** 【運慶】 一に雲慶に作る。康慶の子。世に備中法印と稱す。定朝以來の名匠にて、佛像の眼に玉を用ふることを創む。東寺大佛師職に補せらる。後將軍

の命によりて鎌倉に下り、大倉新御堂及び持佛堂の佛像を造り名聲益揚る。その作今に傳はるもの多し。その子湛慶また著はる。(外語、大四)

**エ** の 部

**エイサイ** 【榮西】 明庵と號す。賀陽氏。備中の人。十四歳叡山に入り顯密二宗を學びて蘊奥を極め、仁安三年二十八歳にして入宋し半年にして歸朝し、文治三年復入宋し建久二年歸朝して始めて臨濟宗を唱ふ。建仁二年將軍源頼家地を京都に賜うて建仁寺を建つ。建保元年僧正となり、二年鎌倉に移り壽福寺を創建し、三年七月同寺に寂す。年七十五。著書多し。(美術、明三五。東高商、明四五)

**エウカシ** 【兄猾】 倭の賊魁。弟猾と共に倭菟田縣に據る。神武天皇東征の時、弟猾は歸順せしが、兄猾は官軍に抗し、道臣命に誅せらる。

**エガハヒデタツ** 【江川英龍】 通稱太郎左衛門、字は九淵、垣庵と號す。世々伊豆韭山の代官たり。自ら節儉を守りて模範を示し管内の風儀を革め、治績頗る見るべ

きものあり。夙に蘭學を修め、また高島秋帆に就きて砲術を研究し、海防の事に興りて功あり。後年反射爐を設けて大砲を鑄造す。安政二年正月歿す。年五十五。(文檢本、大四。海機、大五)

**エジマヤキセキ** 【江島屋其積】 通稱市郎右衛門。京都の人。方廣寺邊に住し大佛餅を賣る。若年の時放蕩にして産を傾けしが、文才あるを以て小説を著し、書肆八文字屋自笑の名を以て發刊す。所謂八文字屋物これなり。自笑の名聲揚るに及びて自ら署名せざりし事を悔い、後合作となし、晩年隙を生じて自己の名を以て出版せり。元文元年六月歿す。年七十。

**エトウシンベイ** 【江藤新平】 舊佐賀藩士。維新の際功あり、累進して明治五年司法卿となりて改定律例を撰し、六年參議に任ず。この年征韓論を唱へて容れられず、辭して郷里に歸り、七年島義勇等と兵を擧げ佐賀城に據りしが、官軍來り討つに及びて連戦利あらず、土佐に奔り捕へられて梟首せらる。時に年四十。  
**エノモトキカク** 【榎本其角】 東順の子。後實井氏を稱

す。初名順哲、晉子。實管齋・狂雷堂・善哉庵・有竹居等の別號あり。近江堅田の人。江戸茅場町に住す。松尾芭蕉の門に入りて俳諧を學び、名聲四方に高く、門下に遊ぶもの頗る多し。所謂蕉門十哲の首なり。寶永四年二月歿す。年四十七。性豪放、俳諧の李青蓮と稱せらる。著書多し。

**エノモトタケアキ** 【榎本武揚】 初名釜次郎。舊幕臣。長崎に赴き外人に就きて蒸氣機械學を學び、後幕命を以て和蘭に赴き海陸兵制を研究し、慶應二年歸朝す。幕府の大政奉還に平ならず、軍艦を率ひて函館に走り五稜廓に據りしが、明治二年力屈して降る。後海軍中將に任ぜられ、八年全權公使として露國に駐劄し千島・樺太の交換に功あり。後海軍卿・遞信大臣・文部大臣・外務大臣・農商務大臣等に歴任す。明治四十一年十月薨す。年七十三。

**オ** の 部

**オクダヒラケンスケ** 【奥平謙輔】 舊長門藩士。字は居正、弘毅齋と號す。明治九年前原一誠と謀りて亂を起